

令和3年12月会議

# 小布施町議会会議録

令和3年12月6日再開

令和3年12月17日散会

小布施町議会

## 令和3年小布施町議会12月議会会議録目次

### 第1号（12月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○再開の宣告	3
○町長挨拶及び議案の総括説明	3
○開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	9
○審議期間の決定	9
○議案第67号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
○議案第68号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
○議案第69号の上程、説明、質疑、委員会付託	11
○議案第70号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
○議案第71号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
○議案第72号～議案第76号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	13
○日程の追加	15
○常任委員長報告（議案）	15
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	16
○散会の宣告	16

### 第2号（12月9日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17

○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
○事務局職員出席者	18
○開議の宣告	19
○議事日程の報告	19
○諸般の報告	19
○行政事務一般に関する質問	19
渡 辺 建 次 君	20
福 島 浩 洋 君	38
小 西 和 実 君	41
竹 内 淳 子 君	50
中 村 雅 代 君	58
小 林 正 子 君	70
大 島 孝 司 君	76
○延会の議決	82
○延会の宣告	83

### 第 3 号 (12月10日)

○議事日程	85
○本日の会議に付した事件	85
○出席議員	85
○欠席議員	85
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	85
○事務局職員出席者	86
○開議の宣告	87
○議事日程の報告	87
○諸般の報告	87
○行政事務一般に関する質問	87
関 悦 子 君	88

小 淵 晃 君	9 8
寺 島 弘 樹 君	1 0 8
水 野 貴 雄 君	1 2 0
○散会の宣告	1 3 1

#### 第 4 号 (12月17日)

○議事日程	1 3 3
○本日の会議に付した事件	1 3 3
○出席議員	1 3 4
○欠席議員	1 3 4
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 4
○事務局職員出席者	1 3 4
○開議の宣告	1 3 5
○諸般の報告	1 3 5
○議事日程の報告	1 3 5
○常任委員長報告(議案)	1 3 5
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 3 7
○常任委員長報告(議案)	1 3 9
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 4 0
○議会報告第11号の報告	1 4 1
○議案第77号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 4 2
○議案第78号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 4 3
○議案第79号の上程、説明、採決	1 4 4
○議員の派遣について	1 4 4
○日程の追加	1 4 5
○常任委員長報告(議案)	1 4 6
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 4 7
○散会の議決	1 4 8
○町長挨拶	1 4 8
○散会の宣告	1 5 0

○署名議員..... 1 5 1

## 令和3年小布施町議会12月会議会議録

### 議事日程(第1号)

令和3年12月6日(月)午前10時再開

再開

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定について
- 日程第 3 議案第67号 行政手続等における押印の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4 議案第68号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第69号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第70号 令和3年度小布施町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第 7 議案第71号 令和3年度小布施町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第 8 議案第72号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第73号 令和3年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第74号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第75号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第76号 令和3年度小布施町水道事業会計補正予算について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のほか

追加日程第 1 総務産業常任委員長報告

追加日程第 2 議案第70号 令和3年度小布施町一般会計補正予算(第6号)について

---

### 出席議員(12名)

1番 寺島弘樹君

2番 水野貴雄君

4番	竹内淳子君	5番	中村雅代君
6番	福島浩洋君	7番	小西和実君
8番	関悦子君	9番	大島孝司君
10番	小淵晃君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	小林一広君

欠席議員（1名）

3番 関良幸君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
総務課長補佐	荒井政人君	企画財政課長	畔上敏春君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	林信廣君
建設水道課長補佐	鈴木利一君	建設水道課長補佐	芋川享正君
教育次長	藤沢憲一君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長	涌井典男	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

再開 午前10時00分

### ◎再開の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

会議に先立ち、本会議から新たに議会へ出席要求した職員の紹介をいたします。

総務課長補佐、荒井政人君です。

以上で紹介を終わります。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

ただいまより令和3年小布施町議会を再開いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、12月会議と呼称いたします。

---

### ◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（小林一広君） 町長から挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、ご登壇願います。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 皆さん、おはようございます。

令和3年小布施町議会12月会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、10月29日に発生した水道水の濁りにより、町民や事業者の皆様に大変なご不便をおかけし、改めておわび申し上げます。今後、水道料金の減額や水道機器修繕等の補修を行うとともに、再発防止に向け、管理体制の見直しを行ってまいります。

さて、11月下旬から、小布施町近隣の山々にも冠雪が見られるようになり、町内の紅葉も見頃を迎えるなど、冬の訪れを間近に感じる季節となりました。8月には第5波と呼ばれる感染拡大が発生した新型コロナウイルス感染症ですが、10月以降は全国的に収束に向かい、小布施の秋の行楽シーズンには、例年のにぎわいには及ばないものの、今年も大勢の来訪者をお迎えすることができました。小布施町らしいにぎやかな風景を今年も見ることができ、安堵するとともに、来年こそは例年のにぎわいも戻ることを祈るばかりです。



11月以降は、県内における新規感染者が確認されない日が続き、日常に近い状況に戻りつつあります。町としては、世界的に感染が広がる新たな変異株、オミクロン株にも十分注意を向けながらも、基本的な感染対策を徹底しつつ、感染状況が落ち着いている時期の社会経済活動の活性化に向け、各種施策に取り組んでまいり所存です。

主要事業の進捗状況と今後の予定を申し上げます。

地域防災について申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により、消防技術大会が2年連続で中止となり、消防団員が火災現場等で的確に対応するための知識や技術を得られる機会が少なくなっていることから、去る11月7日に小布施町消防団主催により、大勢の消防団員の皆様の参加の下、可搬ポンプ取扱い等の訓練が開催されました。この2年間で新入団員として加入された消防団員の皆様はもちろん、過去に大会等に参加し活躍された団員の皆さんにおいても、じっくりと消防機器の取扱いを学ぶ貴重な機会となったようです。今後も小布施町消防団の皆様と協力しながら、いざというときに即応できる体制づくりに努めてまいります。

株式会社G o o l i g h tが進めておりました地域BWA基地局の整備工事が終了し、供用を開始したことに合わせ、公共施設や災害時の避難所等におけるネット環境整備に役立ててくださいと端末機50台を5年間無償貸与していただけることになり、去る11月22日に引渡しが行われました。今後、各公共施設や避難所等に配置をして、有効に活用してまいります。

農業振興、商工振興について申し上げます。

8月の大雨災害に係る農地等復旧作業につきましては、千曲川左岸・吉島地区の復旧作業を10月中に終了し、残りの工区である右岸・大島地区についても、順調に排土砂事業が進んでおり、12月末の完了を目指して取り組んでいるところでございます。

商工振興につきましては、観光消費が落ち込む年末から2月にかけて、飲食店やお土産物店を応援することを目的として、本日より飲食店・お土産物店応援券の販売を開始しております。町民の皆様には、この機会を利用して、ふだんから利用しているお気に入りのお店はもちろん、新しいお店の開拓なども楽しんでいただき、町内での消費喚起にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

地域の環境整備について申し上げます。

いよいよ冬本番を迎えようとしております。住民の皆さんが冬期間にも安全に移動できるよう、11月30日に除雪対策会議を開催いたしました。新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、依然として建設業が厳しい状況に置かれておりますが、昨年より1企業少ない町

内外19企業の皆様のご協力をいただくことができました。ご協力いただきます企業の皆様にお礼を申し上げます。今年の冬は降雪が多いと予想がされます。いざというときにしっかりと対応できるよう、気を引き締めて取り組んでまいります。

健康福祉について申し上げます。

新型コロナワクチンの接種については、町内の医療機関や住民の皆様のご協力により、2回目接種率が対象者全体の88%を超える状況となっております。今後、医療従事者の皆様に皮切りに、3回目のブースター接種が始まりますが、希望する皆様が円滑に接種できるよう、着実に取り組んでまいり所存です。

冒頭でも触れましたとおり、現在は小康状態にある新型コロナウイルス感染症ですが、新たな変異株、オミクロン株の確認や年末年始の人流増加に伴い、いわゆる第6波の感染拡大が懸念されております。今後ますます寒さが厳しくなり、季節性インフルエンザなどの流行時期にも重なりますので、引き続き基本的な感染予防策の徹底にご協力をお願い申し上げます。

教育文化関係について申し上げます。

宝生流能楽師シテ方の佐野 登先生とのご縁で始まりました、7回目となりますおぶせ能の公演が、今年は文化庁のARTS for the future!の助成をいただき、11月23日に北斎ホールで開催をされました。

当日は、本公演の能に「黒塚」、「酢薑」、仕舞「班女」、町民参加型能「草紙洗」、子供お肴謡隊、子ども教室の児童の皆さんによる能楽「竹生嶋」と多彩なプログラムが披露され、小布施の晩秋に彩りを添える舞台となりました。能公演にご尽力いただきました実行委員の皆さんに心からお礼を申し上げます。

同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくし、一人一人が大切にされるまちづくりを進めるため、第47回人権フェスティバルを12月4日に北斎ホールで開催いたしました。町民の皆様にも大勢ご参集いただき、誠にありがとうございました。

当日は、開会行事及び人権同和教育啓発ポスター・作文・標語の入選者表彰、優秀作品の発表後、長野市出身で2020東京パラリンピックマラソン銅メダリストの堀越信司さんを講師に招き、「障がい当事者・パラアスリートとして考える共生」と題し、講演をいただきました。引き続き、町民一人一人の人権が尊重される明るいまちづくりを目指して、多くの学習機会を設け、啓発事業に取り組んでまいりますので、なお一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

おぶせミュージアム・中島千波館では、12月3日から「美術館ノート p a g e . 3 おぶせミュージアム中島千波館一収蔵品展一」を開催しております。小布施町ゆかりの作家や美術品に関係する作家の作品のほか、新収蔵となる作品も公開します。第2展示室では、中島千波画伯の代表作である「桜屏風」5点も展示しております。大勢の皆さんにご覧いただきたいと思っております。

高井鴻山記念館では、冬期展「北斎を招いた文人画家～高井鴻山の世界～所蔵作品展」を12月10日から開催します。今回の展示は、館で所蔵している中から、市有の作品も含めて、代表的な作品を展示しております。

なお、期間中1月20日まで、これは歩廊にて、高井鴻山席書大会の入選作品も展示しますので、併せてご覧ください。

令和4年度予算編成方針について申し上げます。

令和4年度予算編成は、私が町長に就任して初めての本格的な予算編成となります。私の公約であります「すべての人にとって豊かで幸せな町に」の実現のために掲げました「繋ぐ（つなぐ）」、「整える（ととのえる）」、「育む（はぐくむ）」の施策の具現化の初年度として位置づけるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響などを踏まえながら、豊かな町民力をお願いし、小布施町らしい新たな価値を創造し、実践・実行することで、町内外の皆さんに幸せと魅力を感じていただける、また、日々変化を続ける社会情勢や町民の皆さんのニーズを的確に把握し、スピーディーに、また柔軟に対応できるよう、予算編成を行ってまいります。

今後想定される公共施設の更新事業、また想定外の災害対策など、財源の確保が必要であり、財政調整基金の取崩しを最小限にとどめられるよう、各課の連携を密にし、横の連携の取れた予算編成を心がけるとともに、全ての事業において、国・県補助金・交付金の最大の活用を図り、歳入を確保し、事業の効率的な執行に努めるとともに、歳出の見直しを行うことにより、財政の健全化を図ってまいります。

また、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする第6次小布施町総合計画に挙げられた基本計画を踏まえ、達成に向けた取組を具現化してまいります。

基本計画である出産・子育て・教育、健康・医療・福祉、学び・交流・文化、産業振興・移住定住、環境・防災・インフラ、協働の推進・行財政改革の達成に向け、各分野のありたい姿、行政施策、達成目標との整合性を図った予算編成を行ってまいります。

加えて、デジタル社会の構築を進めるため、自治体DX推進計画の内容を確認・検討し、

事業化に向けた取組等に各課の事業を連携させ、予算の取捨選択と集中、限られた財源で、より効果的な施策の運営と好循環を目指してまいります。

今までの町民の皆さんとの協働のまちづくりの中で培ってきた経験や、多くの皆さんから学んだ気概・知恵・行動力を最大限に生かし、予算編成に取り組んでまいります。

本日提出いたしました議案について、総括説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、行政手続等における押印の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例 1 件、一部改正条例 2 件、一般会計補正予算及び特別会計補正予算 7 件の計 10 件になります。

行政手続等における押印の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例は、押印廃止により条例改正が必要となる 3 条例について、改正をまとめて行うものです。

小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を引き上げるものです。

小布施町健康保険税条例の一部を改正する条例は、上位法の一部改正に伴い、未就学児がある場合の被保険者均等割額について減額するものです。

令和 3 年度一般会計補正予算（第 6 号）は、7,894 万 3,000 円を追加し、補正後の予算額を 64 億 6,650 万 3,000 円とするもので、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費で、全額国庫支出金によるものです。本補正予算につきましては、一部年内支給を行う予定のため、本日ご議決をお願いするものです。

一般会計補正予算（第 7 号）は、2,709 万 2,000 円を追加し、補正後の予算額を 64 億 9,359 万 5,000 円とするものです。歳出の主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種事業費 2,063 万 9,000 円、公共下水道特別会計繰出金 2,475 万円の追加、人事異動に伴う精査で 2,800 万円余りの減額などです。歳入は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う国庫支出金 2,063 万 9,000 円、財政調整基金繰入金 260 万円などです。

国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、5,215 万 7,000 円を追加し、補正後の予算額を 12 億 9,723 万 6,000 円とするものです。

介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、56 万 6,000 円を追加し、補正後の予算額を 11 億 4,644 万 2,000 円とするものです。

下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、2,475 万円を追加し、補正後の予算額を 5 億 3,629 万円とするものです。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、693 万 6,000 円を追加、補正後の予算額

を1億8,917万9,000円とするものです。

水道事業特別会計補正予算（第3号）は、収益的支出に33万7,000円を追加し、補正後の額を2億475万1,000円とするものです。

以上、議案について総括説明を申し上げました。よろしくご審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、12月会議最終日に、人事案件などの追加議案提出を予定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（小林一広君） これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

3番、関 良幸議員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わりにいたします。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のおとりでありますので、あらかじめご了承願います。

直ちに日程に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林一広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第117条の規定により、議長において

7番 小 西 和 実 議員

8番 関 悦 子 議員

以上の2名を指名いたします。

---

◎審議期間の決定

○議長（小林一広君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

12月会議の議会運営に関する議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

大島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大島孝司君登壇〕

○議会運営委員長（大島孝司君） 議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

12月会議の運営につきまして、11月29日に議会運営委員会を開催いたしました。

審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日から12月17日までの12日間とすることに全員一致で決定しましたことを報告いたします。

○議長（小林一広君） お諮りいたします。12月会議の審議期間につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、12月17日までの12日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、12月会議の審議期間は12日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

---

◎議案第67号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第3、議案第67号 行政手続等における押印の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第67号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第67号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

◎議案第68号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第4、議案第68号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第68号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第68号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第69号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第5、議案第69号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第69号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

◎議案第70号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第6、議案第70号 令和3年度小布施町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第70号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第70号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

なお、議案第70号は、本日この後、総務産業常任委員会を開催し、審査をお願いしたいと思います。

---

◎議案第71号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第7、議案第71号 令和3年度小布施町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第71号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第71号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第72号～議案第76号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第8、議案第72号から日程第12、議案第76号までは、特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第72号及び議案第73号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長の議案の説明が終わりました。

続いて、議案第74号から議案第76号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。  
林建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第74号から議案第76号までについての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号から議案第76号までについては、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号から議案第76号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

先ほど総務産業常任委員会に付託しました議案第70号について、総務産業常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時51分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま総務産業常任委員長から、先ほど委員会に付託しました案件に係る委員会審査報告書が提出されましたので、ご報告いたします。

---

◎日程の追加

○議長（小林一広君） お諮りいたします。お手元に配付いたしました追加日程表のとおり、日程を追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、日程を追加いたします。

---

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 追加日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました追加日程第2、議案第70号について、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

福島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○総務産業常任委員長（福島浩洋君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

本日午前11時18分から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、令和3年12月会議で付託された議案第70号 令和3年度小布施町一般会計補正予算（第6号）についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第70号についての主な質疑のものとして、子育て世帯臨時特別給付金の給付対象者数、所得制限で給付にならない世帯数、パートタイム会計年度職員報酬の時給は。対象者となる基準日は。18歳までの年齢基準は。対象者数の積算については。これから出生者については等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、

議案第70号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和3年12月6日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

○議長（小林一広君） 以上で、総務産業常任委員長報告が終わりました。

---

#### ◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第70号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより、議案第70号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時55分

## 令和3年小布施町議会12月会議会議録

### 議事日程(第2号)

令和3年12月9日(木) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に対する質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
4番	竹内淳子君	5番	中村雅代君
6番	福島浩洋君	7番	小西和実君
8番	関悦子君	9番	大島孝司君
10番	小淵晃君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	小林一広君

### 欠席議員(1名)

3番 関良幸君

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
総務課長補佐	荒井政人君	企画財政課長	畔上敏春君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	林信廣君

建設水道課長  
補佐

鈴木利一君

建設水道課長  
補佐

芋川享正君

教育次長

藤沢憲一君

監査委員

畔上洋君

---

**事務局職員出席者**

議会議務局長

涌井典男

書

記

柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入る先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

3番、関 良幸議員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

---

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。

朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。



---

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（小林一広君） 最初に、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきます。

1 問目、不登校生やひきこもり当事者への支援ということです。

（1）文部科学省の発表によると、2020年度の不登校の小・中学生は19万6,127人で、前年度比8.2%増え過去最多になったとのこと、また県は、ひきこもりを社会的な問題として捉え、支援に携わる民間団体や行政間の連携を深めることを目的に、今後のひきこもり支援に関する検討会、関係者は19人で構成されているそうですが、の初会合を8月にオンライン形式で開催したと報道されています。

小・中学生の不登校は、担任を通して町で把握できたとして、高校生はどうか。また、それ以上の年代で支援の必要な人の把握はどうか。

県の調査では、県内77市町村のうち、把握率は約30%程度とのこと、当事者との関係づくりがいかに困難であるかを物語っています。行政機関や民間団体による取組は、地域によって大きな開きがあるようです。

行政の支援機関としては、生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づき、生活就労支援センターまいさぼが、町村は県及び市に設置され、小布施町は、まいさぼ信州長野の担当になっています。民間団体としては、NPO法人ぱーむぼいす（2009年設立）、相談事業・学習支援・居場所支援・高卒資格取得支援・就労準備支援で10年以上の実績がある、その法人が存在しています。キャンパスやセンターは飯山市、中野市、須坂市に設けられており、小布施町にはありませんが、通うとすれば利用しやすいわけです。

そこで、質問です。

①支援の必要な人の把握はどのようになっているか。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関との連携によって、教育相談体制の充実の推進が文科省によってなされています。早期対応が社会的自立につながりやすいと言われてしています。

②中間教室が設置されましたが、何人の子供が通えているのでしょうか。通えていない子

供の居場所や学習支援はどうなっているでしょうか。

中卒後の生徒の状況把握と高校卒業資格取得支援はどうなっていますか。

4番、高卒後、あるいはそれ以上の若者の一般就労支援は。

5番、町の相談窓口はどこになりますか。また、②、③、④で民間機関を利用する場合、柔軟な所得制限を前提とした必要経費の援助は考えられないでしょうか。貧困の連鎖防止という点から。

ちなみに、中野市や木島平村、山ノ内町等では行われているようです。

小布施町も、生活に困難を抱える人を誰一人取り残さないという、その姿勢を示してほしいと思います。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） おはようございます。

それでは、渡辺建次議員の不登校生やひきこもり当事者への支援について、5項目にわたりご質問いただいておりますけれども、私のほうから、3項目につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の支援の必要な人の把握はどのようになっているかのご質問でございます。

小・中学校の不登校の児童・生徒に関しては、主に担任が訪問や電話などにより本人や保護者とコンタクトを取り、生活状況の把握や学習相談を行っております。学校には来ることができても教室に入れなかったり、学校での人間関係や学習面、家庭生活など、困り事を抱えている子供や、障害などにより特別な配慮が必要な子供もいます。このような子供とご家庭を支えるため、学校職員に加え、県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町の保健師や臨床心理士、精神保健福祉士なども関わってもらい、支援の輪を広げ、いろいろな方面からサポートできるよう努めております。

なお、一般のひきこもり傾向にある方の状況につきましては、確実に把握できているわけではございません。

2点目のご質問の中間教室が設置されたが、何人の子供が通えているか、通えていない子供の居場所や学習支援はとのご質問でございます。

学校外における児童・生徒の居場所として、昨年9月から試行的に中間教室を開催しております。現在は、学校の登校日である月・水・金曜日の午前9時から正午までの間、北斎ホールまたは公民館に指導員を配置して、訪れる児童・生徒の対応を行っております。開始す

るに当たり、増加傾向にあった中学校の不登校ぎみの生徒や保護者、養護教諭などの学校職員と検討を行い、場所や時間を設定いたしました。

当初は利用者が少なく、全く来ない日もありましたが、四、五人の中学生が不定期で利用しておりました。今年に入ってから、小学生3人の利用が始まり、そのうち1人はかなりの頻度で訪れております。

学校、教室に限らず、そのお子さんにとってよりよい学びの環境を考えるとともに、社会や地域とのつながりを切らないよう、保護者との連絡・連携を密に取っていきたいと思います。加えて、今後の学びを保障するツールとしまして、タブレット端末の活用方法についても検討していきます。

3点目の中卒後の生徒の状況把握と高校卒業資格取得支援はとのご質問でございます。

中学校卒業後の生徒の状況把握についてであります。特定のケースの対応を除き、積極的な情報収集を行っているとは言えない状況でございます。また、高校卒業資格取得支援も実施していません。過去には、高校訪問などにより、子供たちの情報把握を行ったこともありますが、改めて検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） おはようございます。

それでは、私のほうから、4点目、5点目の質問にご答弁をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、高校卒業後、あるいはそれ以上の若者の一般就労についてでございます。これは、どのように進めていくのかという質問内容と思えます。

まず、不登校やひきこもり傾向が強かった当事者が改善に向けて支援していくための相談は、健康福祉課福祉係で担当します。親族などから町や民生委員などに相談・問合せがあれば、担当者が保健師や精神保健福祉士などと一緒に状況を伺います。その上で、ご本人にお会いして面談、気持ちを確認しながら、支援の方向性の確認などへと進めていくこととなります。

ひきこもり期間が長い方に対しては、社会生活への復帰に向けて、一定程度慣れていく場として、みすみ草の地域活動支援事業に参加し、外に出ることが継続的に無理なく行えるような支援から始めてまいります。

若者への一般就労支援につきましては、まず、町はまいさぼ信州長野と情報共有し、進めています。まいさぼとは定例会を開催し、状況確認や支援の方向性の確認などを行っています。その上で、就労支援の段階の方に対しては、本人の状況や段階に応じた様々な就労支援機関と連携します。

例えば、15歳から49歳までの方で一般就労を希望する方に対しては、ハローワーク、地域若者サポートステーション・ジョブカフェ信州といった機関へつなぎます。また、障害者手帳などをお持ちで、一般就労が困難であり、障害者雇用などを目指す人へは、障害者就労生活支援センターと連携しながら、就労支援と生活支援の一体的な支援を行っています。企業などへ就労がすぐには難しい人に対しては、障害福祉サービスの就労移行支援B型・A型、就労継続支援などを利用し、障害者の福祉事業所で働きながら、長く働き続けるための日常生活の管理や健康維持など、健康管理や生活リズムを整えるための支援を行っています。

しかし、中学卒業後の不登校や退学、ひきこもりの家庭について、状況把握を十分にできていない現状でございます。高校進学後の生徒の様子を把握できるように、高校との連携強化、さらに、不登校やひきこもり期間が長期間にならないよう、家庭や本人に寄り添うような見守り、つながり続ける支援も必要であり、求められていると考えています。

次に、町の相談窓口はどこかとのご質問でございますが、ひきこもりに関しては民生児童委員を担当する健康福祉課福祉係が、精神保健に関わる相談として相談があれば、健康係が所管します。相談に係る必要な経費については無料です。相談以降、必要な支援に当たり、障害福祉サービスを利用することになれば、一定のご負担を求めます。

また、事業所の利用については、具体的に検討した事例を踏まえまして、これまでも個々の皆さんの状況を踏まえ、事業所と支援について打合せさせていただいています。具体的事例があれば、他市町村がどのような事業の利用に対して、どのような支援をしているか、詳細を確認してまいります。利用を希望される皆さんの気持ちに寄り添い、対応を進めてまいります。

なお、国では、ひきこもり支援における各分野の関係機関との連携という通知を発出しておりまして、ひきこもりの方への支援を充実できるよう、子ども・子育て支援施策をはじめとする体制の整備を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、前半部分と後半部分ですかね。

前半部分においては、中間教室に通う子供たちの学習支援というんですかね、学力について、どの程度保障できているのか。

それから、2点目として、高校卒業資格取得支援は実施していないということですが、今後の対応について。

後半部分、みすみ草でも支援が行われているようですけれども、もう少し具体的な内容をお願いいたします。

もう一点は、民間の事業所の利用について、具体的事例に即してということになっていますけれども、経済的な支援も含めて前向きに考えておられるのかどうか、お願いします。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、渡辺建次議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の中間教室における学習支援はどのように行っているかということでありませう。

先ほども答弁のほうでお答えをさせていただきましたが、今年になりまして、小学校の児童の方が頻繁に中間教室をご利用いただいております。一応、中間教室におきましては、学習というよりも、いわゆる今不登校になっておりまして、いかに外の方と触れ合うとか、生活のリズムを取り戻すということをまず1番目に考えております。そのような中で、定期的に決まった時間に中間教室をご利用いただき、子供たちが学校に行けるきっかけづくりを中間教室の中で、まずつくればいかなということに対応させていただいております。

答弁でもお話ししましたが、今後はタブレットの端末をまた利用するような中で、そういう学習支援についても行っていければと考えております。

まず、2点目の高校卒業資格取得の支援、今後の対応についてでございます。

こちらにつきましても、議員のほうからご質問の中にありました、民間の事業所のほうでもそのような対応を行っておるということであります。それで、須坂キャンパスのほうにつきまして、お隣でありましたので、須坂市さんのほうにもちょっと確認をさせていただきました。数名の方が今、キャンパスをご利用いただいているというようなことであります。

そちらのほうの支援につきましても、私ども、まだ細かい詳細等も確認しておりませんので、経費的に幾らかかるのか、そういう部分をまた検討させていただく中で、進めてまいればと思っております。

私のほうは以上でございます。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、後段の質問に対する再質問ということで、私のほうから、最初に、みすみ草で何をということでございます。

まず、みすみ草につきましては、町は地域生活を支えるということで事業を行っております。そのようなことから、まず居場所ということで、ひきこもりであった方が居場所として、外へ出る場を提供するというのが一番の趣旨になるかと思えます。なので、通ってきていただいて、すぐに何をやるというようなことから始めるわけではございません。あくまでも通っていただく場所ということで、順次慣れてきますと、そこで就労に向けたいろいろな活動が始まっていくと。さらに慣れたところで、障害サービスの利用につながっていけば、就労支援継続のB型というような事業を、みすみ草さん、夢工房福祉会さんとしてB型の事業を運営しておりますので、そういったところにつなげ、さらにという形になっていくスタートの部分のみすみ草で担っております。

次に、具体的経済的支援を考えているのかということでございますが、障害者自立支援法と、それから生活困窮者の自立支援というようなことで、法体系でいうと2つ課題があります。生活困窮者自立支援というものを、近隣、北信の町村さんのほうの様子を伺いますと、生活困窮家庭の子供に対する学習支援、生活支援事業というものを行っております、これは町村の社協さんが事業主体になり、町でいうところの学習支援セミナーと同様のような取組が行われているというふうに考えております。町内のボランティアの皆さんに協力していただきまして、学習支援を行っているということでございます。

また、そういったところへ通われるお子さんなどについては、町村の教育委員会、それから小・中学校が把握した方に声をかけたり、相談を受けた方に対して働きかけ、頼っていただいているというふうにつなげているということでございます。

それから、具体的に私ども、成人、それから高校卒業後ということで、成人の方について様々な相談に乗っております。そこがまずスタートになってくるわけですが、ここ二、三日でも成人の方で、当事者の方とお母さんが相談に来るという事例があります。もう既に就労支援A型ということで、全体的に言えば、かなり改善傾向に入ってきている方ですけども、今、1週間に1日しか行けない日が続いてきてしまっているというようなことから、鬱状態、どうしたらいいかというような相談を受け、入院を検討する必要があるねということで、病院の外来相談室に保健師が同行し、対応するというような形を取らせていただいております。

また、全く新たに関わりを持った方等は、お母さんと来庁されまして、保健師だけではちょっと荷が重いかなということで、精神保健福祉士などにも関わっていただきまして、入院

を繰り返して、現在通院中ということですが、そういった方にお話を聞かせていただき、通院とか、その後の、気持ちを理解した上でステップを踏んで、就労に向けて進めていこうというような話をさせていただくというようなことをさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2問目に移ります。

新たな観光（感幸）振興戦略を。

あえて、幸せを感じるという同音異義語をなぜ用いたかですけれども、小布施町には変化に富んだ四季折々の風景だけでなく、町内では美術館等で著名な芸術家による銘品にめぐり会うことができ、視覚を通しての心の平安と豊かさが感じられるということ。その上、ほぼ一年中、多種多様な果物や工夫を凝らした食事によって、味覚を満足させることができるということ。まさに幸せを感じる事ができ、一度訪れたらまた訪れたい、そのうちに、ずっとここに住んでみたいと思わずにはいられない、それが小布施町です。そんな意味を込めた同音異義語の使用です。

そして、まだ見いだされていない多くの人を引き寄せられる魅力が小布施町にはあると思います、以下2点について伺います。

(1) 桜井町長は町長選出馬に当たって、公約の一つに「小布施町を湯治場に」を掲げておられました。湯治場とは、温泉地に少なくとも1週間以上滞留して、特定の疾病の温泉療養を行う場所とされています。

そこで思い出されるのは、数年前に議会視察をした蔵王かみのやま温泉クアオルトです。山形県上山市は平成20年度から、自然環境や温泉、食などの恵まれた地域資源を生かして、市民の健康増進、交流人口の拡大による地域活性化を目的に、健康・環境・観光の3つの柱の下、「心と体がうるおうまちづくり」に取り組んでいます。

①で、町長の構想される湯治場とはどのようなものかということです。

2点目、コロナの第5波は、ワクチン接種の進展でほぼ収束に向かっています。経口治療薬も次々と開発され、今後は通常の感染症として、ウイルスと共存する新型コロナのインフルエンザ化が進むと見られており、世界の一部では感染の再拡大が見られますが、数年のうちには訪日外国人観光客（インバウンド）が増加するであろうことを希望的観測を込めて期待するものです。そのための準備としての提言です。

観光庁の訪日観光目的調査によると、国別に大きな特徴があるということが分かります。訪日外国人観光客の多い順に、1位の台湾人は「テーマパーク」、「旅館に宿泊」、2位の韓国人は「日本食」、「日本の酒」、3位の中国人は「ショッピング」という結果になっているそうです。

以上の国々は、近隣ということもあり、滞日期間が短く、観光消費額も少ないようです。それに対して、アメリカ人を代表とする欧米人は高額の旅費を使うため、滞日日数も長く、観光消費額も総体的に多くなるそうです。

そして、ここで注目すべき点は、その観光目的です。日本の歴史や文化に大きな視点があるということです。数年前、世界的な北斎ブームで小布施町が脚光を浴びたのを昨日のことにように思い出されます。北斎ブームは去ったとしても、小布施町には、まだまだ多くの歴史・文化の魅力が存在します。例えば、皇大神社や諏訪社をはじめとする30以上もの神社や12余りの寺院です。

それで、2点目の質問ですが、訪日外国人は、神社とは何か、どういう歴史があり、それぞれの神社にはどういう意味があるのかを知りたいと思っているようです。同様に、お寺とは何か、その歴史・宗派の違い等に興味があるようです。

そこで提言です。以上述べたようなことの英語のガイドパンフレットをネイティブの、ネイティブというのは英語を母語とする人ですけれども、の人を交えて作成してはどうかということですが。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

渡辺議員の新たな観光（感幸）振興戦略、湯治場についてお答えをいたします。

まず、渡辺議員のご質問のありました感幸、「観光」ではなくて「感幸」という字が使われていますけれども、まさしくこれからの観光は、幸せを感じていただくという意味合いが小布施町にはふさわしいというふうに感じております。ありがとうございます。使わせていただきます。

ご指摘のとおり、本来の湯治場とは、温泉地に1週間以上滞在し、特定の疾病の療養を行う温泉地のことを指します。小布施町を現代の湯治場にとは、小布施にある程度滞在していただくことで、心と体を癒やしていただきたいというものです。

コロナ禍がある程度収束し、日本全国で宿泊料金や移動手段の値下げ、イベントの開催な



ど、集客に奔走しております。ですが、小布施町に来られるお客様は、落ち着く、安らぐ、癒やされるという感想を抱いて帰られます。小布施町にあるコンテンツを生かし、観光地のさらに先、小布施町で癒やされるために来町される、そんな町にしたいと考えております。

小布施町では、新生病院をはじめとする医療体制が充実しております。また、温泉、質の高い食、各種スポーツ施設、近隣に豊かな自然など、様々なよいものがあります。これらに心を癒やすコンテンツ、住民との交流や自分を見詰め直すプログラムなどを加え、小布施町に来ると元気になれる、そんなまちづくりをしたいと考えております。

もちろんこれは、この小布施町に住む人たちにとっても、小布施町に住んでいると元気になれる町でもあります。令和4年度より、具体的に何ができるかを検討してまいります。

2番の神社仏閣のインバウンド向けのパンフレット制作についてでございますが、ネイティブな英語のパンフレット作成についてお答えをいたします。

現在はコロナ禍のために、いまだにインバウンドの皆様は、なかなか小布施町には来られない状況が続いておりますが、いずれは昔のように来町されると期待をしております。

小布施文化観光協会に聞きますところ、欧米からのお客様の一番の興味は葛飾北斎、アジアからのお客様の一番の興味は栗と栗の小径だということです。現在、小布施町のガイドパンフレットは、完全版が英語のみ、ダイジェスト版が英語、中国語、韓国語を用意しております。英語のパンフレットにつきましては、作りましてからかなり時間がたっており、現代の言い回しではない部分も見受けられます。いずれは改訂の必要もあると考えられます。その際に、小布施町の歴史と絡めながら、小布施町の神社とお寺にも触れていければと考えております。

時期と内容につきましては、お客様の窓口であります小布施文化観光協会と検討を重ねながら進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、二、三質問させていただきたいと思います。

町長の心を癒やすコンテンツとか、自分を見詰め直すプログラムというのをおっしゃられましたけれども、もう少し具体的にお願いしたい。

それから、先ほど質問で取り上げました上山市のクアオルト、これについてはどのような感想を持たれましたか。

最後に、ガイドブックについてですが、ぜひとも改訂の際には、日本文化に造詣が深いネ

ーティブの人、これを交えることを考えてほしいと思います。

以上です。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 再質問にお答えをいたします。

まず、心を癒やすコンテンツですが、これは様々なことが考えられます。例えば、私も入っていますが、対話というのがございまして、いわゆる仲間でサークルを組んで、議論ではなくて、心に感じたものをそこに出していく。そこで、またそれについて、そこにいらした仲間が発言をしていくという、どんどん自分を出していくプログラムというのがあります。そういったものも一つありますし、それから、例えば今、東京のほうにございますが、一つの器官を遮断する、例えばダイアログ・イン・ザ・ダークという、真っ暗闇の中に入っていて、いわゆる視覚を遮断することで、ほかの感覚を鋭敏にしながら、暗闇の中で対話をするというプログラムがあります。これも非常に、私も経験しましたけれども、自分を見詰め直すいい時間でもございました。

それから、今、小布施町の中でも、例えばお寺のほうで座禅というの、きっとその一つなんでしょうし、それから、最近はやりでございまして、たき火、キャンプでたき火をされますよね。火を見て、その火を見ながら対話をする、もしくは自然の中で独りで考えるというものもございます。

いずれにしても、心を癒やすプログラムに関しては、いろんなアプローチがあると思いますので、そういったものを一つ一つ検証しながら取り入れたいというふうに思っております。

2番目のクアオルトでございまして、これはご質問ございまして、私もホームページをちょっと拝見しましたが、やっぱりここは泊まってみないと分からんかなというふうに思っていますので、ぜひこれにつきましては、実際自分で体験をして、また感想を伝えていければというふうに思っております。

3番目のガイドのネーティブの部分ですが、何年か前に文化観光協会のほうで英語のガイドブックを作りました。そのときに、やっぱりもう既に、割とフォーマットが決まっているものがあるんですね。ただ、そうしますと、非常に硬い英語であったりとか、あまり面白くなかったものですから、小布施町の中のいわゆるネーティブの方、翻訳をされている方、それから英語の講師をされている方をお呼びしまして、今、普通に会話言葉でどういう言葉を使うのかというのを全てヒアリングをして、それから現場のほうでサービスをしている人間

に来てもらって、どういう質問をされるかというのも全部ヒアリングをして、それをネーティブに変換をして作ったという経緯がございますので、これにつきましては、やはりそういった方々の力もご協力いただきながら進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3問目に移ります。

安全・安心な水道水の安定供給は。

10月29日金曜日から10月30日土曜日にかけての水道水の濁りについて、11月3日付で町より、おわび等のお知らせのチラシが新聞折り込みで全町に配布されました。もう少し詳しい説明を求めるとの多くの町民の皆さんの要望に基づき質問します。

①濁りの成分はどのようなものであり、飲料に供した人もいると思いますので、人体に及ぼす影響は。

②緊急警報装置の不具合は経年劣化によるものなのかどうか。また、日頃の点検等はどのようになされていたのか。

③直接の原因は、担当局員の失念、うっかりミスのようなのですが、そのような状況になるほどの勤務実態だったのかどうか。担当職員数が絶対的に不足しているのかどうか。自動制御から手動制御への切替えのような作業は過去にもあったのかどうか。もし初めてのことでとすれば、それなりの緊張感を持って人員配置をすべきだったのではないか。

低区配水池更新事業が継続する間は何かと心配されます。今までとは違った業務管理が求められているのかどうか、今後の管理体制の見直しとはどのようなものか。

5番、濁り水の影響による被害件数と被害額、その補償はどうなるのか。

ア、給湯器の故障、イ、風呂の故障と代替措置としての温泉施設を利用した利用料、お店の休業による売上げの減。

⑥水道料金一律5%の減額とのことですが、その額はどのくらいになるのか。

(2)番、全国的に水道の持続性に懸念が高まっており、小布施町も例外ではないと思われます。水道インフラを賢く、そして効率よく維持・更新し、安全で廉価な水を守るためにはどうすればよいか、悩ましいところです。

その質問ですが、漏水箇所の発見はどのように行われているのでしょうか。デジタル技術、管路の要所にセンサーを装着し、漏水に伴う微小な音を検知する技術の導入の検討はいかがか。

○議長（小林一広君） 鈴木建設水道課長補佐。

〔建設水道課長補佐 鈴木利一君登壇〕

○建設水道課長補佐（鈴木利一君） おはようございます。

今回ちょっと初めてということで、大分緊張しておりますが、よろしくお願ひします。

渡辺議員さんの10月29日から30日、水道水の濁り等についてのご質問でございます。

今回、7点についてご質問をいただいておりますが、まず最初の濁りの成分はどのようなものか、人体に及ぼす影響はについてお答えをいたします。

現在、小布施町における浄水処理後の水道水の水質検査につきましては、厚生労働大臣登録水質検査機関であります一般財団法人長野市薬剤師会へ委託しておりまして、これは毎月実施しまして、安全性の確認をしております。

今回、水道水の濁りが特に長く集中しました福原地区におきまして、去る11月2日に採水を行いまして、薬剤師会へ調査委託を行いました。調査の結果につきましては、町のホームページへもアップさせていただいております。濁りの成分は、主に鉄のほか、マンガン、アルミニウムが検出されております。いずれの成分も無害であり、毒性がなく、人体に及ぼす影響はないということを確認したところでございます。

続いて、2点目の緊急警報装置の不具合は経年劣化によるものかどうか。また、日頃の点検等についてお答えをいたします。

今回の緊急警報装置の不具合の直接の原因は、装置本体の通信機器の経年劣化によるものです。現在の警報機器は、平成18年に更新以来、約15年が経過しておりますが、この間、委託業者による定期点検を随時実施するなど対策を講じてまいりましたが、今回の事態となってしまいました。

今回の反省を踏まえまして、クラウド型遠隔監視システム、これは最新式のシステムですが、それらの導入を進めるとともに、危機管理マニュアル等を含めた業務・管理の計画を早急に作成してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、3番目の担当係員の勤務実態と今回の切替え作業についてお答えをいたします。

今回の水道の濁りの原因につきましては、去る11月3日に新聞折り込みで住民の皆さんにお知らせいたしましたとおり、現在実施中の低区配水池更新事業に伴う試掘調査を行う際、職員がろ過設備を自動設備から手動設備に切り替えたまま、自動制御への復旧を失念したために、配水池に貯水ができなくなってしまいました。また、本来であれば、配水池の水位が

基準値を下回りますと、緊急警報が作動しまして、異常を知らせる仕組みとなっております。緊急警報装置の不具合によりまして、警報が今回作動しなかったために、水の濁りが発生するまで水位異常を確認することができなかったというのが原因でございます。

なお、今回のようなろ過設備における自動制御から手動制御への切替え作業は、ふだんは不要でありまして、過去にも行った例はありません。今回の操作自体は、単純作業でありましたため、担当職員単独での操作でありました。手動操作に切り替えたことにより、ろ過設備が停止し、浄水処理が停止することの認識が不足していた点を深く反省しまして、今回の作業内容に限らず、今後は複数人による作業や、各施設の稼働状況と施設の状態の確認を十分行う等、緊張感を持って取り組んでまいります。

続いて、4番目の低区配水池更新事業が継続する間の業務管理と今後の管理体制の見直しについてでございます。

現在、令和4年度末の完成を目指しまして、低区配水池更新事業を進めております。今回のようなろ過設備の停止作業等により既設配水池に直接影響する重要作業につきましては、新配水池ですね、これが完成した後に、運用の際の配水管切替えどきが考えられます。事前の対策としては、施工業者と、また近隣市町村にご協力をいただきながら、事前に万全の体制を組んで対応をしております。

なお、今後の管理体制の見直しについてでありますけれども、既設配水池や各水源と新配水池、更新完了後における施設全体の円滑な運転管理と強固な監視体制をさらに確立するため、遠隔監視を含む新たなシステムの構築に向け、取り組んでいきます。

なお、これにつきましては、令和4年3月末までに、一部につきまして運用していくということで進めております。

続きまして、5番目の濁り水の影響による被害件数や補償についてお答えをいたします。

初めに、住民の皆さんから、今月8日までに報告いただいている被害件数についてです。

機器類の故障についての問合せの総数は101件ございました。このうち、給湯器に関するものが59件、エコキュートに関するものが28件、浄水器に関するものが8件、それから、水洗等に関するものが6件ございました。補償の受付につきましては、来年の1月末まで行う予定でございます。

なお、補償の案内につきましては、ホームページ、それから町報等でお知らせをいたします。

被害総額についてですけれども、これにつきましては、個々に今精査中でありまして、

現時点では集計はできておりません。また、一般家庭の5%減額につきましてですけれども、温泉施設などの入浴料、それから飲料品、クリーニング代、ポリタンクなど給水装置以外の補償も考慮しまして決定させていただいております。大変恐縮ですけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、アンケートにご回答いただきました調査結果によりまして、被害報告がありました事業所さんの皆さんにつきましては、一般家庭よりも上乘せした形で補償をしていくということで考えております。

続きまして、6番目の料金一律5%の減額の総額についてでございます。

昨年度の同時期の料金実績から計算しますと、上下水道料金の約315万円の減額となるという見込みでございます。

続きまして、漏水箇所の発見はということでございますが、現在、当町におけます水道本管の漏水箇所を把握する取組については実施はしてきておりません。本管破裂等によりまして漏水箇所が発見された都度、修繕しているのが現状でございます。

近年におけるデジタル技術の高度化によりまして、漏水箇所が高確率で把握できることは認識はしておりますが、作業委託においては多額の経費を要すること、それから、自営調査におきましては機器費が非常に高額であるというようなこと、また人手が不足することにより、現在のところ、導入検討に対することでは予定はしておりません。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それじゃ、2点ほどお願いします。

私自身も、しつこいような質問になりますけれども、濁りの成分ですね、さびならさびとってもらえばいいんですけれども、実は私、知らずに飲んでいたもので、薄い濁りをね。それが1点。

それから、2点目は、新たに遠隔監視システムを導入するようなんですけれども、やはり圧倒的に水道事業に対応する職員が少ないのかどうか。そのあたり正直に、マンパワーが足りないんだということを、もしあれば言うてください。

以上です。

○議長（小林一広君） 鈴木建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（鈴木利一君） すみません、まず最初に、濁りの関係でございます。

この濁りにつきましては、主成分が鉄でございます。これにつきましては、水道管と、そ

れから、消毒をするのに塩素を加えておりますが、この反応によりまして鉄さびが発生すると、これが管に付着したものでございます。ですので、鉄分が主であるというようなことで、鉄ですので、人体には影響がないということでお願いいたします。

あと、次に、システムの関係でございます。

今回、クラウド型遠隔監視システムということで計画をしてございます。従来もシステム自体はあったんですけども、それよりも今回のは高度になるということで、24時間体制で監視ができるということで、詳しい内容につきまして申し上げますと、データを集積しまして、別の委託会社のところで集積をしまして、それが24時間体制で行われると。異常のあった折には、即こちらの役場のほうに、またパソコンあるいはスマートフォンですね、そういったもので即通報が来るというようなことで対応ができるということでございます。

あと、連絡が来ても、これ、1人ではちょっとやっぱり駄目なので、2人、3人と。情報が来て、1人では駄目なので、やっぱり3人、4人という、二重三重の形でできるシステムということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） 一部、私のほうから補足させていただきますが、水道の遠隔監視システムでございますけれども、今、課長補佐のほうからご説明申し上げましたけれども、従来であれば、役場、それから役場の職員のみへの通報という形になってございましたが、今後は管理会社、委託費用は出てきますけれども、管理会社へも異常警報がいつて、職員共々対応してまいりたいということで、職員のマンパワーじゃないですけども、職員の負担を少しでも軽減できればなということで考えてございます。

それから、マンパワーの不足でございますけれども、慢性的に人員不足ということもございますけれども、今一番、私どもで危惧しておりますのは、技術者の不足でございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、4点目に移らせていただきます。

コロナの第6波への備えをということで、1番目ですね。

新型コロナウイルスなどの呼吸器感染症は、窓を閉め切る夏や冬に流行しやすいとされます。特に冬は、暖気を逃がさないようにするため3密になりやすく、換気をしなければ感染リスクが高まります。また、今回の変異株オミクロン株は、感染に関わるスパイクたんぱく

質に32か所の変異があり、世界で猛威を振るったデルタ株の8か所の4倍である、感染力も4倍前後とされています。最近、日本でも感染者が確認され、第6波がそこまで押し寄せているのではないかと危惧されるところです。

県は、今回の補正予算に、無症状者の検査費用や宿泊療養施設の開設費用などを計上しました。また、政府は、第5波のピーク時より3割、約1万人多い3万7,000人が入院できる体制を整備したと報道されています。長野県は約7割増の479人に対応できると、これも同じく報道されています。

そこで、質問ですが、①番、閉め切った部屋での会議は30分ごとに換気をするというようなルール化が必要ではないか。

②番、必要な人へ配布できる簡易検査キットはどのくらい想定されているのか。

③番、軽症者向けの宿泊療養施設について、患者が増加した場合に町の準備態勢状況はどうか。

○議長（小林一広君） 益満健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 益満崇博君登壇〕

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） それでは、渡辺議員の新型コロナウイルス感染の第6波への備えについて、3点ご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の閉め切った部屋での会議中における30分ごとの換気のルール化は必要ではないかということですが、閉め切った部屋での会議という場面は、感染拡大させてしまうリスクの高い換気の悪い密閉空間や大勢の人が集まる密集空間、近い距離での会話が発生する密接な場面の、いわゆる3つの密の状態が想定されます。これらを避けるための取組は必要ですし、そのための換気は、感染予防の有効な対策の一つとして認識しております。

換気の悪い密閉空間をつくらないためにも、厚生労働省や環境省のホームページでも紹介されています適切な換気方法を参考に取り組み、あわせて、人が密集する空間や密接な接触等を避けるための対策を講じることも必要と考えてございます。

一概に30分ごとに換気をするというルール化につきましては、現在のところ考えておりませんが、役場庁舎等の公共施設におきましては、その施設あるいは会議室等の構造や空調設備などの室内環境、または気温や雨、風等の気象など、様々な状況に応じた適切な換気の実施に取り組むとともに、感染状況にもよりますが、会議等の参加人数の制限や会議時間短縮の検討、席の配置や距離などの工夫、必要に応じアクリル板を置くなど、複合的に適切な感染対策を行ってまいります。



次、2点目の簡易検査キットの配布についてでございますが、町では、県の抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業により配分された抗原検査キットを400個保管させていただいております。配布できるのは1人2個までとされておりますので、最低200人分ということになります。

9月会議の竹内議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、簡易キットによる抗原定性検査は、一定量のウイルス量が増え、発症から9日間に限られること、偽陰性の可能性から、無症状の方が感染していないという判断が困難であることなどにより、医療機関からは、広く希望者に簡易検査キットを配布することに懸念をされ、配布や使用については慎重に判断し、適正な使用と検査結果に対する正しい認識、そして、行動の周知徹底を図ることが大切ではないかというご意見をいただいたところでございます。

新型コロナウイルスの新たな変異株オミクロン株が国内でも確認され、感染拡大が私どもも心配しているところではございますが、現在のところ、感染は落ち着いている状況でございますので、感染状況を注視し、町民の皆様への配布と使用につきましては、適切な時期を見極め、活用してまいりたいということで考えております。

最後の3点目の軽症者向けの宿泊療養施設について、患者が増加した場合の町の準備体制の状況についてというご質問でございますが、こちらに関しましても、昨年の9月会議で渡辺議員から同様のご質問をいただき、その際にご答弁申し上げましたが、軽症者・無症状者の療養のための宿泊施設の確保、その施設の運営や軽症者等への対応につきましては、原則県が行うこととされておりますので、現状といたしましては、町で準備する予定はございません。

なお、県の公表によりますと、先ほど渡辺議員の質問の中でもご紹介がございましたが、県では新型コロナウイルス感染症の療養者に対応できる医療提供体制を強化するというので、入院につきましては653床、無症状者や軽症者向けの宿泊療養施設は、県内6か所、806人を受け入れる体制を準備されていると。また、療養者数が急増するおそれが生じたときは、さらに1か所施設を増やすなど、第6波に備えていくとされております。

7月から急速に感染拡大したデルタ株による第5波は、ワクチン接種が進展するにつれ収束し、今では新規陽性者や重症者が減少、県内でも11月には新規陽性者ゼロの日が続くなど、感染については落ち着いた状況にあります。しかしながら、世界を見ますと、

新たな変異株の確認や再拡大している国や地域もございます。人の移動や会食機会が増えるこれからの季節を迎えるに当たり、今後も国や県の感染予防対策方針を踏まえながら、マスクの着用や丁寧な手洗い、手指消毒、3密の回避、定期的な換気などの基本的な感染予防対策の実践を引き続き町民の皆様をお願いしていくなど、感染拡大防止対策に取り組んでまいります。

また、発症予防や重症化予防効果を高めるとされる新型コロナウイルスの追加接種につきましても、今後、円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 検査キットについてですが、以前質問されたということを繰り返されたんですけども、それ以降、精度の面で、非常にいいキットが多分できているのではないかというふうに想像して質問しているんですけども、新たな、いわゆる簡易ですかね、早く結果の出る、そういう検査キットというのは現時点でないのかどうか。町として独自に用意するというんですかね、それができないものかどうか。

それから、もう一点は、町へ配布を申請する場合の条件ですね、どのような人が必要性を感じて申請するのか。想定は、どういう人を想定されているのか。

療養施設については、今朝も朝刊で出ましたんで、これについてはいいです。もしあれでしたら、小布施町民がもし入るとしたら、具体的にはどこになるのか。一応町民としての情報ですね、分かればお願いします。

○議長（小林一広君） 益満健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

県の抗原簡易キットの配布されたものにつきましては、9月に県のほうから配布をされております。対象となる方につきましては、当時の県の実施要綱に基づきますと、感染警戒レベル5以上の地域に居住する方で、微熱や喉の違和感など軽微な症状のある方で、医療機関の受診に迷う場合等とされております。せきですとか息切れ、筋肉痛などのいわゆる風邪症状ですとかにつきましては、簡易キットを使用する前に医療機関のほうにご相談いただいて、医療機関のほうを受診するようというご案内をさせていただいております。

また、配布を希望されて、申込みあって配布した後は、その後の結果報告等についても町のほうに報告していただき、それを県のほうに報告するというような、そのような使用に当たってのお願い事がございますので、そういった使用する場合につきましては、丁寧にご案

内をさせていただきたいと考えております。

また、最初の、ちょっと順序が逆になって恐縮ですが、新たな簡易検査キットが出ているんじゃないかということでございますが、町のほうで今考えているのは、今、県から配布されたものと同様のものを、必要であれば購入していきたいと思っておりますし、さらに精度のいいものが出たとすれば、購入するということも検討したいと思っておりますけれども、現時点では必要ないというふうに考えてございます。

あと、療養施設への町民の方の施設につきましては、まず、町民の方が感染されたというような情報については、県のほうから報告といいますか、周知のほうはされておきませんので、具体的にどこの施設に入られるとかということについては、こちらのほうでは確認はできないということでございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、渡辺建次議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（小林一広君） 続いて、6番、福島浩洋議員。

〔6番 福島浩洋君登壇〕

○6番（福島浩洋君） 通告に従いまして、1件、4項目の質問をいたします。

一級河川松川の治水防災対策の進捗状況について。

松川は、皆さんご存じのとおり、小布施町の南側、雁田山麓を東から西へ流れ、千曲川に流れ込んでいる流れの速い川で、川底は大きな岩石がごろごろしている、いわゆる危険な川です。令和元年（2019年）10月12日から13日、夜半から明け方の台風19号により、我が小布施町も千曲川や松川の洪水にて甚大な被害を被り、翌年、県知事が、町民の皆さんが安全で安心していただける整備を約束され、昨年来より松川の河川治水整備が開始、最初は千曲川合流部の堤防補強から始まり、大豊橋付近までの川底を深掘りし、二重堤防を構築、また、下松川橋から松川橋へと現在工事が進み、さらに上松川橋の手前まで工事が進捗しております。

河川敷地内の樹木が全くなくなって見ると、これほど川幅が広いと改めて感じ、台風19号のときは、川幅いっぱいに流れる豪雨に恐怖心で体が震えました。

そこで、治水対策事業工事における質問をいたします。

(1) 現在、工事は上松川橋の手前まで進捗しているが、さらに上流のどこまでが治水工事の範囲なのか。

(2) 以前に須坂建設事務所でお聞きしました、高山村に砂防ダムの建設計画があり、企画されているとのこと。実現化についてはどうか。

(3) 松川の既存堤防そのものの安全性については、100年に一度、1000年に一度の洪水に耐えられる構造と想定していても大丈夫なのか。

(4) 松川の治水対策事業の完成は、いつ頃にどのような竣工の姿になるのかお聞かせください。

以上4項目です。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長（林 信廣君） おはようございます。

それでは、私から、福島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

須坂建設事務所にご質問の内容を確認させていただきました。現在、松川で行っている工事の範囲についてでございますが、河川内堆積土砂の撤去及び樹木の伐採工事につきましては、議員さんおっしゃられたように、下流は千曲川の合流点から、上流につきましては松川の総合グラウンド付近までの予定になっているというふうにお聞きしております。あと、そのほかに堤防の舗装工事、今行っておりますけれども、右岸側は下松川橋から長野電鉄の鉄橋までと、左岸側につきましては松川橋から松川霊園までというふうにお聞きしております。

2点目でございます。現在、高山にある、大崖砂防堰堤という石積みの堰堤がございますが、この修繕工事を行っているところでございます。こちらの修繕工事につきましては、令和3年度内に完了する予定というふうにお聞きをしております。また、この大崖砂防堰堤を補完するために新たに下流側に設けたいと、整備をする予定ということで、現在、堰堤の詳細設計を行っているということでございます。

次に、松川の安全度についてでございますけれども、堤防などの河川構造物は、計画時点での基準により設計され、整備されております。松川の計画時点での基準は、50年に一度という説明を受けております。現在、さらに近年の激甚化する気象変動を踏まえ、粘り強い堤防とするための天端舗装、堤防の上の舗装を行っているということとともに、日常の点検パトロールを実施し、必要に応じて補強対策を行ってまいりたいというふうに説明を受けてお

ります。

なお、最後の4点目でございますけれども、現在行っている事業がいつ終わるか、どのような形になるかということでございますけれども、まず、河川内堆積土砂の撤去及び樹木の伐採工事は、これから発生してまいります土砂の堆積状況にもよりますが、先ほど申し上げました区間において、現状出来上がっているような姿で、令和5年度には完了させたいという説明を受けてございます。

先ほど申し上げました2件の堤防舗装工事につきましては、今年度の完了予定で進めているということでございます。

あと、そのほかに、大島地区の漏水対策につきましては、令和4年度中に整備をしたいというふうに説明を受けております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） ただいまの答弁の再質問をいたします。

私の2番目に質問しました下流部に堰堤の整備を行うことになっている内容を、具体的にもう少し説明をしていただきたいと思います。

それから、大島地区の漏水対策という文言がありましたですけども、これについても、もう少し具体的に説明をしていただきたいと思います。

それから、以前にも質問しましたが、松川本来の堤防が決壊したら小布施町がなくなってしまうというぐらいの重要な堤防であります。これを町民の皆様に安全・安心のイメージづくりはどのように周知したらよいのか、どういうふうにするのかお聞かせ願います。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） 福島議員の再質問でございますけれども、議員さんの質問されるとおりでございますけれども、先ほど申し上げましたように、堰堤の設計、それから漏水対策につきましては、現在、堰堤につきましては設計中ということでございまして、まだ詳細は決まっていないというふうに聞いております。

また、漏水対策につきましても、4年度事業において設計、内容を詰めてまいりたいということでございますので、現時点で細かい内容は、県のほうからも説明を受けておりませんので、町のほうからお伝えすることはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

あと、堤防が切れた場合ということでございますけれども、これは松川に限らず、一級河

川、小布施町の場合、千曲川もございます。そういった中で、当然、安全な堤防造りは必要なわけがございますけれども、ハード整備には莫大なお金と時間がかかるという中で、防災意識の向上じゃないですけども、ハザードマップ等を作成し、まずは命を守ることということで、皆様にご案内といいますか、周知をしてみたいと。

また、私どもの所管ではございませんけれども、やはり逃げるに当たって、まず命を守るという前提の中で、町民の皆様にご案内ができればいいかなと。そういった内容といいますか、情報収集につきましては、国・県共々連携を強めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（福島浩洋君） 以上で質問を終わります。

○議長（小林一広君） 以上で、福島浩洋議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 小 西 和 実 君

○議長（小林一広君） 続いて、7番、小西和実議員。

〔7番 小西和実君登壇〕

○7番（小西和実君） 通告に基づきまして順次質問させていただきます。

まず、1点目、様々な不動産等の悩みへの相談窓口の設置はということで質問させていただきます。

よく言われるように「不動産の負動産化」に危機を抱く町民の方も多いことと思われま。全国的には、空き家の数が増えて問題が多くなってきており、大変注目を集めてきております。

小布施町としては、空き家バンクの有効性など、小布施町の対策や制度の現状について、どう考えているのでしょうか。空き家等、また農地の耕作放棄地についての現状について、また今後の推移をどう想定しているのか、示していただきたいと思ひます。

また、住宅ローンの滞納や自己破産など、不動産の問題や悩みについて対応も求められますが、何かしら行政として、今後対策をしていく必要があるのではないのでしょうか。これについては、そういった総合的な窓口の設置というものも一案ではないかと考えております。

以上の観点から、1番、空き家バンクの現状等の現在の制度について。

2番、直近5年の空き家件数等の推移ですね。

3番、直近5年の耕作放棄地の推移。

4番、様々な不動産に関する問題や悩みに対する新たな対策の必要性ということで、以上の5項目について質問させていただきます。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

〔企画財政課長 畔上敏春君登壇〕

○企画財政課長（畔上敏春君） 私のほうより、小西議員の様々な不動産等の悩みへの相談窓口の設置についての質問にお答えを申し上げます。

まず、空き家対策事業への現在の取組の体制について申し上げます。

空き家対策事業につきましては、立地条件や税制面、また所有者と移住希望者等とのマッチングなど多岐にわたっております。しかし、昨年までは各課ごとに取り組んできていたが、当町における重要課題であること、スピード感を持って事業を進める観点から、本年、関係各課・係で構成する空き家対策プロジェクトを立ち上げ、取り組んできております。

それでは、ご質問のありました項目についてお答えを申し上げます。

1点目の空き家バンクの現状についてです。

12月1日現在、楽園信州空き家バンクに公開されている小布施町の物件は、売買物件1件、賃貸物件1件となっております。ここ二、三年、ありがたいことに、楽園信州のホームページに掲載をするとすぐに問合せがあり、比較的早く物件が動いております。

空き家バンクへの登録は、空き家となっている物件において、売買・賃貸を希望している所有者からの申入れにより、空き家バンクホームページへの掲載が可能となります。数年前より町では、空き家を利用した定住促進に力を入れており、空き家調査、空き家の掘り起こし、また空き家所有者への利活用の啓発を積極的に行ってきています。

空き家バンクの新規登録件数は、令和元年度5件、令和2年度5件、令和3年度は現在までに4件となっており、低調のように感じますが、先ほど申し上げましたように、あくまで空き家所有者の方の意向により空き家バンクへの掲載が決まります。所有者の中には、様々なご事情から、ホームページへの掲載など公にしないで、空き家を買いたい方に紹介してほしいという方も多くいらっしゃいます。また、町が相談を受けた空き家の成約件数は、不動産事業者との連携の下、空き家バンクへの登録がない物件も含め、令和元年度4件、令和2年度10件、令和3年度は本日までで8件となっております。

2点目の空き家件数の推移ですが、空き家調査は平成30年度と本年度実施をしております。件数につきましては、平成30年度が115件、令和3年度は106件となっております。

3点目の直近5年の耕作放棄地の推移です。いわゆる遊休農地の調査につきましては、毎年、農業委員会で実施をしており、公表がされています。それに基づきまして申し上げます。

不耕作の農地、1号遊休農地と低利用の農地、2号遊休農地の合計面積ですが、平成29年が16万5,437平方メートル、平成30年度が14万6,048平方メートル、令和元年度が12万8,113平方メートル、令和2年度が11万1,084平方メートル、令和3年、今年ですが、10万9,266平方メートルと、平成29年以降減少してきております。これは、農地の集約等を進めている農地専門員の活動や農業委員、農地利用最適化推進委員の活動の成果によるものと思っております。

4点目のご質問ですが、様々な不動産に関する問題や悩みに対する新たな相談窓口の必要性についてです。

町では、今年度、空き家所有者へのアンケートを実施しております。現在、アンケートの結果の集約等を行っているところで、細かい数字については割愛させていただきますが、アンケートに回答いただいた方の3割ほどの方は、現在所有している物件を売買もしくは賃貸したいという希望をされています。その反面、仏壇の処分、土地の価格や建物の解体等でお困りであることも、大まかではありますが、分かってきております。

現在、町が行っています空き家対策事業等は、ご存じのように不動産業を趣旨とした事業ではなく、定住により人口増加、それに伴う地域活動の活性化、また良好な景観、住環境の維持です。町では、空き家所有者の方々の相談に丁寧に対応し、3割ほどの売買もしくは賃貸したという希望のあった物件について、民間の不動産事業者にお願いできることはお任せし、官と民での連携により、空き家解消に向け、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

また、住宅ローン等の相談の窓口ということですが、これにつきましては、県等で設置をしておりますので、町単独での設置ということは現在のところ考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） それでは、3点、再質問させていただきます。

まず、2項目めの直近の空き家の件数、ありがとうございました。ちょっと分かりにくかったのですが確認なんです、もし分かればなんです、同じことを聞いているんですけども、空き家率としては幾つということで、例えば106件、令和3年度が106件だったんですが、こ



それを率とした場合に、小布施町の空き家率は何%であるかということをお尋ねいたします。

3項目めは、放棄地、5年程度で1万平米は減っているのかなという感じなんですけれども、それほど減っているというイメージも何となくなくて、実態としては、放棄地自体が減少しているというのがなかなか感じられないところなんです、それは調査の方法等で、例えば使っていないけれども耕していれば、それは畑になっているとか、いろいろ事情あると思うんですけれども、実態として見られないというのは何か理由があるか、もし分かれば、ちょっと説明いただきたいと思います。

4点目のところの質問について、3つ目の再質問させていただくんですが、空き家は今お話しいただいたような形で、割と解消してきているのかなということは感じております。いろいろ調査した中でも、町の担当の職員の方が非常に熱心に活動されていて、他人任せにせず、しっかりと責任を持ってやってくださっているということは確認できておりますので、大変ありがたいことであると思っております。

ただ、別のところの観点からなんです、逆に空き家が足りないというところも、もしかして逆にあるのかもしれないんですけれども、例えば移住・定住を進めていくとか、あと新規者の、小布施ではやっぱり採用して、来ていただいているんですけれども、そういう方たちの新しい住居がないという状態が今あるわけですね。なので、空き家の問題そのものだけではなくて、逆に小布施に住んでいただく方のための場所が不足しているということが非常に逆に問題になっているということも、町民の皆様から伺っております。

その他に、やはり私が議員であるということも含めてなんですけれども、やはり住宅ローンに困ったという相談であったりとか、今後家の処分をどうしようみたいなことを、やっぱり町民の皆さん普通に話している中で、議員には、私だけでなく、ほかの議員にもあると思うんですけれども、当然話してくださるんですね。そういったときに、受け付けていただくところが町にないと非常に難しく、それを県に言ってくださいというのは、なかなか難しいんじゃないかなと私のほうでも思っております。

やはり町民の皆さんが、そういったところでいくと、どうしても、町のほうに一旦相談をすると、そこから流していただけるというルートですか、実際そこで解決しようということではないんですけれども、先ほど、例えば県にあるということを書いていただいたので、県にあるということを書いて案内していただくみたいな形で、一旦受けて、その後流していただくというような形の窓口、相談というか、受付というかですかね、そういったワンストップでできるようなものは、やはり町民に対してのサービスとしては必要でないかと思うんで

すが、そのあたり、ちょっと検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

以上3点、お尋ねいたします。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

○企画財政課長（畔上敏春君） 再質問の1点目と3点目について、私のほうからお答えをさせていただきます。

空き家の件数の割合ということなのですが、これにつきましては、小布施町、現在3,900件ほど住宅がございます。しかしながら、アパートで、戸建て住宅じゃないものが大分含まれておりますので、実際の率というものがちょっと把握はできないということで、ご理解をいただければと思っております。

あと、3点目の若者定住を推進しても住む家がないとか、そういうものが実際に、やっそこ空いているアパートを見つけたとか、そういうような状況が見受けられます。これにつきましても、空き家対策事業の中で、空き家を活用してのそういう、ご家族で来ていただくとか、そういうものに生かせればなというふうに考えております。

それと、ローン等の相談窓口のワンステップということですが、まず、今現在、空き家対策プロジェクトというものを設置しまして、企画交流係のほうを担当しております。総合的な相談窓口ということで受付等もしておりますので、解決はこちらのほうではできませんが、そういうご案内とかそういうもの、町民に対して丁寧に、こういう相談窓口がありますよとか、そういうものについては周知する窓口として実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 私のほうからは、耕作放棄地の関係についてお話をさせていただきますと、議員さんおっしゃる中で、耕作放棄地には現状、ヨシ、アシがはびこるといいますか、荒れていて、すぐには作付できない農地と、ある程度、放棄はされていますけれども、耕うんして作物を作ることができるという、大まかにやると2つに分かれる中で、それ両方を含めているわけですが、先ほど答弁申し上げた中で、農業委員さん、それから農地専門委員さんのマッチングを一生懸命動いていただく中で、今町としては、低農地、要するに、ある程度すぐ耕作できるようなものを耕作しなくても維持していこうと、要するに隣の家または親戚の方をお願いして、1年に一遍、二遍は耕作、耕うんをしていただいて、最低限まず維持していただくという動きも含めて、年間1ヘクタールぐらいは減らしていこうということの目標を立てた中で、今動いております。

ただ、現状、一方で、やっぱり家から遠い、それから、圃場が三角だったり、楕円形だったり、非常に形が悪いという、それから、馬入れ、要するに入口が非常に狭かったり、入りづらい等々のところは、どうしても残ってしまう傾向にございます。

それと、もう一つは、調査日を決めていますので、そのときにたまたま耕うんしていればという数字の、そのときは耕作地じゃないよねという話になってしまう部分もあるんですが、そういうところは実際、町としても把握していますので、ある程度伸び切る前には、お隣の耕作、または親戚、連絡取れるお宅にして、少しでも減らすように努力はしております。

ただ、今お話しさせていただいたとおり、不耕作地、一級耕作地、要するにヨシ、アシがたくさんはびこってしまった畑、これをどうしていくかというのが、やっぱり今後の課題になってくるかと思っております。

以上です。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） 非常によく分かりました。

再度、4番目のところで、今お話しさせていただいたところに再質問したいと思っております。

一旦受けていただくような形での、そういう窓口のようなものが可能であるような趣旨のお話だったので、それは大変ありがたいと思っておりますので、ぜひ啓発というか、告知ですか、報告していただいて、ぜひ小布施町の皆さんに、そういうところの相談を、一旦は話は聞けるということ saying いただきたいと思いますなどぜひ思っております。

その関係で、今お話しさせていただいた中でなんですけれども、やはりどうしても今までだと、小布施町にも空き家があるだろうということで、そちらの問題、課題の解消をしようということで、力をつけて専念していただいていたと思うんですが、やはり今浮き上がっている問題は、やはり若い若年層の皆さんを取り込むことができるだけの供給能力がないということが問題なんですね。

今後将来のことを考えていくと、空き家がある、やっぱり活用できることは、今答弁していただいたように、再活用等が一番いいと思うんですが、それだけに限らず、やはり今のうちにある程度、若い、人口減少のこの時代に、小布施にわざわざ来てくださるという方がいる中では、そういった層の皆さんを少しでも多く取り込んでいくという活動をどうしていくかということも、やはり行政のほうでも考えていただかなければいけないのではないかと思っております。民間が動くにしても、町の姿勢であったり、対応によって変わってくると思っておりますので、そのあたり、今後何かしらの方策等、考えていっていただけるかどうかという

ことをちょっと確認したいと思いますが、お願いいたします。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

○企画財政課長（畔上敏春君） 町の一つの目標であります定住の促進、また、特に若い世代の方々にお越しをいただきたいということを事業化も進めております。

そういう中で、お住まいになる住宅までの確保ができるかどうかということは別としまして、町の魅力を発信させていただいたり、そういう方々ですね、若い方々に、お越しをいただいた方々に、補助制度なりを活用しての支援制度というものも現在行っておりますので、そういうものを総合的に含めた中で実施ができればなというふうに思っております。

また、空き家の関係につきましても、先ほど申し上げましたように、仏壇の問題とか、あと相続の関係とか、いろいろ課題等がございますので、そういうものにつきましても、町が一緒になって考える中で、なるべく空き家として第三者のほうにお譲りできるような形になるように、一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） 町だけでは、なかなか解決できないという趣旨の回答であったと判断しておりますが、次の項目に移らせていただきます。

今後における町内の建設業等に対する支援についてということで質問させていただきます。

基礎自治体としての使命を果たすため、行政は、そこに住む住民の利益を最優先に取り組んでいく必要があります。地域における建設業は、小布施町の礎を維持していくために、小布施町全体のために必要不可欠な産業であります。コロナ禍の影響を受けた観光業や飲食業には手厚い支援があり、全国的には、いわゆるコロナ太りと言われる支援金による想定を超える余剰収益も、一部の事業者には生じていると聞き及んでおります。

ここで私、今のお話なんですけれども、小布施の住民の皆さんの中での事業者さんがそうであると言っているわけではないので、そのあたりはご留意いただきたいと思いますが、ここで、ただ12月にも、12月6日ですかね、にも、土産物と飲食店のみに限定した商品券が発行されました。これは、6日の10時から始まったわけですが、7日には完売となったということで、非常にたくさんの方にご購入いただいたわけですが、これは飲食と土産物屋さんだけに利益が出ていくというか、需要が生まれるわけですね。

しかし、建設業や、それに関連する各種の事業者の皆さんへの支援は、特定のリフォーム補助金の関連のときの特需であったという以外は、あまり全体の建設関係の皆さんには支援

が行き届いていないのではないかなということを感じております。

観光やサービス業以外の事業者、例えば地域の建設業の皆さんに対する支援というのも必要ではないかと考えているのですが、今後について、どう検討されているか、お考えあるかどうかということをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

〔産業振興課長 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長（富岡広記君） それでは、私のほうから、小布施町の建設業等に対する支援について、特定メニューのみで、あまり広くはなかったと、町の建設業者に対する支援はどのように考えているかというご質問ということで答弁をさせていただきます。

これまで町では、コロナ感染症に関する支援策を商工会と連携しながら、様々な支援メニューを構築して進めてきております。事業者相談窓口を設置して、できるだけきめ細やかな支援体制を心がけながらスタートさせて、アンケート調査をこれまでも2回実施し、メニューの構築を行ってきております。

消費喚起支援として、先ほどもお話出ましたプレミアム商品券、またスーパープレミアム商品券、今活用いただけますビッグプレミアム商品券の発行事業に、先日12月6日ですか、販売し、完売いたしました飲食店・お土産店応援事業、これは、国の地方創生臨時交付金に県の県特別警報Ⅱ発出市町村飲食事業等支援交付金というのを活用させていただいております。

また、家賃、賃借料補助事業を2回、テイクアウト支援事業、また雇用維持支援金補助事業、そして、安心して暮らせる家リフォーム補助事業、これは期限を延長させていただいておりますが、進めております。

また、環境整備補助事業、あと、資金関係では保証料補給金、また利子補給金支援事業や、県・国と連携しまして、休業補償協力金などを様々な事業給付にも、これまで連携し、取り組んできております。

ご質問の建設業関連では、特定のメニューのみで、あまり幅広くなかったのではないかとことですが、これまで建設業関連の事業所及び建設事業者にも、各種プレミアム商品券の取扱い加盟店・事業所に登録いただいて、この事業の活用を实はいただいております。また、環境整備補助事業、それから資金関係の保証料補給金、利子補給金等にもご利用いただいております。

その他の事業についても、建設事業の皆さんも対象となっているものもありまして、申請

書も簡略し、事業支援を進めてきております。昨年度、コロナ感染症拡大支援事業としまして、安心して暮らせる家リフォーム補助事業を町内の建設業者に特化した支援事業として、期間を延長し行ってまいりました。

ご質問の建設業関連事業所に特定のメニューのみで、幅広くなかったとのご意見ですが、そうはならないように、関係機関と相談しながら支援事業を構築してまいりました。町としまして、町内の建設業等に対する支援につきましては、特化メニューのみで、あまり広くなかったとは考えてはおりません。

ただ、事業者にお聞きしますと、ウッドショックなどによる木材の価格高騰、部材などの入荷が困難な状況で、水道関係、トイレ関係、浴槽関係、あと給湯関係の部品などのお荷がなかなかなく、支援とは別の現状、課題があるとお聞きしております。

今後どのように支援していくかというご質問ですが、全ての事業者に従業員数による、また売上げ減少額など、個々の事業の内容に見合った公平的な支援構築というのは、なかなか難しい課題も存在していることも事実です。感染症の落ち着きをはじめ、消費持ち直しの動きも見られ始めています。今後も国・県などの動向、事業復活支援金等の支援策を注視しながら、町として、できる限りの支援策を関係機関と連携しながら構築してまいりたい、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小林一広君） 小西和実議員。

○7番（小西和実君） 再質問させていただきます。

今答弁いただいたように、基本的には、今までの対策というのはコロナの関係のところがあったので、飲食店さんであったりとか、一般の事業者さんが多かったと思うんですが、これから、先ほどお話しいただいたみたいな形で、ウッドショック等の問題が出てくるのではないかなというのも含めて、質問させていただきました。

そんな中で、先ほどお話しいただいたみたいな形のメニューは、消費者さんと直接契約したりとかできる、そういう事業者さんというのは、基本的に登録してやれると思うんですけども、一人親方と呼ばれるような小さな事業者さんもたくさんいる中で、建設業はたくさん、そういう関連の事業者さんがいらっしゃいます。そういった中では、一つ一つの細かいところを担当される建築関連事業者の皆さんというのは、なかなか直接、町の問い合わせとか呼びかけに応じて、登録してやるというところまでいかないところもあると思うんですね。

実際そういう方がいるというところもありますので、注意していただきたいということしか申し上げることできないんですけれども、今答弁いただいたような形で、今後とも、小さな事業者さん、皆さん見ていただくことができる、しっかり気にかけていただきたいなということなんです、そういったあたり、当然そうだと思うんです、今後もやっていただけるんだろうなということを確認したいと思います。

町長の公約が、全ての人にとって豊かで幸せな町にということを実現したいとおっしゃっておりますので、ぜひ小さい事業者の皆さんのことも常に念頭に置いていただきたいなと思っております、そのあたり、どうお考えでしょうか。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 今の議員さんのお話、十分理解して進めておるつもりでございますし、今後もそのように考えてまいりたいと思っております。

例えば住宅の場合ですと、基礎、それから柱、瓦だけではなく、塗装、いろんな様々な事業所さんが関わっている。その中で、今お話しした個人の方もおいでになる。また、私どもほうは、建設業のみならず製造、それから部品、様々な分野の事業所さんがおいでになりますので、できる限り関係機関と相談させていただきながら、当然進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林一広君） 以上で、小西和実議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 竹内 淳子 君

○議長（小林一広君） 続いて、4番、竹内淳子議員。

〔4番 竹内淳子君登壇〕

○4番（竹内淳子君） では、通告に基づき、2点にわたり質問をいたします。

最初に、原油の値上がりによる経済的困窮に対しての支援について質問させていただきます。

今、原油の値上がりにより、ガソリン・灯油等が値上がりしています。非常に生活に対して、それぞれいろいろな、一般家庭もそうですが、様々な現場で影響が出ているということがあります。長野県の灯油価格を調べましたところ、7月は18リットル1,415円でしたが、11月には1,942円と高騰しています。冬場に入り、寒さも厳しくなっている中、暖房費

がかさみ、経済的にとても厳しいということが状況です。

当町では、2008年には、低所得者世帯への灯油購入費を1世帯当たり5,000円助成しています。低所得者世帯などはもちろんですが、町内の高齢者向けグループホーム、デイサービス等の施設も、町民の福祉においてとても重要な役割を果たしておられます。町の支援が必要とする分野であると考えます。

何件かの関係者からお話をお伺いしました。その中で、灯油はもちろん、送迎用のガソリン代も高騰し、デイサービス等の送り迎えとかある施設については、非常に大変になってくるのではないかと感じているということでした。利用料を上げるわけにもいかず、経営の逼迫が懸念されるというようなお答えでした。

また、農業者で灯油等を使っている、ハウスを使って野菜を栽培しておられる農家さんにとっても、とても厳しい状況と思われます。ハウス栽培をしている農家さんからは、経費がかかり過ぎるため、作付を遅らせるとか、栽培するハウスを減らすなどの工面を考えているとお聞きしています。もちろんその農家さんからも、ガソリンについても本当に大変ということをお伺いしています。そのような方々への支援を考えておられるかどうか質問いたします。

1点目として、農業従事者で灯油をたいてハウス栽培をしている方々への農家の支援策を行うことは考えておられますでしょうか。

2点目としては、福祉施設などにも支援は必要だと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

〔産業振興課長 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長（富岡広記君） 原油価格の高騰で様々な分野に影響を与えており、暖房費がかさんでいる事業者の皆さんへの支援についてというような考え方かと思いますが、私のほうから、（1）農業と福祉施設の関係を一括してお答えをさせていただきたいと思います。

ここへ来て原油価格の高騰というのは、一服感はあるものの、依然、燃料価格の高騰によりまして、例えば農業の場合、加温施設栽培の農業者にとっても、燃料高騰は大きな負担となっていると考えております。先週、農業用油、1リッター当たりで換算しますと、灯油が109円から116円前後で推移しておりますし、A重油は110円前後となっております。今週、僅かですが、下がりぎみに動き始めているというような状況かと考えております。

町が把握している加温施設を備えている施設栽培、これはA重油、灯油を一定期間使用して栽培しているという生産者ですが、イチゴですと6件、野菜は主にキュウリ、トマトが6件、ブドウが2件から3件、桃が2件、切り花が2件、あとは花の鉢ワラがおおよそ3件で、



全体で22件程度かなということで把握しております。

加温施設生産者の場合ですが、冬期間を通して燃料を使用する生産者、また、年明けから春まで一定期間、作付してから加温するという場合ですが、燃料を使用する生産者、また、最低限凍結しない程度の温度設定をして栽培するという生産者など、加温施設の生産者でも、栽培内容、規模、設定温度、生産時期により様々であって、これを要綱で設定するというのは非常に困難な難しい状況も考えております。

また、事業者ということで捉えますと、農産物の生産のみならず、あらゆる商品の生産工程において原油価格の高騰の影響を受けておりますので、農業分野、または製造分野、福祉施設をはじめとするサービス分野において、生産コスト、各種資材コスト、施設の維持管理コストにおいても、原油価格の高騰による価格影響が出ているというのは当然あるというふうに考えております。

ご質問のとおり、加温栽培生産者における影響は大きいものと考えておりますし、福祉事業所を運営されている皆さんにも、利用される皆様へのサービスの提供に向け、様々な面で相談に乗っていただき、ご配慮いただき、施設運営にご努力をいただいておりますが、加温施設栽培を行っている農業者、福祉事業者を対象とした暖房費の支援については、今のところは考えてはおりません。現状、町では別の支援策として、資金面、利子補給金等々で支援をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 再質問させていただきます。

ご答弁ありがとうございます。それについて、これから利子補給等というところで支援を考えているということは、本当に皆さん、農業者だけではなく、全てのところで困っているというところがありますので、検討されているということは、とてもありがたいことだと思っています。

また、それで、農業者の方々にちょっとお伺いしたところ、国では燃料費の補助金は、過去7年の平均価格で算出した基準を上回った場合に支給されて、今回農水省は、例年どおり7月上旬で一旦締め切った申請受付を、原油価格の上昇を受けて9月に再開して、その後、原油高騰にも歯止めがかからない状況ですので、11月には、2012年度の制度創設以来初めて、三度目の募集に踏み切るというような報道がありました。農家の方々も、こちらのほうについては全く知らなかったというようなこともありましたので、またそんなことの周知等も支

援の一つになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 大変申し訳ないんですが、今の部分については、ちょっと私のほうでは把握していない部分もありますので、恐らく農協さんの関係も含めてあるのかと思いますので、早急に調べさせていただいて、町として対応できる部分は対応してまいりたいというふうには考えております。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） では、2番目の質問に入らせていただきます。

枯れ葉や草、剪定枝の堆肥化施設の設置について質問いたします。

本町では脱炭素社会に向けて、小布施町の地球温暖化対策を総合政策推進室中心に検討され、とても大切なことだと思います。その対策の一つとして、落ち葉や草、剪定枝の堆肥化施設の設置などを考えておられるかお聞きします。

現在、ゼロ・ウェイスト、ごみを減らしてゼロに近づけていくという取組ですが、それや脱炭素への取組について、どのような施策が必要か、また有効であるかを町民と共に考えていくということでヒアリングが行われていることは、とてもうれしいということを町民、参加された方々には聞いております。11月28日に行われた町民全体対象のヒアリングのほか、農家さんや生活協同組合の組合員さんなど小まめに開催され、多くの方の意見を聞いておられるということで、それは意識の喚起にもつながり、行政だけでなく、町民も一緒に取り組んでいく活動になると思います。

そんなことを開催されていらっしゃるの、私もヒアリングに何回か参加させていただきました。その中から、燃えるごみとして出されているうちの19%が剪定枝や草、落ち葉であるということから、ごみとして焼却している、燃えるごみとして出されていますので、焼却する費用の削減、二酸化炭素の排出の削減のために堆肥化するのはどうだろうという意見が出ていました。

以前から小布施コミュニティスクールで取り組んでいる環境整備に参加されている方々からも、小学校、中学校の落ち葉や草の処理をごみとして処分するのではなく、堆肥化したらどうだろうかという意見を以前からもお聞きしていました。

今は業者に委託して処分して、令和2年度の処分費用が、栗ガ丘小学校は8万円、小布施中学校は5万5,000円かかっているということです。また、以前、まちづくり委員会の環境部会の提案で、文化会館等に落ち葉をためて堆肥化する場所を造り、実施していましたが、

できた堆肥の使い道や、それや使い方、それと完全堆肥化できるかというようなことで、なかなか難しい問題があり、今は継続していないという状況です。

11月7日に、まちづくり委員会の教育部会と環境部会の合同で主催いたしました堆肥による土づくりセンターの取組など、食の方面から地域づくりを行っている大分県臼杵市のドキュメンタリー映画「100年ごはん」の上映会を開催しています。制作した大林千茱萸監督のお話を伺った後、参加者の中から、できた堆肥を市民や農家が活用し、地域資源になっている、小布施町も、大きな規模ではなくても小さなところからできるといい、自分たちも積極的に関わっていこうという意見が多数出ていました。

できた堆肥は、家庭菜園や花壇、フローラルガーデンなどでも積極的に利用を呼びかけるなど、継続できていないという問題点を解消し、ごみとしての処理費用削減と、落ち葉などを地域資源として捉える環境配慮の視点からも、行政と町民と一緒に取り組んでいくということは必要と思います。また、ごみ処理における二酸化炭素の排出削減ということで、地球温暖化ガスの削減にもつながるのではないのでしょうか。

そんな中、栗のイガや葉っぱは分解が遅く、堆肥化するのにも年月がかかるということもありますので、炭にする、炭化して利用するなどのアイデアもあります。小布施町として検討していくお考えはおありになるか伺います。

1番目として、落ち葉や草、剪定枝の堆肥化施設の設置について考えておられるかお聞きします。

2番目、栗のイガや葉っぱ、剪定枝などの炭化についての施設について考えておられますか、お伺いいたします。

○議長（小林一広君） 4番、竹内淳子議員の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（小林一広君） ご苦労さまです。

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、竹内淳子議員の質問に対する答弁を求めます。

大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、答弁のほうをさせていただきたいと思います。

まずもって、先ほど竹内議員からもありましたとおり、11月以降、様々な関係団体の皆さんとか、住民団体の皆さんにヒアリングのご協力をお願いして、いろいろな場面でお話を伺わせていただいております。その中でお時間をいただいた皆様に、心より感謝を申し上げます。引き続き、いろいろな場面でヒアリング続けていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、当町では、一般廃棄物の削減ということ、先ほどゼロ・ウェイストとありましたけれども、これを一つのテーマに掲げまして、まずは現況の課題を整理するために、昨年10月に、まずは小布施町役場庁舎から排出される可燃ごみの組成調査、また、今年度9月には、町内の幾つかの可燃ごみの収集拠点をサンプリングさせていただきまして、一般家庭から排出される可燃ごみの組成調査を実施させていただきました。その結果、重量ベースで、役場庁舎では全体の38%、一般家庭では全体の15%が剪定枝や草、落ち葉などの有機物となっております。特に一般家庭のほうでは、生ごみを含めると44%が、そういった有機物系のごみであったというような状況でした。

そういった中で、町としましても、地域内で再利用できる可能性が高い、特にこれらの樹木系の有機物の堆肥化や利活用に向けて、施策の検討を始めたところになります。加えて、農業等から排出される剪定枝の中には、現在は畑の中で燃やされているものというのも非常に多いというふうに認識をしております。地域内で利活用できるような樹木系の有機物というものは、現在燃えるごみとして排出されている廃棄物量よりも、さらに多くなるというふうに想定をしております。

町では平成17年度より、一般家庭からの年4回の剪定枝回収を行っております。回収された剪定枝をチップにしまして、希望するご家庭に再配布するなどの取組を行ってまいりましたが、今回の組成調査から、剪定枝等の有機物をさらに分別回収しやすい仕組みと集めたものの具体的な利活用、その両面から改めて検討を進めていきたいというふうに考えております。

ご質問いただいた堆肥化施設の設置につきましては、まずは小さく始められるような取組

から具体的に検討を進めていきまして、住民の皆さんと、どのような形がいいのか、模索をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、2点目、栗のイガや葉っぱ、剪定枝などの炭化についての施設についての考え方はというようなご質問だったと思いますが、栗のイガや栗やイチョウの葉っぱなど、樹木から出る有機物の一部につきましては、議員からもありましたとおり、非常に分解が遅く、堆肥化にはなかなか時間がかかって、燃焼という、燃やすことよりも二酸化炭素の排出量が少なく済むような、農地における炭素固定の方法としても期待されている炭化という手段を、今非常に注目されているということで、一つの選択肢としても検討しております。

現在、小規模な炭化技術を持つ事業者の方に、実験的に栗のイガの炭化をお願いしまして、成分分析等を行っていただいております。この成分分析というのは、いわゆるどのようなものに利用できるかということとして、例えば農業の肥料として使えるのかとか、いろいろな可能性というものを検討いただいているということになります。具体的な施設等の設置については、施設の規模にもよりますが、財政的な裏づけであったり設置場所の選定など、様々なハードルがあるというふうに考えております。

しかしながら、こういった栗のイガであったり、栗の鬼皮などの資源、こういった今廃棄されているものというのは、小布施らしい地域資源であるというふうに考えておまして、なかなか現在、ほとんど再利用がされていないものであることから、小布施ならではの地域循環の実現に向けて、今後も炭化も含めまして、様々な可能性を前向きに検討していきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（小林一広君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 再質問させていただきます。

堆肥化、それと炭化についても検討を進めておられるということで、それに対して町民のほうでも、そうしたらどうかという意見を出された方々は、きっと非常に積極的な思いをされると思います。

先ほどちょっと申し上げましたが、以前、やはりそういうことを試みようというところで、堆肥場を文化体育館とか、あと自治会ですね、自治会等で造ったところもあるけれども、なかなか利用が追いつかないというところが、継続できなかったことの原因ということが今あります。ですので、施設を造るということも検討されているということとともに、今、ヒアリングがとても住民の意識の喚起につながっているということは、私、参加させていただ

て、とても思っているところです。この前は中学生も参加して、それをお家で話したいとかいうことがありましたので、そういうところで、住民の意識の喚起というところで、利用についても、やはり利用を促す、町民がそれを使うというところも、施策の一つとして考えていかれるのもいいのではないかと考えております。

小布施町の観光面でも、環境に配慮した施策というところを検討しているということですので、例えば、小布施ならではのところで人気のあるオープンガーデン、そちらでお庭を公開している方々にも、ぜひ堆肥を使って花作りというところをしていただくというようなことをすると、ゼロ・ウェイスト、ごみのごみでなくなって、地域資源の循環としての取組を町民含めてやっているというようなことで、観光としても注目していただけるのではないかと。また、それが町民のほうで使ってくださいということだと、また花作りに、それならちょっとそれ使って、花を作ってみようかしらという方も増えるかもしれないと、そんなふうにも思います。

ですので、利用についての呼びかけ等も、その施策等の検討されるという中には含まれていらっしゃるかどうかお伺いします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 今、竹内議員からいただきました再質問につきまして、非常にありがたいアイデアというか、ご意見だというふうに思っております。

具体的などころに関しましては、本当に今後、今やらせていただいているヒアリングのような形をさらに広げさせていただいて、やはり皆さんと一緒に考えて、住民意識であったり、私たちの意識も含めて、これっていいよねというふうに、非常に熱量が上がるような取組というものをやっていかないと、続いていかないとというふうに思っておりますので、そのところを大事にしながら取り組んでいきたいというふうに、まず考えております。

利用についてが非常に重要だということは、過去の様々な取組からも、いろんなご意見を既にいただいております、先ほど答弁でも、いわゆる集める方法と利用の両面から検討が必要だというふうに申し上げさせていただきましたが、ただ単に集める方法だけ検討しても、最終的に利用が追いつかなければ、ただただそこに置いてあるものになってしまうということで、その両面からぜひ前向きに検討していきたいというふうに思っておりますので、引き続き様々なご意見等をいただけたらと思っております。

以上です。

○4番（竹内淳子君） では、質問を終わらせていただきます。

○議長（小林一広君） 以上で、竹内淳子議員の質問を終結いたします。

---

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（小林一広君） 続いて、5番、中村雅代議員。

[5番 中村雅代君登壇]

○5番（中村雅代君） それでは、通告に従いまして、2項目について質問させていただきます。

1項目め、安全な水道水の安定供給を維持していくための基盤強化を。

水道は、人が生活していく上で最も重要なライフラインであり、不可欠なものです。10月29日金曜日早朝に発生した小布施町浄水施設における不具合による水道水の濁り、給水の異常等の事故は、翌日までにはおおむね復旧されましたが、住民に混乱を招いてしまいました。小布施町公式LINEや同報無線による広報で直ちに周知され、節水などに努めましたが、日中は町外へお勤めのご家庭では、夕方帰宅し、水道水の異常に気づき、役場に問合せをしたり、給湯器や入浴設備等の不具合を町内の業者に連絡して初めて事態を知り得たという様々な状況でした。せめて飲料水の確保だけでもと、コンビニ等へ購入に行きましたが、品薄で不安だったという声も聞かれました。改めて、水道水は日常生活に欠かすことのできないものであると感じたところです。

小布施町は、過去にも2011年8月4日、5日に、落雷による雁田第1浄水場の電気系統の故障、町内4か所の水源のうち2か所で配水池への送水が止まり、水道水の濁り事故が発生しています。

近年、水道事業を取り巻く環境は、厚生労働省水道課調べによりますと、老朽化した水道施設の更新や耐震化が遅れ、年間2万件を超える漏水・破損事故の発生や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者などでは職員数が減少し、水道サービスを継続できないおそれが生じているなど、水道事業は深刻な課題に直面しています。

このような環境の変化に対応しながらも、将来にわたって安全で安心な水道サービスの提供が求められていることから、長野県において平成28年度、長野県水道ビジョンを策定し、翌年度には圏域ごとの検討会が設置されています。平成30年の改正水道法で、水道事業の基

盤強化を目的とし、広域連携の推進など明記され、都道府県では水道広域化推進プランを令和4年度までに策定・公表することになっています。これを受け、長野県は令和2年10月、県企業局を事務局とし、水道事業広域連携推進協議会を設立し、県内の市町村が参画しています。

さらに、今年度5月に、厚生労働省による水道施設の最適配置計画の検討の結果が示されたことを契機として、同年7月に、上田長野地域水道事業広域化研究会が設立されました。先頃、3回の検討会を経て、シンポジウムが長野市にて開催されました。スケジュールでは、今年度中にも広域化の方向性が取りまとめられるようです。

小布施町においても、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、施設の計画的な更新や災害対策の実行による健全な経営の確保、人材の確保等、あらゆる面から水道の基盤強化を図り、適切な事業運営に努めることが必要です。県の動きは当町にも大きく影響してくる取組でもあります。

今回の事故は、令和5年3月の完成を目指し、低区配水池更新事業に伴う試掘調査進行中の事故でありました。これらを踏まえ、水道事業について伺います。

1点目、広報などによる陳謝文書でも周知されていますが、今回の事故対象地域への連絡、給水作業の対応などの詳細についてお聞きいたします。

2点目、2011年の水道水の濁り事故以降、再発防止など管理体制の見直しなど図られてこられましたが、今回また、なぜ起きてしまったのでしょうか。

3点目、今後、危機管理の観点から、住民の皆さんに情報を早く伝え、不安または不満などを解消することが重要ですが、周知の徹底についてどう考えられていますか。

4点目、今回の事態への対応として、上下水道料金を1月徴収分を一律5%の減額を実施するとのことですが、一月ですね、2か月に一度の徴収分を一律5%の減額を実施とのことですが、その決定の根拠をご説明願います。

5点目、耐用年数の40年を超える水道管の布設替えの実施や地震対策、また、15年程度据置きの料金改定などの見通しはどのようにでしょうか。

6点目、今後、水道事業の広域化連携の具体化の検討が進められていくのではないかと推測されますが、広域連携の進捗状況を伺います。

7点目、町では平成29年度、下水道事業経営戦略が策定されていますが、上水道のビジョン策定はどのようにでしょうか。

以上です。



○議長（小林一広君） 鈴木建設水道課長補佐。

〔建設水道課長補佐 鈴木利一君登壇〕

○建設水道課長補佐（鈴木利一君） 中村議員の質問にお答えしたいと思います。

10月29日に発生した水道水の濁り事故の対策等についてでございます。

今回、7点についてご質問をいただいておりますが、まず最初の今回の水道の濁りの対象地域への連絡、給水作業の対応などの詳細についてお答えをいたします。

小布施町における水道水の配水は、雁田浄水場で浄水処理した後、浄水場内の低区配水池と松川グラウンド横の中区配水池、それから高山村にある高区配水池へそれぞれ送水し、貯水をした後、各ご家庭へ配水をしています。このうち、今回の濁りが影響した地域は、低区配水池系から配水しています東町・上町・中町・福原・栗が丘・林・横町・大島・飯田・山王島・伊勢町・中扇・中央・松村・六川・中子塚地区と、町内のほぼ全域で影響が出てしまいました。本当に申し訳なかったと思っております。

10月29日の水道の濁り状況においては、配水池水位低下によりまして濁り水が発生していると。それと、水位を早期回復するため、各家庭に節水についての協力についてのお願いを同報無線において行いました。事故翌日の朝には、水位がある程度回復しましたもので、節水解除と濁り水を解消するため、蛇口での排泥について、このお願いを、また同報無線でお願いのお知らせをしたところでございます。

なお、この間、役場内におきましては、対応注文を設置いたしまして、電話での問合せ、それから給水対応を2日間実施をいたしました。

なお、給水に当たりましては、長野市、須坂市、中野市の給水車の応援を要請いたしまして、町の所有分と合わせまして、計6台におきまして給水活動を行っております。特に町中心部の宿泊施設、飲食店においては、大型給水車で対応してまして、濁り件数の問合せが最も集中しました福原・栗が丘地区を中心に、影響全域の問合せに応じて、それぞれ対応いたしております。

続きまして、2点目の2011年の水道水の濁り事故以降、再発防止など管理体制の見直しなど図られてきたが、今回またなぜ起こってしまったのかということでございます。

前回2011年の濁り事故原因につきましては、落雷により配水池水位を検出しているリレー機器の破損による故障が原因でありましたため、落雷対策機器を即整備しまして、再発防止を図ってまいりました。対し、今回の水道の濁りにつきましては、先ほど渡辺議員の質問でも答弁させていただきましており、今回の緊急警報装置の不具合の直接の原因につきまし

では、装置本体の通信機器の経年劣化によるものでございまして、前回とは相違した原因でございまして。

繰り返しになりますけれども、現在の警報機器は平成18年に更新をしております、それ以来15年が経過しております。この間、委託業者による定期点検、これを随時実施するなどしまして、対策は講じてきておりましたが、今回の事態となってしまいました。今後の対応につきましては、渡辺議員の先ほどの質問の答弁でもさせていただきました内容のとおりでございまして。

続きまして、3点目の危機管理の観点から、住民の皆さんへの情報伝達と、不安や不満を解消するため周知の徹底の考えについてでございます。お答えします。

議員ご指摘のとおり、住民の皆さんの大切なライフラインである水道の安全で安定した供給を維持するために、今回の事故のような事態に備え、ふだんから常に危機管理意識を持った体制づくりが大切であるということ、今回の経験から再認識をしたところでございまして。

今回、広報、ホームページ、LINEでお知らせを行いましたが、住民の皆様へ十分にお伝えすることができず、大変ご迷惑をおかけいたしました。今後は、今回実施しました広報、ホームページやLINE、このほか広報紙やフェイスブック、また自治会の協力を得て、自治会放送等の活用などを検討してまいりたいと思っております。

なお、このほかにも何かいい案等ございましたら、議員の皆さんからもぜひご提案、ご教授をいただければありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、4点目の今回の事態への対応として、上下水道料金1月徴収分を一律5%減額の決定根拠についてお答えをいたします。

水道の濁りが発生しました10月29日から30日、この2日間と、影響を考慮しまして1日分、特に影響のひどかった3日間の分を対象としまして、なお、この3日間につきましては、10月中旬から12月中旬までの使用期間2か月、60日間になりますけれども、これの5%相当となりますので、今回5%の減額をさせていただくというものでございまして。

続きまして、5番目の耐用年数の40年を超える水道管の布設替えの実施や地震対策、15年程度据置き料金改定などの見直しについてでございます。

当町におけます水道管の現状についてでございますが、配水池から各家庭へ送っている配水管、これが約80キロメートル、各水源から浄水場へ送っている送水管、これが5.5キロメートル、それから、浄水場から配水池へそれぞれ送っている導水管が約3.5キロメートルでございます。総延長としまして約89キロメートル、これらの管が埋設をされています。このう

ち、耐用年数40年を超える水道管のうち、配水管は約5キロメートルございます。耐用年数が近づいた管と併せまして、耐震管としての布設替えを実施してきておりまして、送水管、導水管の耐用年数を超えました約1.2キロメートルにつきましても、現在進めております低区配水池の更新、これに合わせて計画的に実施をしていく予定でございます。

次に、水道料金改定の見直しについてであります。現在の水道料金体系につきましては、平成5年6月改定、これは消費税率の改定に伴うものを除いておりますが、約28年間、改定をしてきておりません。経営的には、建設時に投資した起債残高、これも着実に減少してきていること、それから、一般会計からの繰入れもなく、安定した黒字経営が続いてきております。

しかしながら、現在進めております新配水池更新事業によりまして、財源とする建設改良基金の取崩し等によりまして、剰余金が急激に減少することは確実でございます。前段の水道管の布設替えの実施におきましても多額の投資が必要となり、財源確保が今後の課題となっております。

また、現在、下水道事業におきましては、令和6年4月から開始予定で進めています公営企業化、この取組の中で、上下水道を合わせた料金シミュレーションを今行っているところでございます。安全で安定した上下水道事業を運営していくために、料金改定を含めた検討をまいります。

続きまして、6番目の水道事業の広域化連携の進捗状況についてお答えをいたします。

長野県企業局を事務局とした水道事業広域連携推進協議会が令和2年10月に設立をされました。現在、小布施町と、近隣におきましては高山村、中野市などにつきましては、今のところ構成員として加入はしておりません。設立準備段階におきましてですけれども、長野県企画振興部、長野県環境部、長野県企業局より参画依頼がございまして、小布施町としても検討を行いました。

結果ですけれども、現在、先ほども議員のほうからお話ありましたとおり、この協議会とは別に、長野市から上田市にかけての広域水道事業を検討するための長野地域振興局内で組織をします長野地域水道事業連携検討会が設立され、持続可能な水道事業の経営体系や各事業体が抱える課題に取り組み、広域化連携を研究する会として活動が始まったところでございます。本協議会への構成員としての参加でございますけれども、これら今後の動向を見ながら、検討してまいるところと考えております。

続きまして、7番目の上水道のビジョン策定についてでございます。

上水道ビジョンの策定につきましては、現在策定作業中でございます。最終的には、令和5年度末の完了予定で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） それでは、再質問、何点かお願いいたします。

1項目めの給水についてなんですけれども、私がちょっと聞いたところによると、朝から飲食店などを中心に、給水を皆さんで本当に頑張っていたいていまして、私がちょっと伺ったというか、私も水道課のほうへ伺って、それはそれはすごい対応に苦慮なさっていて、全庁で電話対応をして、メモなどを水道課のほうへ持ってくるという状況を見たんですけれども、中では、やっぱり一般客への給水はないのかというのが多かったんですけれども、そういうものは夜間とかなさったんでしょうか、伺いたいと思います。

それから、布設替えなどのそういう、あと何キロというのも、今とても詳しくお話しいただいて、結構他市町村に比べると、布設替えなど整備されているなという思いなんですけれども、実際ビジョンのところでも、シミュレーションを行いながら考えていくというようなご答弁でしたが、実際管路、全部何キロで試算というか、更新の試算みたいなのは具体的にされているのでしょうか、お願いします。

それから、料金なんですけれども、28年間ですかね、改定ないということなんですけれども、先頃も長野市で、水道料値上げというのを審議会で出したけれども、いろいろコロナとか影響を考えて、取りあえずはやめて、広域化のこともあるし、料金はきっと統合されていくので、そういう思いもあって、やめになったというのを聞いたんですけれども、やっぱり、一応審議会みたいのを設立して徐々にやっていったほうが、そういう時期ではないのかなという思いなんです、そういう審議会など設置というのはありますでしょうか。

それから、広域化のことなんですけれども、やっぱりまだまだ広域化には、そういう参加はしていないということなんです、やっぱり小規模ほど、とても財政的に大変な面があるというので、先頃、宮城県でも初めてコンセッション方式というのを打ち出したんですけれども、宮城県でも今年の3月の段階では、意向まとめみたいなのは、市町村ごとに温度差があるからとても難しいんだという回答だったのに、11月に出されていますよね、決断しているので、やっぱりその点は、早め早めの対応が必要なのではないかと思いますので、もう一度その辺、近隣と考えていくようなお気持ちはありますでしょうか。

あと、4点目かな、令和5年度末にビジョン策定ということなんですけれども、今までご

答弁を伺って、この辺が重点項目だなというのは分かるんですけども、町が一番考えている緊急を要する事業というのは何でしょうか、お願いします。

○議長（小林一広君） 鈴木建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（鈴木利一君） ありがとうございます。

まず、給水についてでございますが、夜間までの対応ということでございます。

実際には、事故といいますか、濁りが起きた後、対応をかなり忙しく、チームを組んでやらせていただきました。実際に私も現場をそれぞれ回るなりして、対応したわけなんですけれども、一応夜間につきましてですけれども、朝まではいかなかったんですが、かなり遅い時間帯までは対応はさせていただいたつもりです。ただ、やっぱりどうしても広域にわたっておりましたので、十分に行き届かなかったというようなことで反省はいたしておりますが、すみませんでした。

次に、布設替えについてでございますけれども、資産管理については当然管理はしております。この管は何年に布設してという情報ですね、そういったものは固定資産管理をしておりますので、ふだんの管理の中で行っているということでございます。

あと、料金についてでございますけれども、今、審議会というお話がございました。先ほども説明させていただいたんですが、下水道について、公営企業化というようなことで、今準備を進めてきております。それにつきましては、令和6年4月からのスタート予定で進めております。

当然、下水道、水道を合わせた中での料金シミュレーションが必要でございますので、そういったことで進めてきております。審議会も当然、料金改定につきましては、審議会に諮って決めていくということになっておりまして、審議会自体の組織としては現在、存在といえますか、ありますので、そちらでまた対応していくということでございます。

あと、広域化についてでございます。先ほども答弁させていただきましたけれども、まず最初に、県の企業局のほうから打診といいますか、参画依頼等をいただいております。現在、全部で県内70幾つ市町村ございますけれども、そのうちの3分の2ですかね、今、構成員としてはなられております。小布施町は今、その中で、構成員ではなくて、オブザーバーという形で参加しているというようなことでございますので、今後、先ほども申し上げましたけれども、その動向、活動内容の動向を、これも会議があるごとにオブザーバーの市町村への紹介がありますので、そういったところへ参加する中で今後決定していきたいと、参加していきたいということを検討してまいりたいと思っております。

すみません、あと、5年度末の水道ビジョンの関係でございますけれども、でよろしかったですかね。

これにつきましては、今一番課題となっているのが、先ほどの低区配水池の更新、これらの早期完了ですね。それと、水源の関係がございます。正直申し上げて、水源が小布施町、4か所で今、井戸水をくみ上げてやっておるわけなんですけれども、かなり取水量が少なくなっているというようなことで、これにつきましては、9月議会でも補正をお願いしたわけなんですけれども、今、新水源の事業を急ピッチで進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 先ほどちょっと、言葉足らずというか、不明確で申し訳なかったんですけれども、町内の管路の資産管理ではなく、更新費用の試算というのはしていますでしょうか。

○議長（小林一広君） 林建設水道課長。

○建設水道課長（林 信廣君） 先ほど課長補佐のほうから申しあげましたけれども、試算管理は台帳等を使って行ってございます。更新に向けては、今後策定してまいるビジョンの中で、40年更新でいくのか、60年更新でいくのか、はたまた80年更新でいくのか、そういった料金の影響をもシミュレーションしながら、ビジョン策定の中で検討していきたいというふうに思っているところでございます。

先ほど補佐のほうからもご説明申しあげましたけれども、来年度には一度、そういった料金関係の審議会、新しいメンバーで立ち上げさせていただいて、その中で、皆さんと共々考えていければありがたいかなと。ほかのほうの市町村の事例を申し上げますと、小諸市さんは60年と、耐用年数、一般的に40年と言われてはいますが、管渠60年ということを決められた市もございますので、そういった事例を参考にしながら、ビジョンの策定と併せて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） それでは、2項目めお願いします。

町主催の行事の開催や自治会活動についての見解は。

新型コロナウイルスの感染状況は、第5波が収束し、町に人出が増え、飲食店や土産店にも活気が戻ってきました。20代から40代の接種が進み、急激な感染数の減少につながったのではないかと、また、自粛・緊急事態制限の効果であるとも言われています。比較的落ち着いた

てきているところですが、オミクロン株の変異ウイルスによる感染者が確認されたり、ワクチン効果が弱まり、年末年始の人出の影響が1月から2月頃に起きるのではないかと、第6波の予測も報道され、専門家は警戒しています。これからの季節はインフルエンザにも注意が必要となり、まだまだ大人数での集会など感染リスクが伴い、行事等の開催には頭を悩ますことが予測されます。

当町では9月25日、26日に、小・中学生はじめ一般住民参加の創作劇が昨年同様、北斎ホールにて上演されました。開催決定に当たっては、様々な声を受け、無観客での開催なども視野に検討されたようです。1回ごとの集客数の制限を行うなどして、実行委員会の皆さんはコロナ対策をしっかりと、感動の舞台を実現されました。

それ以前にも、3月20日、21日には、町の主催による「画狂人北斎」が上演されました。先頃も、11月23日、おぶせ能が無事に町民参加で実施されました。また、今月には「ミュージカル北斎マンガ」の公演も予定されています。この町にとって、多様な文化芸術活動の振興や人材の育成・発展につながっていくと、関係者の方々には敬意を申し上げます。

しかしながら、確実な状況予測は困難で、これからもコロナ対策を万全に、コロナと共存し得る地域自治の再構築が必要です。昨年から様々な自粛により、町や自治会活動のほとんどの行事などが中止となり、人と人とのつながりが薄れています。須坂市では、商工会議所が市に、市として地域の飲食店などに足を運んでもらうようPRしてほしいと、「須坂会食しましょう宣言」要望書が提出されました。市は、市民に積極的に働きかけていきますとの意向を示しました。

小布施町でも飲食・土産物店応援券が販売されて、ほぼほぼ即完売となりました。そこで、当町の町・諸団体主催の行事や自治会活動についてのお考えを伺います。

1点目、新型コロナウイルス感染症に伴う町会・自治会活動についての見解を伺います。

2点目、集会・イベント開催時の留意点、情報提供について伺います。

3点目、自治会活動では非接触式体温計を使用していますが、全自治会に備わっているのでしょうか。また、消毒・除菌製品の助成などの考えはありますか、お願いします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、中村雅代議員のご質問にお答えをいたします。

当町では、新型コロナワクチンの2回接種完了者率というものが、全接種対象者の88%を超えるような状況、9割に迫る勢いになっておりまして、国の新型コロナウイルス感染症対

策分科会で理想的とされた接種率の水準というものを、住民の皆さんのご協力の中で大きく上回っているような状況にあります。

また、小布施町が属する長野圏域につきましては、去る10月20日に県の感染警戒レベルが1に引き下げられて以降、警戒レベルというものはずっと据置きとなっております、長野保健所管内における入院者数も、一昨日12月7日17時時点の段階でゼロ人、今もゼロ人というふうになっております。

長野県では第5波の収束に合わせて、市町村や業界団体と共に、10月8日付で社会経済活動の活性化に向けた申合せを行っており、基本的な感染対策を引き続き徹底しながらも、外出や会食、県内での旅行など、県内での活動というものを基本としていますが、社会経済活動を率先して再開するよう、呼びかけを行っているというところになります。

議員ご質問の自治会の会合や活動に関する統一的な基準や見解については、町からはこれまで、定期的な全町配布のいろんな通知というものは出しているんですけども、独自に自治会向けに通知等でお示ししているような状況にはなく、基本的には各自治会での判断によりお願いをしているところになります。

また、自治会活動も含めました集会・イベント開催時の留意点等につきましても、マスクの着用や定期的な換気の徹底など、これまでもお願いしてきた対策を引き続きお願いしつつ、各自治会や団体の皆様の声も踏まえながら、対策に取り組んでいただきたいというふうに考えておりますが、特段こういった活動に絞って通知等でお知らせをしているわけでは、こちらもないというふうな状況です。

自治会活動は、特に日頃からの住民同士の信頼関係構築であったり、いざというときの支え合いにとっても大切な、不可欠なものであるというふうに認識をしております。町としても、さきにご紹介した申合せであったり、長野県の通知等を参考にしながら、長野圏域の警戒レベルが3以下の状況、これは県のほうで、3までの中で社会経済活動というものを積極的にやってほしいというような通知が出ておりますが、こういった3以下の状況においては、自治会活動を含めた社会経済活動の再開に積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えておまして、自治会等から個別にご相談を幾つか受けておりますけれども、そういった場合には、そのような趣旨の説明を申し上げているところになります。

また、先日12月3日に行われました自治会連合会の総会におきましても、自治会長さんの質問にお答えするような形で、こういった同様の趣旨でご説明を申し上げたところになります。



しかしながら、やはり口頭のみでの説明では、なかなか自治会ごとの受け取り方も異なるというような状況もあると思いますので、議員のご意見も踏まえまして、今後、自治会活動を含む社会経済活動の活性化に向けて、感染状況によりけりという部分はあるんですけども、町独自の通知文書等について、内容を早急に検討しまして、町民の皆様へ情報を発信してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、非接触型体温計の関係になりますけれども、町では自治会連合会などで上げられた要望を踏まえまして、令和2年度の昨年度の備品購入の一環として、既に全自治会分の非接触式の体温計を購入しまして、全ての自治会に貸与という形で配備を図ってまいっております。

また、消毒・除菌薬品等の、いわゆるそういった消耗品というか、そういったものに関してなんですけれども、現状では非常に十分な流通量もありますし、価格も安定しているということ、また、コロナ対策という文脈で、助成を行うべき物品であったり、消耗品等の線引きがなかなか難しいということから、ご質問いただいた物品等の購入助成を行うというのは現在検討していない状況です。こちらについては、ご理解のほど、よろしく願いできればと思います。

以上です。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 本当に自治会では、課長も本当にいろいろと配慮していただいているんですけども、この頃は総会をやったところが多いと思うんですけども、本当にその後、次は新年会という形で、役員さん交代する自治会が多いんですけども、やっぱり本当に悩みに悩んで、どうしたらいいのかなというのを相談を受けたんですけども、先ほど12月に開いたということだったんですけども、連合会もなかなかこの間少なくて、こっちから相談するのもどうなのかな、町の中ではどういうふうに飲食とかやっているのかなとか、いろんなことを相談されたんですけども、悩んでいたようです。

今回も、私たちちょっと、自分のところを例に出して申し訳ないんですけども、総会をやって、帰りに簡単なサンドイッチとか飲物みたいな軽食を持ち帰るということにしましたということで、いろいろと工夫をしていただいたんですけども、やればできたかなんてというような、懇親会もできたかなとかという声が出て、本当に役員さんを、最初の集まりがないので、ここで去るときに、退任で初めて顔を見たという方もいたりして、本当にちょっとまずい状況だなというのを感じたんですけども、そんな状況です。

だもんで、やはりみんな悩んでいるので、その辺の情報提供の、先ほど文書というものをちょっと考えていきたいようなお話だったんですけれども、具体的にはどのような形で、レベルが上がったらということなんでしょうけれども、どんなふうにもその点は考えているのか。情報提供の内容もそうですが、方法も、何かこの頃ではアプリで、いろんな地域のICTのそういう、結ネットですか、何とかというのものもあるみたいに、この間も声出たんですけれども、やっぱり分かる方法がいいなということで、その点、どんなふうにお考えなのかお知らせください。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 今、中村議員の再質問2点ほど、1点、全体としては一つだと思いますけれども、お答えさせていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり、やはり私たちのほうから、なかなか連合会の総会についても定期的に、自主防災会の関係とかは、また別途開いてはいますので、会合自体はずっと開いてきたわけなんですけれども、なかなか自治会の連合会という形で、会合が9月ですかね、から開かれていなかったというような形、6月から開かれていなかったですかね、非常に長い期間、開かれていない状態になっていたという中で、なかなかこちらから情報発信ができていなかったことというのは、非常に反省をしております。

今後、そういった情報提供というところに関しては、まずもっては、やはり自治会の活動というところで、具体的なこういうような方針を町としては推奨しますというか、そういったような内容で、県からはこういうような通知が出ている、町ではこう考えているとか、そういうような基本的な方針だったり考え方というものを、自治会のまずは自治会長さんであるとか役員の皆さんに通知としてお出しさせていただいて、まずは自治会活動として、そこを基礎にして、いろいろな活動を再開していただいたりとか、基準にさせていただくような形がいいかなというふうに思っておりますので、まずは非常にオーソドックスなやり方ですけれども、通知文書という形でお出しをしたいというふうに考えております。

また、もう少し広い意味での周知ということに関しては、その点もまた、どういった形がいいのかということについて内部で検討しまして、またお示しできればと思っております。

内容面に関しては、先ほど申し上げたように、県の通知等々を参考にさせていただきながら、レベルの中で、レベル3まではこうですよとかというような形で、一つの指針みたいな形でお示しをさせていただきたいというふうに思っておりますが、詳細なところというのは、しっかりと検討させていただいて、また今後お示しできればと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） 1点だけ、情報提供なんですけれども、町報などでも、また福祉だよりなどでも載っていることはあるんですけれども、お聞きすると、よそではお茶飲みサロンを開いているんだとか、そういうことを知らないサークルの人たちは、そういうのをちょっともう少し、開いていいんだよとか、飲食さえなきゃいいんだよとか、その点もお知らせをお願いしたいなという要望あるようなんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ありがとうございます。

そうですね、ちょっと、先ほど申し上げたとおり、具体的な内容というところを、また今後検討というふうな形だとは思っていますけれども、今の議員の質問の趣旨というのは、よりイメージがつきやすいような形でということだと思いますので、そのあたりはしっかりと配慮した上で、通知等作成していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、中村雅代議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 小 林 正 子 君

○議長（小林一広君） 続いて、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 2点ほど質問します。

まず1点目は、国保税において、子供の均等割の廃止と軽減を求めます。

国では2022年4月から、未就学児の均等割を5割軽減する制度を開始するとしています。これを機に、町独自の施策として、18歳までの均等割軽減と、近い将来で子供の均等割廃止を目指す考えはないか質問します。

現在、小布施町国保税では、子供も大人も1人当たり2万3,000円の均等割が課せられています。私は、かねがね均等割の軽減と廃止を求めてきました。それは、古代の人頭税にも等しい、人々に対する野蛮な税制度だからです。少なくとも子育て支援のために、子供の均

等割の廃止・軽減を最低限やるべきだと主張してきました。

今回、国は6歳までの子供の均等割を5割軽減するとしています。この制度の開始に合わせて、町独自の上乗せをするよう求めます。内容としては、対象年齢の引上げ、医療費無料化と同様に、高校卒業時、18歳までの均等割軽減を町一般会計からの繰入れで行うこと、また同時に、国に対して対象年齢の引上げを求めていくよう求めます。

これは、現今の経済情勢とコロナ禍であえいできた国保加入者、子育て世帯に対する支援となると考えていますが、町としてはいかがお考えか答弁ください。

○議長（小林一広君） 荒井総務課長補佐。

〔総務課長補佐 荒井政人君登壇〕

○総務課長補佐（荒井政人君） 小林正子議員の国民健康保険税均等割の軽減についてのご質問にお答えします。

まず、来年4月から開始される未就学児に係る国民健康保険税均等割の5割軽減につきましては、令和2年12月15日に閣議決定されました全世代型社会保障改革の方針についてを踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するための措置の一環として、国民健康保険に加入している子育て世帯の税負担の軽減を図ることを目的としています。

ご存じのとおり、国民健康保険は原則として、社会保険等被用者保険に加入されていない町民の皆さんが被保険者となります。また、国保税は、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の3項目の合計により算定しており、国保税算定の際には、所得に応じまして7割・5割・2割の軽減措置を行い、1人当たりの均等割額と1世帯当たりの平等割額を軽減しています。

議員よりご提案いただきました軽減措置の拡大につきましては、子育て世代の皆さんが安心して子供を産み育てていける環境づくりの一環として、今後検討すべき課題であると認識しておりますが、国民健康保険制度は法の下で運営しているため、町独自の裁量での軽減措置の拡大はできないことになっております。

なお、今回の制度改正の際、参議院厚生労働委員会にて、国民健康保険に導入される未就学児に対する均等割保険税の減額措置について、市町村や都道府県等における財政状況を勘案しながら、対象者や減額幅のさらなる拡充を検討することを附帯決議として表明されております。国に対して制度のさらなる拡充を求めるとともに、今後の動向につきましても注意

してまいります。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 国では、来年の4月から均等割の5割軽減ということを言われていますけれども、本当に、国の制度としてやっているから小布施町はできないんだという、それ以上のことはできないんだというふうにおっしゃいますけれども、国がこの制度をやる前から、子供の医療費均等割について軽減している市町村もあるんですね。それは小布施町がやらないだけで、やっている市町村もあります。そういう点で、何でも国の制度だから小布施町独自ではできないという考えは、やはり変えるべきではないかと思います。

それと、この均等割という制度については、社会保険等はそういうものはありません。社会保険は、働いている人の所得に応じて保険料を払っているんですよね。そういう点で、国税だけがこういう制度があるということ自体が、私はおかしいというふうに思っています。

そういう点で、再度、子供の医療費無料化についてももう少し、最初は小学校卒業までとか、そういうふうを考えることはできないのか、再度答弁をお願いします。

○議長（小林一広君） 荒井総務課長補佐。

○総務課長補佐（荒井政人君） 先ほどの小林議員の再質問でございますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、小布施町においては、国民健康保険制度の下で運営しているため、町独自の裁量により減額措置の拡大はできないと認識しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） いろんな制度を考えながら努力してみるという方法もあると思うんですけれども、そういう考えはまるきりないんですか。国が言われたままにやるということでしょうか。その辺のところ、再度お願いします。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 今、小林正子議員から再質問ございましたが、決して国が全てそうだからということで、全てを決めるということでは当然ないというふうには思っております。今回に関しても、先ほどの答弁の中でも申し上げたとおり、基本的には、均等割の拡充というものは、ここもしっかり検討していくべきような課題の一つであるというふうには私どもも認識をしておりますし、例えばそういったものを町で負担した場合には、どの程度になるのかというような試算も行っているんですけれども、やはり県等々のほかの団体等と

もいろんな意見交換をさせていただく中で、現状の中では今の制度の下でやっていくということが、一つの方針としてやっていくべきことだろうというような、そういった方針にあります。

ですので、様々なことを全く検討していないわけではありませんで、今後もいろいろな制度の変更等々ある中で、様々な事例等も踏まえながら検討はしていきたいというふうに考えておりますが、今この時点においては、今の制度の下で運営をしていきたいと、そういうような答弁になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2点目に移ります。

灯油購入など、暖房費に対する補助、福祉灯油の実施を求めます。

灯油代が高騰しています。世界的な原油高騰の影響ですが、国の備蓄原油の放出などの効果も一時的で、さらなる高値も想定されています。夏の冷房自粛が熱中症の引き金になると同時に、冬季の暖房費を節約しようとするれば、風邪をはじめ様々な健康への影響が起こり、家にいて凍死という痛ましいことも起こる。健康な生活を保障するために、福祉灯油の実施を求めます。

長野県のガソリンや灯油の価格は他県より高いと言われてしています。その上、冬季は寒冷で、健康な生活に暖房はどうしても必要です。そこに、さらに昨今の原油高です。日に日に高騰し、灯油の1リットル価格は110円を超えました。近年で高騰した平成25年、26年、30年のときでも1リットル105円ほどでしたから、今回の原油高騰、灯油高騰のすさまじさが分かります。

寒さは飢えと同じく、耐え難いものです。暖房費もままならなく、健康を害することがないようにと、福祉灯油が度々実施されてきました。今季も既に中野、飯山で、所得の低い世帯への灯油代支援が表明されています。軽井沢町は福祉灯油券を配布することを決めています。

こうした自治体の動きを踏まえて、総務省は11月12日、総務大臣が閣議後の記者会見で、地方自治体が行う生活困窮者に対する灯油購入費の助成に必要な経費に対して、特別交付税で措置を講じると表明しています。小布施町もぜひ灯油代、暖房費への支援補助を求めます。答弁ください。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、小林議員の福祉灯油の実施を求めるとのご質問にお答えいたします。

国における方向性などにつきましては、ただいま小林議員から、総務大臣が灯油補助に対して、特別交付税措置などあるよという表明があったということでございます。私どもも、そういった情報、また近隣の市町村の情報なども、一応確認はさせていただきながら進めております。まず、国における方向性ですね、これをしっかりと確認しながら、現在の状況を踏まえながら、対応を進めてまいりたいと考えております。

今、中野、飯山というようなご指摘もいただきましたけれども。小布施町は、環境条件を同じくする長野市や須坂市などの市町村の対応も参考とし、支給額や対象者を見極めてまいりたいというふうに考えております。

支給方法は、福祉灯油を含め、暖房費としてご活用いただけるよう考慮し、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいま、暖房費として考えてまいります、大変うれしいことです。そういう点では、いろんな暖房がありますので、そちらのほうも考えていただくということですので、お願いします。

私も、この灯油に対する補助について、あるおばあちゃんから、正子さん、食事がないと寒いのと、どっちがひもじいと思うと言われたんですね。私は即座に、食事がないとひもじいんじゃないかなと答えたんですけれども、そうしたら、正さんはお金があるからそう言うんだよ、本当のひもじいのは寒さなんだよと、そういうふうに言われました。

本当に、寒さが続いている中での生活がどういうものなのかということを考えていただきたいと思います。そういう点でも、暖房が使えないということは、本当に大変な、人間が生きていく上で大変なことなんだということを知ってほしいと思います。

恐らくここにいらっしゃる方は、そういう思いはしたことないと思いますけれども、そういうふうに生活している人もいるということを知ってほしいと思います。そういう点で、12月もうじき終わろうとしています。なるべく早い時期に、この福祉灯油の暖房費への補助をやっていただきたいと思います。そういう点で再度答弁ください。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 再質問ありがとうございます。

ただいま暖房費ということで、私もそのように申し上げましたし、議員からも暖房費ということでご提言をいただいたというふうに考えております。

今、長野市、須坂市というようなお話をさせていただいたんですが、長野市の情報、確認したのは、あくまでも新聞情報の段階でございますが、住民税非課税世帯のうち、75歳以上のお年寄りのみの世帯が対象でありというようなこと、生活保護とですね、そういった世帯が対象でありということと併せて、2月末までの購入分についてというようなこと、それから、申請が必要で、さらにレシートを添えてということで、灯油の購入助成というふうに限って行うというふうに報道されております。そういった報道にも接しておりますので、その範囲などについては、慎重に検討をさせていただく必要があるかというふうに考えてございます。

また、時期につきましては、厳冬期ですね、1月、2月、皆さん大変な時期に向けて検討を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 1月になってから福祉灯油を出すよりも、なるべく早く、12月のこの時期から、ぜひ検討を早めていただき、出していただきたいと思います。あまり先へ先へと延ばすと、本当に大変な状態が起きるかもしれません。そういう点では、ぜひもう少し早めに、12月から出せるように検討願えませんか。その辺で答弁ください。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 12月に出せるというのは、支給を12月にということでございますかね。

先日ご議決いただきました子供の関係のことですとか、他のことを同時並行で進めさせていただいている中で、12月に支給を早めるというのは、非常に厳しいスケジュール感というふうに考えます。ただ、補正などにつきましては、早急に考え方をまとめて、ご提案できるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、小林正子議員の質問を終結いたします。



## ◇ 大 島 孝 司 君

○議長（小林一広君） 続いて、9番、大島議員。

[9番 大島孝司君登壇]

○9番（大島孝司君） 本日最後となります。

通告に基づき、令和4年度、新年度予算編成方針について一般質問させていただきます。

12月に入り、令和4年度の予算編成が始まりました。桜井町長にとっては初めての予算編成となります。

そこで、6項目につき、予算編成の方針を伺います。

1点目として、桜井町長の公約で、「すべての人にとって豊かで幸せな町に」の実現のために掲げた「繋ぐ（つなぐ）」「整える（ととのえる）」「育む（はぐくむ）」の施策を一つずつ具現化していくための予算編成の方針を伺います。

「繋ぐ（つなぐ）」4項目、「整える（ととのえる）」4項目、「育む（はぐくむ）」4項目、計12項目の公約を、新年度予算編成にどのように盛り込んでいくのか伺います。

2点目として、小布施町の長期計画として、令和2年度から6年度までの第6次小布施町総合計画をはじめ、小布施町公共施設等総合管理計画、小布施町公共施設個別施設計画ほか各種計画があります。小布施町の公共施設も徐々に老朽化し、近い将来、大量更新時代を迎え、今後の維持管理・更新等に膨大な経費が必要になると見込まれています。

小布施町では、健全で持続可能な町政運営を目指して、小布施町公共施設等総合管理計画を平成29年（2017年）3月に策定し、小布施町公共施設個別施設計画を平成31年（2019年）3月に策定いたしました。次世代への負担をできる限り軽減し、財政負担を平準化するためにこの計画が立てられましたが、各種計画を具現化し、推進するために、どのように予算編成に盛り込んでいくのか。また、公共施設整備のための基金の積立てはどのようにしていくのか、その方針について伺います。

3点目として、昨日の町政懇談会では、小布施町のコロナワクチン接種率が88%になったとお聞きいたしました。先ほどの答弁でもお聞きいたしました。小布施町民の皆さんが積極的にワクチン接種に向き合っているとと言えます。しかし、新型コロナウイルス、オミクロン株が国内でも発症し、脅威となっております。コロナ感染対策とコロナ禍における経済対策はどの程度盛り込むのか、伺います。

4点目として、前年度決算で執行率の低い事業がありましたが、そういう事業に対する予算編成を伺います。

例えば、6つの重点施策のうち、第1の健康と福祉の充実では、重点施策として、特定健診の受診率向上を図りますとして、1,970万円の予算計上をしましたが、決算額は880万円と、執行率が44%でありました。また、重点施策の高齢者の介護予防では、予算額3,750万円に対して決算額2,450万円と、1,300万円の不用額が出ています。これらは、重点施策6つのうちの一つであります。このほかにも達成率が低かったものがありますが、そういったものに対する今後の課題と予算編成の方針を伺います。

5点目として、小布施町議会では、9月会議での令和2年度決算承認の後、10月20日付で令和4年度予算要望書を町長に提出させていただきました。7項目にわたり要望いたしましたが、それぞれの項目について、新年度予算編成にどのように反映させるのか、方針を伺います。

1、安心して子供を産み育てられる子育て環境の充実を図り、また、切れ目のない支援を構築し、包括的な子供・家庭福祉を推進していくために、保育士、保育教諭、放課後児童支援員の確保に向け、支援制度を活用するなど人材確保の対策を図られたい。

2、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済的な問題や健康上の問題、特に外出を控えている高齢者が増えていることから、在宅でも取り組める認知症予防対策やフレイル予防対策強化等、個々の実情に応じた支援の充実を図られたい。

3、SDGsの目標設定、脱炭素、ゼロカーボン、ごみ削減の対策とその推進に関する補助金計上を盛り込まれたい。また、推進のため、景観を保ちつつ、町に見合った条例の一考を検討されたい。

4、最近の気候変動によるゲリラ豪雨が常態化する中、国土強靱化の重要な対策として、浸透ますや調整池の増設等の対応を早急に検討されたい。

5、各種団体の補助金については、自助努力を促し、自立できるような体制を求め、その活動を精査し、予算化に努められたい。

6、行政及び議会のICT化を推進する環境づくりを構築されたい。

7、補正予算は緊急的な事案とし、当初予算の編成に当たっては計画性を持って慎重に検討し、的確な予算編成を対応されたい。

以上7項目ですが、それぞれの項目につき、新年度予算編成にどのように反映させるのか、方針を伺います。

6点目として、行政及び議会のICT化とペーパーレス化は新年度予算にどのように反映させるのか、方針を伺います。これは、議会からの予算要望にもありましたが、特にお聞き

したということで、1項目として挙げさせていただきました。

小学生、中学生全員がタブレットを持って、1人1台勉強している、こういう時代において、行政及び議会のICT化とペーパーレス化は、紙資源の削減だけではなく、資料を電子データで管理し、ペーパーレス化することにより、行政運営・議会運営の効率化及び行政活動・議会活動の活性化が図られます。ICT化とペーパーレス化に対する見解を伺います。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

[企画財政課長 畔上敏春君登壇]

○企画財政課長（畔上敏春君） 大島議員の令和4年度予算編成方針の6項目のご質問につきまして、一括してお答え申し上げます。

議員ご質問の中にありましたように、令和4年度予算編成は、新町政になって初めての本格的予算編成となります。予算編成に先駆け、各課での課題や今後に向けた新たな取組などについて意見交換をする場として、10月下旬に各課の課長、係長を中心に実施をし、町長より、公約に掲げた事業の考え方について申し上げます。新年度予算編成につきましては、去る11月4日に、係長以上の職員を対象に予算編成方針の説明を行うとともに、全職員へは庁内LANの掲示板でお知らせ、周知をしております。

予算編成のタイムスケジュールは、各課からの予算見積書の提出が12月3日まで、既に終了してございます。その後、財政担当部署で内容の確認等を行い、年明けの1月上旬から副町長査定、下旬から町長査定を行い、2月上旬には予算案をまとめることとしております。

このようなタイムスケジュールとなっていることから、議員ご質問の6項目についての新年度予算への反映・盛り込みにつきましては、副町長・町長査定の中で具体化していくこととなりますが、これら6項目についての予算編成時の方向性、考え方を予算編成方針に盛り込んでおります。

新年度予算編成方針では、予算編成に当たって、基本方針に、今までなかった項目なんです。初めにの項目を設け、次のような方針を示しました。令和4年度予算編成は新町政となって最初の本格的予算編成となります。新町政の目標である「すべてに人にとって豊かで幸せな町」の実現のために掲げた「繋ぐ（つなぐ）」「整える（ととのえる）」「育む（はぐくむ）」の施策を一つずつ具現化していく初年度と位置づけています。

また、第6次小布施町総合計画をはじめとする各種計画を推進するための施策・事業に重点的に取り組んでいきます。これらの重点施策の進捗状況、また、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響などを踏まえながら、豊かな町民力をお願いし、若い人たちと共

に小布施らしい新たな価値を創造し、実践・実行することで、町内外の皆さんに幸せと魅力を感じていただける予算を編成してまいります。

予算編成の考え方の主なものとしまして、基本計画の達成状況を確認するとともに、目標達成に向け、各分野のありたい姿、重点施策、達成目標との整合性を図った予算編成、デジタル社会の構築を進めるため、2021年1月から2026年3月までを対象期間とした自治体DXの内容を確認・検討し、事業化に向けての取組、各課の事業を連携させ、予算の選択と集中、限られた財源でより効果的な施策の運営と好循環を目指す。

また、予算編成の留意事項としまして、全ての事業を見直し、事業開始後、長期間経過している事業や当初の目的が達成された事業については、事業の必要性を再点検し、積極的に見直し、統廃合、事業実施方法の変更等を進める。

公共施設の運営についても、民間活力の導入について積極的に検討する。

定期監査における監査委員からの指摘事項、議会からの令和4年度予算要望の内容を十分踏まえ、検討する。

新規事業だけでなく既存事業においても、国・県補助金や交付金等の最大限の活用、各課の連携を密にし、横の連携の取れた予算編成としております。

質問の中で、議員より細かくご指摘等いただいているわけですが、予算編成に際しまして、それぞれ議会からの予算要求の関係等の資料等を検討させていただきまして、編成方針の説明をしておりますので、各課でそれぞれ、予算要求の中に盛り込んできているものと思っております。

先ほど申し上げましたように、それぞれ、先ほどご質問いただいた具体的な内容につきましては、今後の副町長・町長査定の中で内容をチェックする中で、査定の中で精査・取組をして、組立てをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは、再質問させていただきます。

まず、公共施設等総合管理計画について、方針ですけれども、基金の積立てというのは、どういうふうこれから積立てを増やしていくのか。あるいは、財政調整基金をできるだけ崩さないでというような、そういうお話もありますけれども、崩さないだけではなく、やはり積み立てていかなくはないんじゃないか。その辺に対する方針について伺います。

また、2点目なんですけれども、前年度の決算で執行率の低い事業がありましたという、そういう質問をさせていただいたわけなんですけれども、これに対する方針、新年度予算ではどんな方針にするのか、その辺の答弁漏れがありますので、よろしくお聞きたいします。

また、3点目として、これも方針、副町長査定、町長査定してみないと、実際は分からないんですけれども、方針として、各種団体の補助金について、自助努力を促して、自立できるような体制にしていかななくてはいけないと思うんですけれども、その辺をどのようにされていくのか、方針についてお聞きたいします。

4点目としまして、補正予算というのは、極力補正で出さず、当初予算のときに綿密に計画的に適正な予算編成をしていただきたいということでありまして、極力補正予算はしないようにということに対して、その辺の方針はどんな方針でおられるのか、お伺いいたします。

5点目ですけれども、ペーパーレス化について質問させていただきましたけれども、条例集など、いまだに紙ベースで、今も条例集の差し替えを行っているところだと思うんですけれども、時間とお金をかけたこういった作業、いつまでこういうことを続けるのか、お伺いいたします。ペーパーレス化、ICT化というのは、一気にやるんでなくて、できるところから進めていくということが肝腎ではないかと思います。それについてお伺いいたします。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

○企画財政課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の公共施設等の今後の修繕計画に伴います財源の確保ということでございますが、これにつきましては、計画的な積立てをしていきたいというふうに考えております。

この関係につきましては、9月会議の際にもご質問をいただいております、基金の在り方、そういうものの見直しをする中で、今後発生する資金、どのぐらい、いつ必要になるかというものも洗い出す中で、計画的に積立てをしていくような予算立てをしたいかと考えております。

2点目の前年度決算の不用額の多かったものということでございますが、一つの要因としますと、やはりコロナ禍ということで、執行率が低かったという状況等もあろうかと思えます。これらにつきましては、基本的に、真に必要なものかどうかというものを予算査定の中でチェックをしながら、必要な予算ということで、不用額がこれだけあったから落とすということではなく、来年度、本当にどのぐらい必要かというものを確認をする中で、予算づけをしていきたいというふうに考えております。

3点目の各種団体の補助金等の見直し等につきましては、既に各種団体等での予算の執行

状況、決算状況を見る中で、精査を順次進めてきております。サンライズ方式ではございませんが、既に独立・自立できるものについては、なるべく自立していただくような形で、補助金の支出についての見直し等もしてまいりたいかと思っております。

補正予算の関係につきましては、基本的に議員おっしゃるとおり、真にやむを得ないもの、そういうものは補正予算で認める方針で考えております。当初予算で令和4年度に必要な予算につきましては、精査をする中で組立てをしまして、今後発生するコロナ対策とか災害対策、そういう緊急性のあるものみの補正予算で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

5点目のペーパーレスについては、総務課長のほうよりお答えをさせていただきます。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 5点目のペーパーレス化の関係、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、具体例として、条例集の話が一つ出てまいりましたが、これに関しては、これも含めてなんですけれども、私たちのほうでも、やはりペーパーレス化、できるところから少しずつ始めていくということが必要だというふうに考えておきまして、今年から電子決裁等々の導入であったり、文書目録の電子化ということでシステムを導入させていただいて、少しずつ職員も、そういったことに慣れていくというようなところをやらせていただいております。

また、条例集等に関しては、既に現在でも、いわゆる別途検索というか、いわゆるL G W A N系のパソコンのほうで、行政の内部でしか見れないパソコンなんですけれども、その中で条例集、検索をかけると、全てデータで見えるような形になっておきまして、正直なところ、机の上で作業する分には、こういった条例集、紙で必要な状況ではなくなっているというところがあります。

ただ、一方で、議場での、委員会でのいろんな議論であるとか、そういった場合には、パソコン持ち込んでも、いわゆる検索をかけられないというような状況がありまして、こういったところというのは、やはりハードと一体で検討していかなければいけないと。実際に紙の条例集が必要になるのは、やはりこういった議場であったりとか、委員会の中でのやり取りの中で急遽調べたいときに手元に持っておくというような、そういう中で使用しているということで、現状においては、まだ使用の必要性があるという判断で、ちょっと続けさせていただいているわけなんですけど、そういったハード面が整い次第、整えるような形というものをよく検討させていただいて、今後ペーパーレス、できる限り進めていくように検討してき

たいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林一広君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） 再質問させていただきます。

今のペーパーレス化、大宮課長の答弁についてなんですけれども、やはりネット環境を早めに環境整備をして、委員会、またこの議会議場でパソコンなり、そういったものを使える、タブレットとか使えるような、そういう条例をまた早くつくって、そんな環境整備を早くしてもらいたいと思うんですけれども、いつ頃までにできそうですか。

○議長（小林一広君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ありがとうございます。

実務的なところでいうと、できる限り早く本当にやっていきたいというふうなところは、総務課としても町としてもあるわけなんですけど、そのあたりは、今回の予算編成も含めて、ちょっと理事者ともよく議論をしながら、具体的な、いつまでというような目標設定させていただきたいというふうに思っております。

先ほど畔上課長からもありましたとおり、DXの関係ですね、推進計画ということで、令和6年までということで、ようやく本腰を入れて、いろんな取組を整理をし始めている段階ですので、その議論の中で、ある程度目標年度を決めてやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、大島孝司議員の質問を終結いたします。

---

### ◎延会の議決

○議長（小林一広君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略いたします。

---

◎延会の宣告

○議長（小林一広君） 本日はこれにて延会といたします。

延会 午後 2時44分



## 令和3年小布施町議会12月会議会議録

### 議事日程(第3号)

令和3年12月10日(金) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
4番	竹内淳子君	5番	中村雅代君
6番	福島浩洋君	7番	小西和実君
8番	関悦子君	9番	大島孝司君
10番	小淵晃君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	小林一広君

### 欠席議員(1名)

3番 関良幸君

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
総務課長補佐	荒井政人君	企画財政課長	畔上敏春君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	林信廣君

建設水道課長  
補佐

鈴木利一君

建設水道課長  
補佐

芋川享正君

教育次長

藤沢憲一君

監査委員

畔上洋君

---

**事務局職員出席者**

議会議務局長

涌井典男

書

記

柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

3番、関 良幸議員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

---

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。

昨日に引き続き、順次質問を許可します。

---

## ◇ 関 悦 子 君

○議長（小林一広君） 最初に、8番、関悦子議員。

〔8番 関悦子君登壇〕

○8番（関悦子君） おはようございます。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、子供たちを取り巻く課題、いじめ・虐待に対する必要な対応を早期にというタイトルでお願いいたします。

各種の調査結果によると、2020年度は、全国の小・中学校で不登校だった児童・生徒たちが過去最多に、小・中・高の自殺者が過去最多に、極端な食事制限を行う摂食障害の一種である神経性痩せ症が昨年の1.6倍と増加、パソコンや携帯電話などを使ったネットいじめ、これもまた過去最多に、児童相談所が対応する虐待件数は増え続けていると報告されています。

全国的に生徒総数は年々減少している中にもかかわらず、逆に、これらの問題を抱える子供たちが増え続けているのはなぜなのか。

少子高齢化、核家族化の進展、共働き世帯の増加、ひとり親家庭の増加などが、そのような様々な要因の中、最近では、家族の介護やきょうだいの世話などを行うヤングケアラーが、中学生では17人に1人という問題も大きくクローズアップされております。この17人に1人という数字は、ちょうど1年前に国が初めて実態調査をし、1,350校、約1万3,000人のインターネットによるアンケートの調査結果だという数字だそうです。

なお、大学においても、中退をした学生が前年同期の1.8倍、そして、休学者も前年同期の1.7倍だったことが文科省の調査で分かったとのことでした。

驚くほどに、子供たちを取り巻く社会状況が年々深刻化してきており、特にコロナ禍の影響による生活様式の変化が拍車をかけ、これらの問題により深刻なものになっているように思われております。将来の担い手となる子供たちが健康で楽しい学校生活を送り、明るい未来を感じ、この小布施町で幸せ、幸福を感じながら育ってもらいたいと、切に思いながら質問をいたします。

最初に、不登校・いじめ・虐待・ヤングケアラーについて、当町の実態はどうか。また、これらの存在を早期に発見できる体制についてお聞きします。

2つ目、先日、政府が子供の貧困・虐待を防ぐため、家庭の経済状況や子供の学力といった幅広い情報を一元化するデータベースを構築する方針を固め、早ければ2023年度の全国展

開を目指す」と報道されました。

貧困・虐待の早期発見のためには必要なことと考えますが、町の今後の取組についての考えをお聞きいたします。

次に、国や自治体の貧困家庭に対する支援制度の多くは申請が必要ですが、生活に追われる貧困家庭は、制度そのものを知らないケースも多いと言われていています。また、ヤングケアラーの場合も、ケアをしている小・中学生、高校生は、どこに行っても誰に相談していいのかも分からないのではないかと思います。住民一人一人が町の宝である子供たちに深い関心を持って育てるためにも、多くの情報を共有することが必要と考えます。

町報などのページを割いて、子供たちを取り巻いているいじめ・虐待・ヤングケアラーなどの問題点の解説、現状、対策、支援、今後の課題、その相談窓口、体制などを誰にも分かりやすい形でお知らせをし、各種情報を共有できる体制づくりが必要かと思いますが、町の考えをお聞きします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） おはようございます。

ただいま副議長からご質問いただきました内容につきましては、子供・教育・福祉にわたるご質問でございます。一括答弁申し上げますので、よろしくお願いたします。

最初に、不登校・いじめ・虐待・ヤングケアラーの当町の実態についてご答弁申し上げます。

令和2年度における不登校の人数は、小学校5人、中学校13人で、いずれも増加傾向にあります。いじめの認知件数については、小学校50件、中学校2件で、こちらは年度により数にばらつきがあります。虐待は、町要保護児童対策協議会実務者会議で課題を把握し、現在、進行管理している件数は32件でございます。

ヤングケアラーの実態については、申し訳ございませんが、把握できておりません。

次に、家庭の経済状況や子供の学力など、幅広い情報を一元化するデータベースの構築についてお答えします。

これらにつきましては、健康福祉課、教育委員会子ども支援係で、どのような方法が取れるか、必要で適切な支援につなげるため、検討は進めています。ただ、いまだ明確な方法が確立できているわけではございません。

次に、貧困・虐待の早期発見のための町の取組・体制についてお答えします。

まず、保健師、保育士、小・中学校の先生方が生活状況を見守り、保護者の皆さんとお話しする中で把握に努めています。さらに、長野県が委嘱する療育コーディネーター、町が委託する臨床心理士や精神保健福祉士などにも相談の場面での同席やアドバイスを求め、できる限り早期の介入ができるように努めています。

保護者の方がご家庭において生活に追われる状況を把握できる明確な方法というのは、残念ながらできていません。

小・中学校入学以降、学校の先生方による見守りと年2回の学校生活いじめアンケート調査を基に教育相談を行いまして、県派遣のスクールソーシャルワーカーの定期的な訪問を中心に、相談ができることを子供たちに呼びかけ、希望があればカウンセリングを受けることができることを周知しているところでございます。

中学校では、過去の不登校対策のご質問でもお答えしましたが、3つの場面でのフォローということで、担任や学年教諭によるフォロー、次に保健室によるフォロー、次に不登校支援員によるフォロー、これらを基本に、生活や学習のフォローを行っているところでございます。また、集団が苦手という児童・生徒に対して、下校時に教室で懇談や個別指導をするなどの対応を行ったことで登校日が増え、定期的に通学できるようになったという成果も、僅かではありますが、出ているという状況でございます。

なお、町として自殺対策で行ってきた中学でのSOSの出し方研修などで協力をお願いしてきました精神保健福祉士にも、委託事業で小学校6年生、中学校2年生の皆さんの全員面談を始めてきているところでございます。

中学校においては、今年度初めて全員面談を実施することができました。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携から、医療機関の受診などについても対応できるように準備を進めております。また、昨年からは、試行的に月水金の午前中、学校外の児童・生徒の居場所となる中間教室も開設しております。学校復帰、教室復帰の一つの段階として、有効に機能させていきたいと考えているところでございます。

こういった活動で、すぐに大きな成果を発揮できているとは考えておりません。保健師や精神保健福祉士、臨床心理士など、学校の先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとはまた別の立場で、児童・生徒の皆さんの気持ちに寄り添える人がいるんだということを児童・生徒の皆さんに伝えていくこと、また、学校の先生方には、先生方が感じ取った子供たちの悩みや課題を相談し、キャッチボールできる人が町にもいるんだということを安心材料として、学校教育に臨んでいただきたいと考えてございます。

現在のコロナ禍にあって、不安やストレスを抱えている児童・生徒もおります。学校、教室に限らず、お子さんにとってよりよい学びの環境を整え、考えていくとともに、社会や地域とのつながりを切らないように保護者との連絡・連携を密に取っていきたいと思っております。加えて、今後の学びを保障するツールとして、タブレットの活用方法も検討していきます。

最後になりますが、どこに行き、誰に相談してよいか分からない、相談窓口、各種情報を共有できる体制づくりについてお答えいたします。

子供たちの問題は、具体的な課題や悩みが何かは問わず、健康福祉課、教育委員会子ども支援係で相談に対応してまいります。成人も含め、精神的な悩みは、保健師、保育士、小・中学校の先生方だけでなく、相談できる人が町にということをお子たちにしっかりと伝えてまいります。

また、ご家庭において生活に苦しい状況があれば、健康福祉課が相談に応じ、社会福祉協議会さんやまいさぼ信州長野さんなどと連携しながら対応をして進めてまいります。

先ほどの繰り返しになりますが、ひきこもり傾向にある方の状況ということですが、これを確実に把握できているわけではありません。9月会議でも、昨日の渡辺議員のご質問でも同様のお答えをさせていただいたところですが、ひきこもりを具体的な課題として相談に乗っているという案件はなく、実態としてひきこもり状態があっても、精神的な悩みや課題の解決に向けての相談として対応させていただいているところでございます。

ご家族であっても、当事者の方がどういう気持ちでお過ごしになられているか、何につまずき悩んでいるかは分からないと思いますので、精神・心理の専門職と共にお話を聞かせていただく機会をつくっていくように、町として心がけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 関 悦子議員。

○8番（関 悦子君） ただいま、子供たちを取り巻く様々な専門家の皆さんがいらっしゃって、皆さんがケース・バイ・ケースの中で取り組んでいらっしゃることが分かりました。

ただ、高齢者にとっては、社会保険制度がしっかりして、介護という問題が非常に社会化して認知されていますけれども、子供に関しては、非常に個人的な問題、デリケートな問題ということで、例えば介護だったら、ケアマネジャーのような、全ての相談を受けて、どのサービスにつなげたらいいかということをするような、非常にフットワークのいい方がケア

マネジャーなんですけれども、そういう方がいらっしゃるけれども、子供に関しては、そのような役割をする人がいないなというような気がするんですね。いろんな方と話ししても、やはりどこに相談していいか分からないというのが、大きな問題だなというふうに思っています。

ここに行けば子供のことは全て受けてくれるというような場所が、ぜひ必要だなというふうに思いますが、その点についてお聞きします。

それから、もう一つ、今回の結果を見まして、ヤングケアラーというのが、実態として分からなかったのか、していないのかということなんですけれども、いないという結果でしたか、実態が把握できていないということなんですけれども、やっぱりこのような社会状況の中で、子供たちが家の家事のことをいっぱいやっている、私たち外から見れば、家のお手伝いして偉いなという程度で見ているけれども、その子たちに負担が物すごくかかって、それで不登校になるというケースにつながるというのは、いろんなものを読みますと、あるんですね。

そういう点での、ヤングケアラーに対する町の把握、そしてヤングケアラーに対する理解というものは、やっぱり大きなページを割いて、今、広報を見ると、環境問題で随分大きなページを割いて、私たちも関心をすごく持つようになりましたけれども、そういうようなことをもっと教育委員会自身が、もっともっと教育委員会のたよりみたいなものを、ページをつくってやる必要があるなというふうに考えます。

というのは、非常に少子化の中で、本当に子供が周りにいない、子供は社会の子、そして地域で育てるんだと言いながらも、そういう情報が全く入ってこないというのは、やっぱり4,000近い世帯がある中で、子供のいる世帯というのは、多分2割ぐらいなんだろうなというふうに思うんですね。そういう点では、もっともっと違った形の情報発信というものをしない限りは、こういうことを皆さんが認知しない、そういう点では、教育委員会だよりみたいなものの中で、町報を使って大いに広報すべきだと思いますが、その点についてお聞きします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 最初のご質問ですね、高齢者には介護保険制度でケアマネがいるじゃないかということでございますが、大変恐縮ですが、議員さんご質問、何かあったら、それが無いということが、子供たちの対応・対策、また成人においても、ひきこもりの対応・対策に大きく欠けているところかなというふうに考えておりますもので、ご答弁申し



上げようと思っていたんですが、先に議員さん、認識深くいらっしゃるの、質問されてしまいました、その部分については私たちも、まず相談を受けたときに、学校の先生とかからいろいろお話を聞いたりしながらする中で、その子とか、ひきこもりの方の状態とか症状というのは、ある程度把握ができると思いますけれども、だから、じゃどういうサービスというところになると、非常に詰まってしまうというところが現状でございます。

大変恐縮ですが、そのような状況にありますけれども、私ども保健師、それから健康福祉課の福祉系の主に障害のサービスを担う職員などが中心になっていろいろ考え、須高の地域総合支援センターというような障害福祉サービス等のサービスを担っていただく事業所がありますが、そういうところと相談しながら対応を進めているというのが現状でございます。

その大きな課題につきましては、大変申し訳ありませんが、関係者が連携しながら対応を進めるということで、そういう状況でございます。

次に、2点目のヤングケアラーの実態ということですが、先ほど議員さんご指摘のとおり、私どもも、ご家庭で子供たちがご家族の介護であったり、妹や弟の面倒を見たりというのは、立派なことだなどという認識でおりまして、それがすごく負担になってしまい、その子自身の成長や発育を妨げるというような視点は、ちょっと持っておりませんでしたので、その把握というところまで踏み込めていないというふうに思っています。

ただ、今、社会福祉協議会に町が委託し、生活支援体制整備事業ということで、各自治会とかそういった単位で、子供たち、高齢者含めてですけれども、居場所づくりというような活動も行っております。行っているというか、進め始めているところでございます。そういった生活支援体制整備等のことについても、これから各自治会や何かでもお話をさせていただくということを福祉としては考えてまいりますので、広い観点で居場所づくりというところで、ヤングケアラーなどの問題にも多少改善の、一つの方法が示せればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、関議員の再質問の中で、ヤングケアラーにつきましては、今、健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきました。

特に実態を把握するという点に関しては、なかなか難しい問題もでございます。家庭内のことでありますので、なかなか実態をつかめないというのが今の状況ではございますけれども、また、それが影響で不登校になるケースというのものもあるのではないかと認識

しているところでありますので、今後とも学校の先生、家庭訪問なりを行う中で、そのような実態がつかめれば、対応をまた図っていききたいと。

また、議員のほうからご意見いただきました情報だとか窓口の一本化ですかね、そちらについては、また町報等で、住民の皆さんに分かりやすく周知ができればと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 関 悦子議員。

○8番（関 悦子君） それでは、コロナ終息後を見据えた観光振興に向けての取組と題して質問をいたします。

政府はコロナ終息後の観光消費を喚起するために、官民一体型のキャンペーン実施などの観光振興に向けた施策の計画を表明しています。現状のコロナ感染状況の推移を見ますと、今後、国内旅行の需要が確実に高まっていくものと予想され、これからの観光振興について大きな転換点となるのではないかと思います。

今後の観光振興について、具体的な考えや施策などについて伺います。

最初に、桜井町長は選挙公約で、小布施を現代の湯治場にということで、小布施町観光の次のステップとし、全ての人たちにとって癒やしの場として小布施町を進化させるとされていきました。新たに就任された桜井町長の考える今後の観光戦略についてお聞かせください。

なお、この問いに関しましては、昨日の渡辺議員の質問と同じでございますので、最初は結構でございます。

次に、観光資源をさらに磨き上げ、多くの人に、また訪れたいと思われる魅力的な町にしていくことが大切であります。

町の総合計画では、人と人の関係性を紡ぐ交流観光や心身の健康につながる癒やし観光を目指していくとしています。観光客の皆さんが旅行先で地元住民との出会いや交流を持つということは、その旅をより豊かで思い出深いものにしてくれ、リピーターになることにつながる貴重な体験となると思います。また、これからは、心身の健康もさらに注目される分野になってくると思います。

それぞれ、今後の具体的な取組についてお聞かせください。

次に、最近では観光地も、ネット環境の充実、情報発信の手段・方法、その内容が重要になってくると思われますが、当町の現状をどのように捉えているのかお聞きします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

関 悦子議員のコロナ終息後の観光振興のための総合施策についてお答えいたします。

先ほど議員さんもおっしゃっていますけれども、昨日の答弁にてお答えしましたので、1番の現代の湯治場につきましては割愛をさせていただきます。

2点目の人と人との関係性を紡ぐ交流観光、心身の健康につながる癒やし観光につきましてご説明をさせていただきます。

小布施町に来られるお客様のほとんどは、北斎館、町並みを見て、食事をして、買物をして帰られます。小布施町を気に入っていただけるとは思いますけれども、地域の人たちとの交流というものは実際はございません。しかし、一部の人たち、例えばスラックラインやスノーボードの練習のために来る若者、研究のために来る学生、視察に来られる皆様など、様々な体験を通して、小布施町のファンになっていただきます。体験をする過程で交流が生まれ、深いお付き合いができますので、小布施町を現代の湯治場にすることも、お客様との交流の一手段と考えております。

具体的な施策につきましては、プロジェクトチームをつくり、組み立てていく予定ではございますが、令和4年度中には何か一つでも形にしたいと思っております。何とぞご協力をお願いします。

3番目のご質問でございますけれども、基本的な受入れ体制整備として、ネット環境の充実は今後も重要なプロセスと考えております。また、スマホが普及する中で、観光パンフレットなどの紙媒体以外の情報、例えば見どころ、食べどころなどを深掘りして見ることができる情報媒体や、イベント情報などリアルタイムで取得したい情報など、小布施を訪問していただく方が望む情報内容は様々な事柄に及んでおります。

インターネットを活用した情報発信としては、町公式フェイスブックなどによる情報発信に加え、連携する文化観光協会が、町内の宿泊や食事処、イベント情報などを発信するホームページの運営を行っております。最近では、若い人たちへの情報発信に取り組むために、公式インスタグラムでの発信も行っております。

また、昨今は、その地域ならではの体験に対するニーズが高まっていると言われてまして、町では、町の体験や中長期的に町と関わることのできるプロジェクトの情報をまとめた「のってけ！おぶせ」というサイトを10月より運用開始しております。

しかしながら、誘客という側面におきましては、現在でもテレビ等での広告が大きなインパクトを持っていると考えております。町では、今年の秋の行楽シーズンには、コロナ禍に

おける誘客策として、県内に加え、北陸地方にお住まいの皆様の誘客に取り組むことを目指し、県内、新潟、富山、石川などの人気テレビ局を通じた情報発信に積極的に取り組みました。その結果、町内駐車場においては、北陸方面からの利用者が多かったと分析をしております。

今後も情報発信については、ターゲットや情報内容を精査した上で、戦略的な情報発信、誘客促進情報を小布施文化観光協会、小布施ガイドセンターなどと連携・共有しながら、発信・展開してまいりたいと考えております。

○議長（小林一広君） 関悦子議員。

○8番（関悦子君） ただいま、町長のほうから答弁いただきました。

昨日の渡辺議員に答弁なさいましたように、本当に小布施の町が、訪ねてきて、落ち着く、安らぐ、そして癒やされるんだというような回答がありました。本当に湯治場というのは、まずそういうところが第一で、湯というふうに書きますので、そして、ちょっと長期間というのがあるんだろうなというふうには思いますけれども、そういう点では、一つの要素としての部分がしっかり小布施の町はあるなど。

これだけ果樹の町、7割程度が果樹だと聞いておりますけれども、春になると花が咲き、そしてそこに実がつき、その実がだんだん大きくなり、色がついて、私たちの体を満たすという、目と心と体を満たすという素晴らしい自然環境の中で、そこを散歩している、非常に最近では、健康を考えて歩く人たちが非常に、旅をする人たちも多くなりましたし、町内の皆さんも、やっぱり健康第一の生活の中では、非常にいい場所だなというふうに思うわけであります。

そういう点で、私たち歩いて、私もたまに雁田のほうを見るんですけども、本当に食事処もいいもの、ラグジュアリーなお店ができたりして、本当に、周辺に行ってもすてきな場所が随分できたなという点では、素晴らしい町だなというふうに思いますし、行ってみたい、歩いてみたいというような場所づくりが上手にできていると。

歩いていて、一つ気がつくのが、やっぱり掲示してある、名所旧跡でしょうか、書いてあるところが、全く何が書いてあるか分からない。今や冒険の森はないのに、冒険の森はこっちだとか、藤岡さんの美術館はこっちだというような、今は存在しないようなものがあつたりして。そういう点での総合的な、もう一度見直し、きちんと整えるということが、春に向けて大切だなというふうに思いますが、その点ではどのように思っているのか。

それから、町長、今、回答いただいた中に、地域の人たちとの交流はほとんどないという

ふうに書いてありますけれども、私は決してそうじゃないなというふうに思うんですね。というのは、様々なイベントを企画してくださる大勢のグループがあり、そして農家の皆さんも、自分たちが耕している場所のところを皆さん、都会の人たちに見せて喜んでいただけるというようなことを計画したり、そういうことをなさっている方たちは、長いお付き合いをしている人たちが大勢いらっしゃいます。

そういう意味では、そういう人たちがいるということと、やっぱりそういう人たちが長く続くこと、そして、こういう活動、長く続くような活動を続けられる多くのグループが、自分たちの能力、いろんな持っているモチベーションができるようなものを後押しし、ある程度の、補助金の問題もありますけれども、助成の問題もありますけれども、そういうことをしてまでも、やっぱり交流で生きる町としては、そういうところにもっとお金をかけたり、後押しをすべきというふうに思うんですけれども、その点についてはどのように考えるかについてお尋ねいたします。

それから、もう一つ、やはりネット社会になりまして、個々の若い人たちがみんな、いいところ、自分たちの気に入ったところはみんな、スマホで皆さんにお知らせしてくださっているので、非常に宣伝の効果というものは、お金をかけないでもできるというような状況にあります。

しかしながら、やっぱりマスコミというか、テレビの影響というのは物すごい大きいなというのを近くにいて肌で感じておりますから、ぜひともこれからも、マスコミを使っただけの宣伝というものは力を入れていただきたいな、特に小布施に来られる方というのは、比較的関東地方が多いので、もっと関西の人たちをも、この町を知ってもらいたいというのもありますので、そういう点でのマスコミの使い方もお願いしたいと思いますが、その点についてお尋ねします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ありがとうございます。

この質問にお答えする前に、最近、湯治場というのを私はよく使います。湯治場のこともいろいろと調べる中で、やはり昔の湯治場というのは、普通に温泉に入って療養するだけではなくて、結構その場での、例えば音曲であるとか劇であるとか、結構そういったイベントもされていたという記載がありました。ですから、湯治場ですけれども、今でいうと、いわゆるリゾート施設という、昔のリゾート施設に当たるのかなというふうに思っております。

そういった意味では、小布施町全体が一つのリゾート、リゾートホテルというイメージ

があれですけれども、リゾート宿屋とあえて言いますけれども、そういったふうであるべきと考えますと、やはり1つ目のご質問であります、例えば旧所名跡の間違った看板であるとか、もう既になく看板、古い看板等は、一つの宿屋の中で不備な部分に当たるのかなというふうに思っております。ですので、小布施町を一つのリゾートとして考えた場合に、そういったものも全て、小布施町の施設の一部として見直すべきというふうに考えておりますので、そこにつきましては順次直していきたいというふうに考えております。

それから、2つ目の交流、私のほうは、地域の人たちの交流はありませんと断定的に書いてしまいましたけれども、ちょっと言葉足らずでございました。あまりないという言か、普通にお客さんとして来られる方というのは、ちょっとやっぱり、そういう地元の方との交流はなかなか得にくい。ただ、そういう体験ですとか、農家の方とお付き合いというのはもう既にごございますので、この部分に関しましては、あまりないという言か、そういう形で訂正をさせていただきます。

3つ目のテレビのやはり影響が強い、まさしくそのとおりで思っております。今回、特に北陸地方のほうに強化をいたしましたのは、まだちょっと、いわゆる関東方面がコロナ禍の中で、なかなか県外に行きにくいという状況がある中で、そこにあまり情報発信をしても、ちょっと難しいだろうということで、北陸方面のほうに強化をして、テレビの取材等もさせていただきます。

今後、このコロナ禍がある程度落ち着く中で、やはり関東方面、それから関西方面からのお客さんも十分期待できますので、そちらにつきましても十分強化をしながら、テレビでのいわゆる広告のほうも強化をしてまいります。

それから、同様に、ネットでのいわゆる広告というののもやはり大事な部分でございますけれども、今何せ、とにかく進化が速過ぎまして、特に若い方々の情報取得の手段がどんどん変容しているという状況でございますので、それにも何とか乗り遅れないように、こちらのほうでも情報取得のほうにも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、関悦子議員の質問を終結いたします。

---

◇ 小 淵 晃 君

○議長（小林一広君） 続いて、10番、小渕 晃議員。

〔10番 小渕 晃君登壇〕

○10番（小渕 晃君） 通告に沿って、2項目について質問をいたします。

第1項目めとして、マイナンバーカードの取得の推進に向けて、町の取組についてお伺いします。

平成27年にマイナンバー制度が導入され、平成28年1月より本格運用が開始されました。マイナンバーカードは、身分証明書のほかに、オンラインでの行政手続やコンビニでの住民票の取得などに利用でき、今後はコロナワクチンの接種証明の機能もつけるとのことです。

交付申請の方法には、オンライン、郵送、証明写真機の3つがあると聞いています。

現在、全国のマイナンバーカードの取得率は39.1%と低く、国では取得率を引き上げるために、先般の11月19日の臨時閣議で決定した経済対策費78兆9,000億円の中から、誘導策としか思えませんが、マイナンバーカードを取得すればマイナポイントを付与する取組を始めました。

その内容は、1つとして、マイナンバーカードを取得し、決済サービスとひもづけをすれば、5,000円分のマイナポイントを付与する。2点目は、保険証の利用登録をすれば7,500円分のマイナポイント、そして、3点目として、預貯金の口座とひもづけをすれば7,500円のマイナポイントと、合計2万円分のマイナポイントの付与をし、マイナンバーカードの取得を推進しております。

このような状況の中で、小布施町のマイナンバーカードに関するお考えをお伺いします。

1つとしまして、小布施町のマイナンバーカードの取得率は何%ですか。

2つ目は、マイナンバーカードの取得率の向上は、町としても将来の行政サービスの向上・効率化のためにも望んでおられると推測していますが、そのためにどのような取組をしておられるか、お考えをお聞かせください。

3項目めとして、私は、スマホのQRコードからの申請が最も簡便と聞いています。そこで、6月会議の一般質問で、高齢者のスマホの活用術を学ぶ講座を提案しました。この機会に、その講座を活用し、スマホからマイナンバーカードを取得できる方法をアドバイスされたらどうかということでもあります。スマホの活用術を学びつつ、マイナンバーカードが取得でき、併せて2万円分のポイントが付与され、一石二鳥どころか一石三鳥であります。この機会にぜひ実施されることを提案いたします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、私から、マイナンバーカードの取得推進に向けてというご質問についてお答えを申し上げたいと思います。

最初に、取得率でございます。11月1日現在で2,829人、交付枚数率25.7%でございます。全国平均が35.1%となっており、低い状況でございます。

2点目、3点目につきましてですが、向上のための取組、それから、議員ご提案のアドバイスの機会というようなことでご答弁申し上げます。

国において、マイナンバーカードの普及促進は、議員ご指摘のとおり、急務となっていると考えております。マイナンバーにより一部申請手続において、住民票や所得証明書等の添付が必要となるなど、手続の簡略化が進んでいます。一方、現状、マイナンバーカードを持ってよかったと実感できるまでの所有するメリットは、あまり感じるができない状況だと考えてございます。

このため、現在国では、新たにマイナンバーカード取得によるポイント付与を行うことになっているので、これらの点をきっかけに取得していただくよう、マイナンバーカードについてPRしてまいります。

なお、マイナンバーカードの交付申請について、窓口で相談があった場合においては、現在使える機能、それから、近い将来に追加される機能についてご説明するようにしております。

3点目で議員にご指摘いただきました、スマホを使ってマイナンバーカードの取得を申請すると簡単ですというようなことを国でもPRしてございまして、今、インターネットの利用などに抵抗を感じられているご高齢の皆さん、スマホだと簡単ですよと言われても、なかなか使いづらい点があるかと思えます。

ただ、そういったことあるようであれば、その機会をチャンスというふうに考えていただき、デジタル社会に向けて関心を持っていただけるように、スマホの活用術を学ぶ講座の開催というものを、検討を進めているところでございます。多くの皆さんにスマホを使えるように、また、マイナンバーカードの取得に少しでもつながるようになればというふうに期待しております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 私が質問し、お願いしたことを満額にご理解いただき、大変ありが



とうございます。

そこで、今、スマホ教室と一緒にというような提案で、それをご理解いただいたんですが、スマホ教室は、教育委員会が多分窓口で、今進めておられると思います。こちらでいいと思っても、教育委員会がどうするのか、両方でどうやって組み立てていくのかという、片方では、スマホ教室が開かれるから、そこへお願いしますと言っているし、片方は、マイナンバーカードを取るために教室をやってくれるなら、そちらへスマホの教室をお願いすればみたいな、両方でお互いに譲り合っている事は進まないわけで、どうやってこれを開催していく、どうやって取り組んでいるかについて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（小林一広君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、小淵議員の再質問にお答えをさせていただきます。

6月会議の一般質問で、スマホの活用術を学ぶ講座を開催したらどうかということをご提案いただきました。現在、年度内にその講座を開催する予定で進めております。

講師の先生の調整もでございますので、2月ぐらいに開催できればどうかということ、今進めておるところでございますが、その中で、議員ご指摘のスマホのQRコードの、要はこれ使い方も、多分高齢者の方、まだ知らない方も大変多くいらっしゃると思います。その中で、やはりスマホのQRコードの活用方法も含める中で講座を開催し、先ほど健康福祉課長のほうから答弁がありましたマイナンバーカードの普及に、少しでも近づければということ考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小林一広君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 開催していただけるということで、大変ありがたいと思います。

ただ、そこで考えてほしいのは、役場の講堂へ50人を集めて、さあ、こうこうこうですよというようなやり方では、どだい高齢者に対しては無理だと私は思うんです。そうじゃなくて、大変だとは思いますが、例えば地域に出向く、あるいは、何かのサークルで高齢者がやっているところへ行って説明していただくというような、そういう方法をしないと、スマホ活用の勉強会、講習会をやりただけで終わってしまうと私は思うんです。

その辺、両課でよく話し合って、やはり小さいグループの中に行って、しっかりやっていただく、大変ご苦労だとは思いますが、そういう意味で、私は前に、地域おこし協力隊の方々の協力をいただいたりして、いろんな方法を考えてやっていただけたらという提案をしてきたところでありますので、その辺についてお考えを伺います。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいま、講堂に集めるような方法だと、なかなか参加しづらいんじゃないかというご指摘でございます。

確かに、小淵議員ご指摘のとおりことは課題というふうに考えます。じゃ、対策ということなんですが、どうしようかなというところですが、シルバークラブ、以前の老人クラブ連合会さんですが、の皆さんと、ちょっとそこら辺、開催方法ですね、検討する必要があるかなというふうに、大変恐縮ですが、思ったところでございます。相談をさせていただきたいと思います。

また、地域おこし協力隊の方を講師とすれば、そういったことも可能になるかなということも含めて、教育委員会とよく相談をさせていただき、シルバークラブの皆さんにもご協力をいただくように検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小林一広君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 続いて、2項目めの質問をいたします。

高齢者が健康で心の豊かな暮らしのために、町として支援をいただくについてお伺いします。

少子高齢化は我が国の課題であります。私たち小布施町も、ご多分に漏れず少子高齢化は進んでいます。

小布施町の人口は1万997名で、うち65歳以上の高齢者は3,762名で、全体の34.2%です。また、75歳以上の高齢者は2,005名で、全体の22%だと健康福祉課でお聞きしました。この世代の皆さんは、ご承知のとおり、第二次世界大戦後の復興と日本の経済の高度成長期を支え、今日の豊かな日本を築かれた皆さんであります。

小布施観光の原点でもある北斎館、町並み修景事業などの施策を、現役世代で物心ともに貢献されてきました。そのおかげで、現在のにぎわいの町小布施があると言っても過言ではないと思います。それゆえに、高齢者となられた今、心豊かに有意義な老後を過ごしていただくために、町として支援策の一部について提案いたします。

高齢者が自宅にひきこもらず、外に出て交流をすることは、心・体の健康につながります。それを推進するため実施されているおでこポイント制度は、私が所属している巴錦保存会あるいは俳句会の皆さんにも大変好評であります。

そこで、お伺いします。

現在、この制度を利用されている団体・サークルの数はどのくらいか。そして、利用されている方は何名かを教えてください。

2つ目として、この制度は、ご承知のとおりだと思いますが、事業に参加すると1回1ポイント、1ポイントは50円であり、1ポイントが付与され、そのポイントが、上限は60ポイント、3,000円の商品券に換わります。

現在のポイントの上限は3,000円、60ポイントということで私はよいと思いますが、1ポイント50円という、あまりにも50円は低いような気がします、利用者の方にお聞きしても、もうちょっと、100円ぐらいに引き上げてほしいというようなお声を聞きます。私もまさにそのとおりで、今どき50円ではほとんど、あまり、低過ぎるのではないかと。せめても100円が適当かと思い、1ポイント100円相当に引き上げていただきたいと思います。

それから、2項目めとしましては、平成30年6月会議の一般質問でも提案いたしました、高齢者が町の中に出ていただく機会をつくるため、町の所有する鴻山館、おぶせミュージアムは、高齢者の入場料を無料にされることを提案します。

また、せっかく町の中に出てきても、一休みのできるベンチが町の中には少ないので、日陰なり木の陰、あるいは適当な場所にベンチの設置をされることを提案いたします。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、ただいまの高齢者が健康で心豊かな暮らしのために町としての支援をということで、ご答弁を申し上げたいと思います。

最初に、おでこポイントについて、大変喜んでいただいているということでご評価をいただき、ありがとうございます。

おでこポイントの利用状況に関するご質問に、まずお答えしたいと思います。

制度の流れとしましては、ポイントカードを受け取っていただき、対象事業に参加していただく。カードにスタンプを押してもらうことで、10ポイント以上たまったら商品券と交換するをいたしまして、試行期間の運営を進めています。

利用状況は、各自治会の介護予防教室やシニアクラブ連合会の各支部、ボランティア団体の活動などを含めると、11月30日現在で、社会教育団体や社協ボランティアセンターに登録していただきました団体など100の団体・サークルの方に参加していただき、人数は507名の方がご利用いただいているという状況でございます。

次に、ポイントの引換えについてお答えします。

ポイントカードは60回まで利用できまして、最高3,000円分のおでこ商品券として交換するとしております。おでこ商品券は1枚500円券ですので、10ポイントから交換し使用する

ことができるとして、現在運用しているところでございます。

ポイントの交換状況は、参加者の皆様のうちから、3,000円までためて交換する方は多くはなく、1,000円など少額でのおでこ商品券の交換が多くなっているというふうを確認しております。

おでこポイント制度は、多くの皆様が家に閉じ籠もることなくお出かけいただき、健康づくり、認知症の予防につながるようにとの思いから、また、ボランティア活動を通して社会の担い手であり続けていただけるよう、取組が開始されたものと考えております。健康づくりや認知症の予防効果をどのように効果検証していくかを現在検討しているところでございます。

これらのことから、現段階では、より多くの皆様に参加いただけるよう制度の周知を図りながら、内容を検討していく段階だと考えています。このため、1ポイントにつきましては、当面50円で継続させていただきたいと考えております。

皆様からよくいただく声としては、気持ちでやっていることにポイントがもらえてうれしいですとか、お友達と見せ合いながらためるのが楽しい、みんなで券を出し合って、集まりのときのお茶菓子代にしているなどであります。金券との交換を目的としてではなく、ご自身の頑張ったご褒美としてお楽しみいただいているというのが私どもの印象でございます。

年齢を重ねても、可能な限り健康で自立した生活を送るためには、人とつながり、交流を楽しみながら、生きがいや役割を持って暮らしていくことが重要と思っております、この目的に沿った活用が進んでいると今考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） 私のほうからは、2つ目の質問、ミュージアム等の入館料の関係と町なかへのベンチの設置についてお答えいたします。

まずもって、3年前の議会で貴重なご提案をいただいておりますにもかかわらず、その際、町から検討する旨も答弁しておりますが、検討が進んでいないことについて、誠に申し訳なく思っております。

最初に、入館料に関するご質問にお答えいたします。

美術館等の入館料無料化につきましては、高齢者が外出するためのきっかけとして有効な方策の一つと考えております。両館とも、入館者全体に占める高齢者の割合は、かなり高い

状況となっておりますけれども、町内在住の方に限定する、あるいは年齢を一定程度以上の方にするなどの条件も加味する中で、ご提案いただきました内容について、来年度からの実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、町なかへのベンチの設置についてお答えいたします。

平成30年の6月会議でも同様の提案をいただいております、庁内で真剣に取り組んでいけるかと思っておりますので、よろしく願いますの旨、答弁させていただいております。

ご承知のとおり、現在町内には、シャトルバスの停留所、小布施駅、千曲川桜堤等々に、約30か所にベンチを設置しております。議員ご提案のとおり、ベンチ設置により、高齢者をはじめとする町民の皆様、また来訪者など、老若男女を問わず、会話や交流ができる場所となり、小布施町らしい施策、まちづくりが進められるものと思われまます。このため、来年度早々には設置する方向で、令和4年度予算への計上を検討してまいります。

設置場所につきましては、高齢者や関係者からのご意見も参考に、まずは利用しやすいと考えられるところに3か所程度増設し、その後、設置場所の環境条件や利用頻度を確認しながら、増設や移動を検討していきたいと考えております。

新型コロナの影響により、高齢者の外出やコミュニケーションの機会が減ってきていると言われております。議員からご提案のありましたおでこポイント、美術館の入館料の無料、ベンチ設置も含め、高齢者の皆様が元気で豊かに暮らせるまちづくりを町としても進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（小林一広君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） 最初に、副町長からご答弁いただいた美術館なりベンチの関係については、長年解決できなかったのが、新しい町政の下で解決していただいて、町民の方々も大きな期待をしていると思います。どうかしっかり進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

それから、おでこポイントの関係についてお伺いします。

先ほど答弁の中にも、非常に喜んでいただいていること、状況を説明いただきました。私もそのとおりだと思います。その中でおっしゃられたように、お金が目的じゃなくて、ポイントをためて、達成感とか、あるいは、何かノルマを達成したわけではないけれども、そういう感覚、目的をクリアした喜びとか何か、そのように理解できます。そういう中で、60回で一つのあれがクリアということになるわけです。

途中でポイントを商品に換えるという、それもあから、一概には言えませんが、一番の

達成感というのは、1枚完成したこと、そこにいくと思います。それが60回、一月1週間1回出ても、1年で52回しか出られない。60というのは、かなり健康でいる人と、あるいは何かのボランティアをやっているとか、そういう何かある人で達成できるけれども、普通の場合はなかなかできないと思います。

例えば、俳句会にしたら月1回しかない。それから、の管理なんかしてみても、そんなに10回ぐらいしかない。そうすると、60というのは非常に大変な数字なんです。それをクリアしたら本当に達成感があるんで、その60をやはりもっと下げる、60回を超える人は健康で、頼まれなくても出ていける、そういう人たちで、本当は家にひきこもっていてどうしようもないという人を、ポイントあるから一緒に行きましょうと行って連れ出して、その人に参加してもらって、そこに言わば主眼を置くべきだと私は思うのであります。

そして、もし誰かさんに、隣の人の車に乗せてもらった、そのとき、多少お礼をしたいなというときに、やはり1ポイント50円相当ではちょっと寂しいから、100円ぐらいの価格にしてほしいなど、普通は思うわけでありまして。そういう意味で、出られない人、出づらい人に出ていただく、そういうことに重点を置くならば、30ポイントでも決していいと思いますし、その代わり単価を倍にさせていただければと。

これはご存じのとおり、今年の1月31日で一つの区切りとなります。ですから、その区切りの状況を見て、今答弁の中で、今のまま50円で据え置くということではなく、その区切りの状況を見た中で、今おっしゃったように、1,000円が一番多くて、最高の60点はほとんどいないという、少ないという、その現状では、やはり達成感を得たかという部分では非常に残念だと思うんで、できたら多くの方に達成感を得ていただけるように、そういう意味では30ポイントということで、1月31日の結果を見てからでもいいけれども、もう一度ご検討いただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいま、達成感、喜び、そういった高齢者の皆さんの感情とかお気持ちに配慮するという視点は、非常に大事なことというふうに思っておりますし、そういうことが実現していくことで、より多くの皆さんが外に出て、いろいろなことに参加しようというきっかけが広まるというふうに思っています。

ただ、ポイントについては、評価の話もありましたけれども、どういうふうに区切りを設けて交換できるようにしていくか、また、それによって皆さんが喜んでいただけるようになるかということも含めて、今、試行期間中ということで、きちんと評価したいというふうに

思っています。

ただ、この取組が、より多くの皆さんの参加につながるようにというふうに考えていくのが、今、外に出る機会がなかなか持てなくてという方を含めて、機会を広げていくことが一番大切なことというふうに考えておりますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） 今の答弁を聞く限り、60ポイントの1ポイント50円が出やすい状況だというふうには私は聞き取ってしまいました。そうではなくて、私は逆に30ポイント、大きな高い目標じゃなくて、60ポイントを30回、半分にする、そのほうが、お互いに達成感を得られる人も多いし、私は結果的にはいいのではないかと思います。

今回やってみて、場合によっては、いや、20ポイントしか、そうしたら1,000円の商品券しかもらえない、もうこんなのやめたというようなことになるかもしれませんので、要は1月31日の結果を見て、やはりそのときの皆さんの意見を聞いて、そして次のステップする、さもなきや、せっかくいいこの制度、ほとんど全国でもあまりやっていない制度である、それが利用者が、あれっばかりじゃ嫌だ、達成感が得られないというようなことで、もう参加するのは嫌だということになっては、それこそ大変であります。

そういう意味で、私は、今すぐ、今の50円がいいんだということではなく、1月31日の結果を見て、それからご検討いただきたいと私は思いますが、いかがか、お答えを願います。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） このポイント制度の目的について、もう一度よく検討する必要があるというふうに思っております。

60ポイントで全て満たされて3,000円の商品券になるというのが、今、最終の形ということでございますが、先ほど議員ご指摘のとおり、1年52週、その中で、いろいろな機会、何回あるのかなというようなところも、一つ課題だとは思っております。また、そういうことを含めて、どのような形が望ましいかということは、今現在の課題というふうには捉えております。

ただ、ポイントを、1ポイントが50円を100円ということについては、様々考えていかなければいけない課題がございますので、そこについては慎重に検討を加えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 小淵 晃議員。

○10番（小淵 晃君） 私はやはり、60ポイント達成の満額じゃなくて、30に下げることが私は必要だと思って、達成感を味わっていただくには30で、それもかなりの高いハードルになると思うんで、そこを重点に考えていただく。そして、予算の関係もあるから、そんなのだったら、ポイントの単価を上げることも考えられるんじゃないかという立場なんです。その辺を含めてご検討いただくことをお願いしたいと思いますが、30ポイントのほうを重点に。

○議長（小林一広君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 具体的なご提言、ご提案ということで、30ポイントをとということについては、しっかりと伺ってまいります。

高い目標と少しゆとりのある目標と、2つ立てというのもありかなと思います。ポイントの扱いにつきましては、議員もご心配いただくように、考えなければいけないこと、たくさんあると思いますので、そこら辺については慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○10番（小淵 晃君） 以上で終わります。

○議長（小林一広君） 以上で、小淵 晃議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（小林一広君） 続いて、1番、寺島弘樹議員。

寺島弘樹議員。

〔1番 寺島弘樹君登壇〕

○1番（寺島弘樹君） それでは、私のほうから、通告に基づきまして、2点ほど質問をさせていただきます。

まず最初ですけれども、桜井新町長、赴任して、いよいよこれから本領発揮といいますが、当初予算に向けて職員一同、いろいろな事業の中で、今現在、踏み込んだ検討あるいは論議がされていらっしゃるかと思います。あわせて、これから論議をいただきたいということ、私なりの視点ではありますけれども、小布施町が中長期的と申しますか、そういった全町的に直面する課題、これが私は山積しているのかなと考えております。



具体的な手段といいますか、やり方については、今回最初の、冒頭の質問の中で申し上げていくわけですが、ぜひ桜井イズムを発揮した取組を期待するところで、今回提案をさせていただきます。

今回、行政事業の振り返りというようなことで、これは皆さんあまり、なじみがないかどうかあれですけれども、これは国・県あるいは近隣の自治体でも、いわゆる事業仕分けというような名称の中で実施をしておりますが、あえて私は行政事業の振り返りというような形で、今回質問させていただいております。

現在、まちづくりのための原資、そういったものはもとより、高齢化に伴うこれからの社会保障、これは毎年やはり、社会保障というのは膨大化しつつあるかと思えます。そういった課題であったり、環境に対する施設も小布施町にはございますが、環境への投資であったり、これからのポストコロナ、これに向けた商業であったり、産業に対する支援、サポート、それから、いわゆる脱炭素に向けた事業創設、そういったようなことも、これから求められるんであると思っております。

これからの小布施町、まちづくりも含めた成長のために、これは東京都知事のよく申し上げていることですが、ワイズスペンディングというような言い方もされていますが、賢い支出、こういったものがぜひ必要なのかなという形で考えております。

また、先ほど、昨日ですかね、大島議員の当初予算に向けたというような答弁の中、企画財政課長も答弁の中で言われましたけれども、全ての事業の見直しというようなご答弁もされていらっしゃるかと思います。統廃合というようなことも、そんなこともおっしゃっておられたと思います。いわゆるゼロベースでの事業効果、そういったものの検証を通じて、なかなか小布施町、私も一昨年、こういった場の中で申し上げたんですけれども、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドという言葉が、行政の中ではよく使われるんですけれども、そういったものの徹底をぜひしていただきたいと。要は既存の事業、こういったものをやはり大胆に見直しをしていただくと。

歴代、これは私ども議会側もちろん、二元制の中でのやはり責任もちろんあるわけですが、今まで連綿と続いてきた小布施町のいろいろな事業の中での、こういったスクラップ・アンド・ビルドの洗い出しだとか、そういったものの検証の作業として、今回、行政事業の振り返り、レビューというような形で、ちょっと言葉を使わせていただきましたけれども、そういったものの実施をお願いしたいというようなことから、質問を申し上げているわけです。

この小布施町、町長の行政のもろもろの施策、諸事業につきまして、改めて、これは小布施町の町民も含めて、考えるきっかけになっていくのではないかとということで、今回、事業の振り返りというような形で、提案というか、質問させていただくわけですが、まずもって、既存の中で、今そちらに座っていらっしゃるけれども、代表監査委員も含めて、議会選出の監査委員も含めて、事業の効果検証といったものについては、それぞれ監査報告書として、毎年度、報告・提出をされておるわけです。それを受けて、来年度はという形の中で、日々といたしますか、来年度に向けた事業の修正であったり、追加であったり、あるいは新たに新設をしていくと、そういった作業を通じて行われているかと思えます。

そういったところ、監査委員としてのその辺の効果といたしますか、貢献については、非常に大だという形で考えております。ぜひできましたら、加えて申し上げますと、そういった監査報告書、せっかく監査報告書として報告されているので、ぜひともこれは理事者の協力を得ながら、ホームページで、ぜひ皆さんのところにも、町民の方にも分かるような、概要だけでも結構かと思えますが、そういったようなアップといたしますか掲載すること、これも非常に肝要かと考えております。

実際、予算要求前に、もろもろの事業につきまして、まずそういった予算の実態、こういったものを把握して評価をしていただくと。それにつきましては、内々といたしますか、我々も含めてなんです、やっぱり反省もしていかなきゃいけないと思うんですが、やはり外部の視点というのが、非常に私は大切かなと思えます。

例えば、信州型事業仕分けの中でも、新井副町長がいらっしゃるんですけども、やはり外部の視点を入れながら、これは費用・効果というのはどうなんだろう、これは何かに代替できるのではないだろうかというような新たな視点の中でやっていく。やはり内々ですと、前例踏襲とは申しませんが、その部分について、気づきだとか、そういったものがなかなか見つけにくいような点もあろうかと思えます。

そういった意味で、外部の専門家といたしますか、長野県にもそれぞれ大学もたくさんございます。そういった方をお願いをするとか、あるいは意欲的な町民に対して公募をかけるとか、我々も含めてですね。改めて、そういった事業、そういったものを見直す契機にできればと考えております。

こんな言葉で大変恐縮なんですけれども、よく言う入るを量りていずるをなす、そういった視点に加えて、ぜひ小布施町の町政、そこら辺のアカウンタビリティといたしますか説明責任、こういったものをぜひ全うしていただくがためにも、私の考える実施のやり方、4項

目ほど通告を申し上げてありますけれども、ちょっと申し上げます。

まずは、こういった行政の振り返りの中、ある場所で、これは土曜日、日曜日以外をちょっとイメージしていただければと思うんですが、まずこういった行政事業のレビューを公開の場で、それぞれ町民も含めて見ていただくと。

次に、それぞれ各事業、それはたくさんあると思いますけれども、町が作成する、こちらでは事業の実績というような形の中で、毎年我々も審査といいますか、拝見をしておりますが、事業評価資料、小布施町が考える事業評価資料、これは非常にグッドだねとか、これはいまいち、やっぱり直していくべきだろうと、自己評価も含めてですけれども、そういった事業評価資料に基づいて、外部委員が、専門的と申しますか、それぞれの視点から事業点検をしていただくと。

次に、その辺の観点からご意見、それから改善点、そういったものをいただくと。

次に、最後にですけれども、今申し上げました各事業につきましては、おおむね毎年実施をイメージはしておりませんが、3年に一度とか、あるいは5年に一度ぐらい、複数日にわたって、具体的には土曜日、日曜日が皆さん、町民も含めて参画しやすいのかなと承知をしておりますけれども、複数日にわたり実施をしていったらどうかということです。

こういった小布施町民の方のご参加、参画については、これからは必ず小布施町の、民度という言い方も大変あれなんですけど、やっぱり成長していくために必要な取組ではないかと私は常々考えておりました。主体的な参画があってこそ、こういった行政事業の総点検が真に確かなものになるというような形で確信をしております。

ここで、桜井新町長、それからまた、新井副町長をお迎えして、新しい体制の下の中で、こういった新しい取組を提案したわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） 寺島議員の町における、いわゆる国の行政レビュー的な事業に関するご質問にお答えいたします。

国では行政事業レビューというものを行っておりますけれども、これは議員からもお話のあったとおり、行政の無駄はもとより、事業の効果的・効率的な実施を通じて質の高い行政を実現し、行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施されております。

町では現在、国のような行政事業レビューのような取組は行っておりませんが、毎年夏にまとめております事業実績及び主要施策成果説明書の作成を通じ、予算の執行状況や

成果を確認しているほか、日常の業務や各種会議の機会等を通じて地域や住民の皆さんのお声をお聞きし、施策や予算に反映できるように努めております。

昨日、大島議員からのご質問に、企画財政課長からも答弁いたしましたけれども、先月11月に策定いたしました令和4年度の町の予算編成方針においては、全ての事業の必要性について再点検を行い、積極的に見直し、統廃合、事業実施方法の変更等を進めることを盛り込んでおります。

年明けから本格的に始まります副町長査定、最終査定であります町長査定の場において、体制も変わりましたので、新たな視点、また異なる視点、前例踏襲でない視点、そういった観点も踏まえて、予算編成に当たってまいりたいと考えております。

なお、行政レビューの実施は新たな取組となり、一定量の業務量も増加が見込まれます。現状、町の限られた職員体制の中では、まず日常の業務をしっかりと遂行し、また、甚大化している災害や新型コロナ、気候変動等、喫緊の課題に対応していくことが求められていると考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、限られた予算を有効に活用していくため、行政事業への町民の主体的参加、町民への説明責任は大変重要な視点でございますので、まずは、決算審査や毎年夏にまとめております事業実績の作成に合わせて、各部署でしっかりと事業検証を行ったり、今後、総合計画の見直しや策定の際にも、町民の皆様が何らかの形で参画いただく機会を設けたりしていければと考えております。

町村は基礎自治体として、国や県に比べ、住民の皆様と直接接したり、お話ししたりする機会が多いと思っております。今後、国や他の自治体の事例も参考にしながら、議員からご提案いただいた内容も含め、効果的な取組を検討し、町財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） それでは、ちょっと再質問をさせていただきたいと思えます。

今、新井副町長のほうからご答弁をいただきました件について、年明け、来月1月の上旬からですかね、それぞれ査定といたしますか、副町長査定あるいは町長査定が始まるという形で、昨日もお聞きをしたわけです。

そこで、最終確認といたしますか、というような形ですけれども、査定といたしますと、やはりボトムアップでずっと来ているわけですね。その中で私が、これは大変僭越というか、失

礼な言い方ではありますけれども、その中で大胆に、例えば査定の段階でカットオフをできるのかどうか。その辺については、私自身の経験からも、なかなかちょっと難しいのかなというような形で、その辺は危惧するところですね。

先ほど私が申し上げましたことの中で、やはり内部的な職員の積上げの事業の中で、問題意識は皆さんそれぞれ持っていらっしゃると思うんですが、町民の方から見て、これって小布施町でやる必要があるんだろうとか、ここまでやる必要があるのかなのかとかいうようないろんな視点というのが、町民が一緒に入っていていただく中で、それは非常に大切なポイントとして、ウエートを置いていかなきゃいけないだろうと。

先ほど、小規模自治体というようなお話がありました。1万1,000人余の町民の中で、非常にそういった、ダイレクトに小布施町の町政に反映できる、そういったようなスケールとか規模とか、そんな町の規模かと思しますので、これは意欲といいますか、取り組もうとする意思があれば、私は可能かなと思っていますね。

ですから、新しいことをやるには、非常にエネルギーが要ることは確かです。これはやはり毎年やっていくことについては、マンネリ化をするので、あるいは3年、あるいは5年というような形の中で、現事業の評価をこういった公開の場の中で、それぞれ評価をしていただくとかいうような場が必要なんだろうかと考えております。

そういった観点から、ぜひ、ルーチンというのは非常に、基礎的な自治体の中では大切な住民との接触ですね、一番の直接的な行政サービスの中で大切だと思います。ただ、私も前回の一般質問の中で申し上げた、今いろいろAIを使いながらとか、RPAだとか、そういったような、という形の中で、事務の効率化というのは図られていますよね。先般の補正予算の中でもありましたけれども。そういったものをぜひ、こういった新しい取組の中に、少なくともシフトしていただくとか、そういったきっかけを、ぜひ桜井町長、新井副町長の中で示していただければありがたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（小林一広君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） ありがとうございます。

最初の、まず査定の段階で見直しとかカットできるのかというところは、やはり議員からお話のあったとおり、なかなか難しいところではあると思うんですけれども、やはりスクラップ・アンド・ビルドでビルド、新しい事業をつくるというのは、どちらかという、比較的やりやすいかと思うんですけれども、スクラップするというのは非常に、ビルドするよりも労力が大変必要かと思っています。行政の継続性もありますし、なかなか、一旦始めたも

のが、たとえ少額であっても、やめにくいというところはあるかと思えますけれども、ここは今回いい機会ですので、できる限り、やはり予算の不用額が多いものとか、ちょっと事業的に効果のないものというのは、今回の査定の中でもできるだけ見て、全部が全部、ちょっと見直しできるわけではないとは思いますが、そういった取組を進めて、職員と一緒に予算編成に取り組んでいきたいと思っておりますし、またビルドのほうに関しましては、予算編成方針でも幾つか示しておりますし、また予算編成前に、理事者と各課長が集まって、何かこういう事業できたらいいなというような、ちょっと話合いの場も設けております。そういった中で、できるだけスクラップ・アンド・ビルドで、町民のためになるような事業に取り組んでいけたらと思っております。

また、町民参加の行政事業レビュー的な取組については、ちょっと私も、国では毎年やっているものですから、あれを毎年やるのは、なかなか労力だなとは思ったんですけれども、議員から3年または5年とか、毎年ではなくてもいいからやったらどうかというようなお話もありましたので、そういうことならまた検討しやすいかと思っておりますので、そういったところはまた、来年はちょっと無理かもしれないんですけれども、議員ご提案いただいたような視点も考えながら、検討していければと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ありがとうございます。

今回、令和4年度予算を各課で組むに当たって、まず各課の課長、係長とも話をしまして、私はこういうことを考えていますという話をさせていただきました。その上で、どうしても継続の事業等もございますけれども、その必要性も十分検討すること、それから各課で、町民の方々のためにこんなことをしたいんですとか、夢も含めて、それは別として予算立てをしてみてくださいと、その上で、こちらのほうでまた検討させてもらうふうな話をさせていただきました。

来年になりましたら、副町長には、行政の経験の上から査定をしてもらいまして、私のほうは、まだ行政経験は全然浅いんですが、民間の感覚はまだ残っておりますので、その点の視点も含めて、また査定をさせていただきまして、本当に町民のためになる予算立てをしたかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） 町長までご答弁いただき、ありがとうございます。

それじゃ、次の質問に移らせていただきます。

非常にシンプルな質問ではありますが、内容的には私のほうでは、かなりちょっときつい言い方になるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

行政財産の借地契約の見直しをということで、今回、第2問目で質問していくわけですが、ご案内のとおり、固有財産につきましては行政財産、その中でも、公用であったり公共用の、そういう財産があるわけですね。普通財産については職員宿舎だとか、そういったものがあるわけですが、今回、行政財産につきましては、ご承知のとおり、これは自治法の中で私権設定というのが認められていない、私はずっとそういう認識でおりました。

一方、今回、9月会議の委員会の審査資料というようなことで、ちょっと私のほうから資料要求をさせていただきましたその資料の中で、委員会の中でも私が質問をさせていただいたので、大半の方はご認識あるかと思いますが、今回、47件の借地料契約があったわけですね。こういった行政財産の長期継続の使用がこれからも続くというような、今後の方向性というようなことの中で、賃貸借契約を継続していくというようなご回答もいただいているので、あえてこの一般質問の場の中で質問をさせていただくわけですが、まず各所管課において、それぞれ行政財産に係る借地契約、これが非常に多々あるわけですね、今申し上げた47件。

9月会議の資料が今手元にあるんですけども、一例としては、通告をさせていただきましたけれども、例えば年額155万円、この用地の借地料ですね。これが累計額で5,520万円、年額155万円のものも累計額として、借地の累計額が5,520万円になっています。あるいは、これは駐車場としての借地なんですけれども、271万円、年額お支払いをしているんですけども、その支払累計額が7,682万円、あるいは年額33万円のものも709万円の累計額になっているとか、あるいは、これは一番古いもので昭和61年ですかね、昭和61年当時の借地契約、これが現在まで、多分5年契約か、何年契約かは、ちょっと私も詳細は把握し切れませんが、そういった契約を繰り返して、昭和61年からの借地契約がずっと続いているわけですね。

冒頭私が申し上げましたとおり、これはやっぱり地方自治法には、私権の設定というのはみなされていないですよ、想定されていないですよ。普通財産は除きますけれども。公共あるいは公用として財産を使っていくに当たって、こういった私権の設定というのは想定されていないですよ。

一方、資料要求をさせていただく中で、47件というような形で件数が出ておるわけですが

れども、基本的にやっぱり行政財産、これは皆さんも感覚的にお分かりかと思いますが、所有権設定、これは当然だと思います。卑近な例で申し上げますと、例えば道路、河川もありますけれども、道路というのは、これは行政が造っていくものですよね。ですから、そこには地権者に用地交渉して、必ず道路内民地というものがないという形の中で道路を造っているわけですよね。ただし、過去、道路内民地があった場合には、それは寄附採納というような形の中で事務処理をしていくということが原則かだと思います。

河川の場合には自然があるので、蛇行しながら、災害によって民地内に食い込んで、それが民地になっているような場合、河川区域内の民地というようなものもあるんですが、基本的に道路というのは、道路内の民地はないと。と同様に、行政財産、これについては、やはりそこで私権の設定はないものという形で私は考えておりましたが、それが借地権設定がなされている財産については、これからも方向性の中では、賃借継続というような形でいただいています。これってありでしょうかということですよ。

やはりこれは、公金の使い方といいますか、公金の支出の使い方として、非常にこれは好ましくないかなという形で申し上げたいと思います。やはり漫然と、これからも長期的な支出、これを行っていくということについては、ちょっと許容はできないという形で考えております。これは財政支出のガバナンス、これが非常に弱いと言わざるを得ないと思います。

そういったことについて、具体例をちょっと申し上げますけれども、例えば地権者お二人、Aさん、Bさんという方がいらっしゃるといってお話を進めますが、ある小布施町の中、こういった財産の中で、Aさん、Bさんとが同じ面積で、それぞれ土地を持っていた方がいらっしゃると。Aさんについては、例えば昭和あるいは平成の何年か当時に、じゃこれは売らまじょうと、先祖伝来の田畑であり、あるいは土地であったというような形で、ある値段で売りましたと。申込価格で売買契約を結びましたと。ただし、Bさんにつきましては、同じ面積なんですけれども、私は絶対に、これはなかなか、先祖伝来の田畑については、これは売ることはできないと、幾ら小布施町といっても売ることはできない。だから、借地料にしてくれと。その借地料を、ある一定の単価で設定をして借地契約をするわけです。それが10年、20年、30年、40年、耐用年数はそれぐらいあると思いますよね、行政財産は長期的に。それを越えた場合にあっても、同じ額で見直しもせず、交渉もせず、補償せずという言い方は非常に酷ですけども、要するに単価の減に向けた交渉もしないで、継続を繰り返してきたのではないかなと。非常にこれは厳しい言い方ですけども、そういったようなことが、各所管課の中では行われていたのかなと思います。



ですので、BさんがAさん以上に、既に累計額として借地料を頂いているのであれば、これは寄附採納だとか、あるいは極端な減額交渉していくとか、そういったことが当然やはり求められるんじゃないかなということ。その対応について伺います。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

○企画財政課長（畔上敏春君） 寺島議員の行政財産の借地契約の見直しについてのご質問にお答え申し上げます。

借地料の見直しにつきましては、議員ご質問の中にありましたように、令和3年度定期監査報告において監査委員より、過去再三にわたって借地料の見直しを指摘してきたところであるが、その根拠が明確でなかったことから、担当部署では積極的に交渉に入れなかった現実がある。現在、監査委員事務局においてこの資料を作成中であり、改善を指導していきたいのご指摘をいただいております。

借地料の見直しにつきましては、3年ほど前に、県や周辺市町村の状況を確認し、一定の方針を示しております。その内容につきましては、固定資産税課税標準額の6%を基本とし、契約更新の際に土地所有者に説明をし、徐々に契約額を下げしていく努力をしてくださいというものでした。しかし、その後、一向に改善が図られてきていない状況にあり、健全財政の維持の面からも大きな負担となっており、反省をしているところでございます。

このような状況を踏まえ、改めて本年10月12日開催の理事者、課長による連絡会議で、賃借料の見直しを段階的に進めることをお願いをしたところであります。

今までお借りした土地の借地料につきましては、価格が高い時期のものや借地額の算定基準が設けられていなかったため、それぞれ単体での価格交渉となっていたこと、また、景観の保全や施設設置の必要性などから、借地料が高額になってしまったものなどがあります。

借地料の見直しにつきましては、まだまだ進んでいない状況にありますが、契約更新の際に借地料の見直しの趣旨を説明し、減額をしていただくものもあります。しかし、これは、町で借地契約している案件の数件にとどまっている状況でございます。

契約時に借地料の改定が進まない理由として、土地返却の話に発展してしまうのではという懸念があることもあるかと思っております。さきに申し上げましたように、借地契約をした際の経緯なども踏まえ、慎重に対応していくことが必要と考えております。

現在見直しを進めている公共施設等総合管理計画、昨年度改定した小布施町公共施設個別施設計画、さらには施設の現状などを考慮する中で、施設の在り方、借地契約の必要性を再検証し、対応してまいりたいと思っております。また、グラウンドや駐車場などの建築物、

施設のない土地については、先ほど申しました計画には入っていませんが、併せて検討をしていく必要があると考えております。

繰り返しになりますが、一斉に借地契約の額を変更することではなく、契約更新の都度、徐々に町の基準に近づけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、ご質問の中に、借地契約ではなく、土地を本来なら購入すべきではないかというご質問もあったかと思いますが、町としましても、更新の際にそのようなお話があった場合には、前向きに検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（小林一広君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） それじゃ、再質問をお願いいたします。

今答弁をいただいた中身の中で、やはりちょっと私も納得できない点があります。というのは、やはり相手から話があって前向きにというようなことではなく、こちらのほうからアクションといいますか、動いていかないと、私は、これはなかなか、ちょっと言葉はなかなかいい言葉が見つからないんですけれども、100年風を待つというような、そんなスタイルになってしまうのかなど。

これだけの案件があるので、相手からの申込みといいますか、話しに行ったときに、相手からこれこれこういうようなあれがあったので、前向きにみたいなのということではなく、私はむしろ、これはそれぞれ町の職員、それぞれいろいろな業務抱えている中で、担当者あるいは係長段階では、なかなか非常に難しい案件になってきつつあるのかなと思います。

公共施設の個別管理計画にも、これは当然影響していくわけですけれども、先ほどの賢い支出ともちょっと関連をするわけですけれども、こういった、あえて言いますが、漫然とした支出、これがやはりこれからも続いていくということ、小布施町がこれからも続けていくんですかということだと思いますね。もしこれが監査請求とかあった場合に、小布施町とすれば、どういった形で対抗していくのか。

個々の地権者には、それぞれのやはり、いろんな状況なりご事情はあろうかと思いますが、ただ、基本的には、やはり小布施町がこういう行政財産として設置をしているものについて私権が設定されている、借地料としてこれからも払っていきます、先ほどの繰り返しになりますが、漫然とこれから長期継続、支出をしていくということについては、やはり私は許容できないということです。

そこで、例えば具体的には、やはりこれは、ある段階をトップといたしまして、例えば税の徴収の場合には、徴収特別のチームというようなものをつくったりもするんですが、非常に今、先ほど新井副町長のほうからも、職員数も少ないという中で、非常にオーバーワークになっているのは重々承知かと思いますが、これはやはり小布施町の非常に大きな課題かなと私は思っておりますので、ぜひこういった対策の特別チームをつくるなり、何らかのアクションを動かさない限りは、なかなか進んでいかないだろうと。

仮にこれから、箱物といいますか、小布施町が行政財産をどこかに造りたいといった場合に、これは私は、ぜひ借地契約でお願いしますといった場合に、これからも借地契約を認めていく、そういった一つのエビデンスになってしまうわけですね。

ですので、私は、一斉に借地契約の額を変更するということについては、というようなご答弁も今ございましたけれども、私はむしろ、一斉にこういったようなことをやっていくべき時期じゃないかなと。それから、桜井、新しい町長、それから副町長も替えて、取り組むべき大きな課題かなと思います。これはやはり歴代の、我々もそういった形で認めてきたという責任も非常にあります。理事者側としても、ぜひその辺は行動を起こすべきかなと思いますが、その辺のご所見について、ちょっと再度お願いをします。

○議長（小林一広君） 畔上企画財政課長。

○企画財政課長（畔上敏春君） 再質問ありがとうございました。

今、議員ご指摘のとおり、全体的な方針というものは、やはり担当者、担当部署だけではできないものだと思っております。

それと、先ほど申し上げましたように、契約更新の際に施設を返せというようになった場合、町全体に関わる部分になってくるかと思えます。こういうものにつきましては、関係する部署のみではなく、全庁的にプロジェクトなりを設置しまして、それぞれの施設について検討し、将来に向けた計画の策定、具体的な策定も必要かと思っておりますので、今後そのような組織の編成なりを内部で検討させていただいて、取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林一広君） 以上で、寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（小林一広君） ご苦労さまです。

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 水 野 貴 雄 君

○議長（小林一広君） 順次発言を許可します。

2番、水野貴雄議員。

〔2番 水野貴雄君登壇〕

○2番（水野貴雄君） それでは、1年ぶりになりますけれども、質問させていただきます。

前町長及び現桜井町長も、人材育成にはかなり力を入れていると思います。今回のスローガンでも、「育む（はぐくむ）」の中には、子供の育成も入ると思います。

それで、小・中学校の学力向上対策についてお伺いします。

小学校6年間は、社会生活の基本を学んでいく期間だと思えます。6年間の基礎と応用の2期間に分けた場合、1年から3年が基礎、4年から6年までが応用と考えられます。

応用の期間になれば、基礎学力不足に対して、どうしても補習が必要と思えます。3年生または4年生の間に、学力不足に対して補習が大事と考えられるが、その補習対策はしているかが1点目です。

2点目、中学校3年間についても、高等教育に向かう期間であると思えます。中学校2年生になれば、将来の職業に関心が芽生える時期であると考えられます。

私も土業をやっているもんですから、昔と違い現在は、特に資格試験がかなり多くなっています。私の取引先についても、どうしても社会的には資格試験がないと、なかなか会社経営も大変です。どうしても資格を取ってもらう、そういうものがこれからますます多くなると思えます。

では、その社会生活では、資格試験の多くが、点数に例えればの話ですが、100点満点の

うち70点で合格するのがほとんど多いです。いわゆる7割近くが答えられなければ資格は取れない。僕らが50年前は、今みたいな、そんなに制度はなかったです。今は物すごく多くなりまして、これからますますそれが入ってくるような気がします。であれば、中学生の卒業までに同程度の学力があることがどうしても望ましいと考えるが、補習について伺います。

まず1つ目、中学2年生のときに、さらに学力の補習、これは小学校が中学校になって、さらに中学2年になれば将来の希望を意識する。ただ、そのときに7割程度の力がついていれば、そんなに苦にはならないと、これは私の私見ですけれども、思います。そのときに補習が必要と思われる生徒に対してどうしているか。何もしないのか、しているのか、する気があるのかないのか、今現状をお聞きします。

2つ目、さらに3年生の2学期からは、今度、高校受験という新たな段階に入ります。確かに3年の2学期からでは遅いかもかもしれませんが、3年生は中体連、そういうものについては1学期で終わりますから、2学期からは学力に向かう時期じゃないかと思います。それに対して補習授業が必要と考えられるが、その対策はしているのか。

僕はまだ小布施町に来て3年ですが、僕が50年前の中学校のときにはしていただきました。毎日1時間5科目、それで、ある程度、自分の能力は補われました。ただ、今は50年前と時代が違うんで、同程度にはいかないんですけれども、実際必要がない程度の学力を今保持しているのであれば、必要はないと思います。

以上3点ですが、よろしくお願いします。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） それでは、水野議員の質問にお答えしたいと思います。

小・中学校の学力向上という件なんですけれども、答弁の前に、私どもが関知しているのは小学校、中学校ですけれども、中学を卒業する段階では大変いい成績になっています。そのために何をやっているかというのをこれから申し上げますけれども、いろんな意味で、非常にいい成績になっているということをまず申し上げて、答弁したいと思います。

まず最初に、小学校における学力不足の児童に対する補習授業、補習対策ということなんですけれども、小学校の学習において、特に低学年からの積み重ねが基礎となるのは算数であります。授業の中で、以前に学習した内容について振り返りながら確認をした上で、新しい内容の学習を進めていくというような授業を行っています。また、定期的に復習問題の時間を取るなど、基礎となる学力の定着に努めています。

算数は基礎学力に個人差が生まれがちですので、4年から6年については少人数学級を行っています。児童と保護者の希望を取って、クラスを2つに分けております。どんどんコースというのとじっくりコースの2つですけれども、別々の教室で、1人は学級担任、1人は少人数学習担当教員が、それぞれ授業を行っています。

じっくりコースでは、これまでの学習で十分定着していない内容についても補習をしながら学習を進めて、基礎学力の定着を図っています。それから、現在行われている朝から午後までの学校の授業課程の中では、なかなか補習時間を取るというのはできないんですけれども、9月の1か月間、多少プログラムを変えて1か月間行いましたら、最終的に15分から20分の補習授業も取ることが可能だと、こういうふうになりました。ただ、今、補習授業、そのプログラムに変えているわけではありませんけれども、これからさらに補習が必要だということになれば、毎日20分程度の補習を行えるようなプログラムをできるなど今思っています。

これを実際に行うときには、かなりタブレットも使っておりますので、タブレット端末で自分で必要な学習を自分で決めて、15分なり20分補習していくということになると思います。

それから、中学校なんですけれども、中学校における学力の補習と高校受験対策としての補習ということなんですけれども、答弁としては、中学校では日頃の家庭学習の取組状況をしっかり把握しています。個々に応じた補習指導を実施しているようにしています。各教科、特に受験の5教科では、授業と関連した家庭学習を行い、提出されたノートやプリントからつまづいているところなどを把握して、休み時間や放課後に個別指導をしております。授業で、さらに重点的に補充指導もしています。

それから、学習支援ボランティアという先生がお一人おります。無料で支援していただいている先生なんですけど、この先生による放課後学習も実施しています。

それから、学力に不安のある生徒に対して、担任や教科担任による個別指導も実施しています。学習内容を定着させ、学習要項を高められるように努めています。

それから、不登校傾向の生徒には、放課後や部活動終了後に個別で補習授業を実施しています。基礎的な学習内容を定着できるように図っています。

数学と英語について申し上げますが、数学では1・2年生は、通常学級と基礎的な学習を重点に行う2つのコースに分けて、要するに小学校の高学年と一緒になんですけど、クラスを2つに分けています。それで、基礎的な学習のほうを重点にするクラスと通常のクラスと2つに分けています。

それから、3年生では、全てのクラスで2人の先生で授業を行っております。TTによる指導を実施しています。基礎的な学習内容を確実に理解できているかなど、生徒一人一人の学習状況を的確に把握し、きめ細やかな補習指導に心がけています。

それから、英語なんですけれども、英語は1年から3年、全てのクラスで2人の先生による、TTによる指導を実施しています。一人一人に声をかけて、困っていることや分からないことに対して補充指導をしています。さらに、ALTが1人入っていますので、ALTの指導では、コミュニケーションの場面を毎授業ごとに取り入れて、英語による表現力を高めています。また、一人一人にリスニングテストを実施し、個別の技能に応じて丁寧に補充指導をしています。

それから、通常学級に入れられない特別支援学級の生徒や不登校傾向の生徒、あるいは集団が苦手な生徒などについては、3名おります生活指導員による個別指導を行っております。これによって、学習への意欲を高められるよう、基礎的な学習内容への補充指導を繰り返して、個別の学習状況に応じて丁寧に対応しています。

さらに、中学3年生、高校受験を控えた1年間なんですけれども、進学会による英語と数学の学習支援セミナーを1年間行っております。さらに、夏休みには夏季セミナーも、数日間ですが行っております。

これらの一連のいろんなことをやっている成果として、高校の受験状況も、それから毎年1回行われています全国学力調査でも、今のところは大変いい結果になっております。

以上であります。

○議長（小林一広君） 水野貴雄議員。

○2番（水野貴雄君） 現状の学力不足に対するの対応はよく分かりました。

それで、2点ほどお聞きしたいんですが、中学校における通常と基礎的なということは、別な言い方すると、習熟度とっていいんでしょうか、通常と基礎の境は何で判断されているんでしょうか。それが1点ですね。

あともう一点は、今、素晴らしい成績と言われました。ただ、僕が個人的に思うのは、やはり肉体的な障害があったり、いろいろなものに対してのものと、あとは通常のもの、健常者と、言い方が、非健常者がいた場合は、今いろいろ教育長が言われたことは、すごく素晴らしいと思いました。ただ一般的に、僕も、町では中学校までで終わりです、すごい学力テストもいいと聞きました。そのいいというのは、どのぐらいのことでいいと言っているのか、もう少し具体的に。

例えば、僕が先ほど言いましたように、どうしても社会生活で、それなりに人生設計していくには、すぐ一概には言えませんけれども、資格試験というものを捉えれば、そのぐらいの程度の能力は、どうしても卒業時にあれば意外といい。例えば、これは飛躍的な言い方かもしれませんが、僕も今まで40年仕事をしてきて、取引先でも資格を取る場合には、やはり中学校理解、70点以上を取っている子と50点ぐらいの子とを一緒に育成する場合は、50点のほうが3倍ぐらいかかっちゃいます。実際かかっています。私の職員もそうでした。ですから、せめて同程度を中学校時代に取れていればいいかなという感じはします。

ですから、今教育長が、素晴らしい成績であればどのぐらいなのか。点数で測ることは難しいかもしれませんが、7割程度の能力をできれば全員持って卒業されるのが一番いいですが、それはちょっと難しいかもしれませんが、それに近いようなものがあれば、僕はそれは小布施町にとっても、子供たちにとっても、素晴らしいことじゃないかなと思います。

以上、2点ほどお願いします。

○議長（小林一広君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） 小学校4年から中学2年までのクラスを2つに分けた少人数学級ですね、これが言われる習熟度別になります。これはどういうふうに分けているのと、こういうことなんですが、点数でぱっと切るわけではありません。子供、児童・生徒と親御さんの、希望といたら変ですけれども、どちらに、基礎的なコースのほうがいいかなと、こう思われる児童・生徒、あるいは親御さんの判断で、多少点数が中間にいても、基礎がちょっとまだしっかりできていないから、一旦基礎的なコースのほうに入って、基礎をきちっとつくってから普通のコースに戻るといって親御さんなんかもいますので、結果としてそういう子供が、言い方は悪いんですが、須坂高校へ入ったりしているわけなので、必ずしもどこかからぱんと分けているわけではありません。もちろん通常のコースから基礎コースに入る場合もありますし、逆の場合もあります。

それから、具体的に何をもって成績がいいんだというのは、幾つかあると思いますね。中学3年でいきますと、高校受験があるので、どういう状況の高校にどのぐらい入れたかというのも一つだと思いますね。それから、全国的にいうと、去年はコロナで行われませんでしたけれども、基本的に毎年4月に全国一斉に行われる全国学力・学習状況調査という、通常の年は、小学校は国語と算数、中学は国語と数学、5年に1回、理科や英語が入ってきますけれども、去年は国語と算数、国語と数学だけでした。こういうところで比べてみると、ど



うなっているんだなというのは分かると思います。

まず、高校受験の状況なんですけれども、これは5教科で入試を行います。じゃ、小布施中学校のこの数年の高校受験の点数はどうなっているの。点数というのは、その期、年々によって問題の難易度が違うので、必ずしも毎年同じ点数になるというわけではありませんけれども、ここの4年間ぐらいでいきますと、長野県の高校受験の平均点数と小布施中学校の高校受験の平均点数でいきますと、おおむね7%から8%ぐらい高いですね。ですから、300点、県下で平均取っていれば、三百二十何点取っていると、こういう状況であります。山之内、中野、それから小布施、高山、須坂、この第2通学区の平均点からいきますと、10%から12%ぐらいいいという成績に今のところなっています。

その結果として、高校にも、卑近な言い方しますと、偏差値があるので、この辺でいきますと、一番高い長野高校から、次の須坂高校というふうに偏差値がありますけれども、長野高専もあります、おおむね偏差値60以上の高校、この辺でいきますと吉田高校、須坂高校ぐらいが60、61というところなんですけれども、そこに何人入ったかというのも、これも結果として、成果が出たかどうかというのは分かると思いますけれども、偏差値60というと、100人いて16人入れるというのが偏差値60なんですけれども、この4年間ほどは、ほぼ30%入っていますね。だから、100人卒業しますと、ほぼ30人が偏差値60以上の高校に入っています。

それから、全国学力・学習状況調査でいきますと、今年はちょっと特によかったというのもあるんですけれども、今年は中学でいきますと、国語と数学なんです、全国の平均点というと、大体国語が67点ぐらいだと思います。それから、数学は56点ぐらいだと思います。小布施の中学校の平均点は、それから11点から12点高いという今、状況であります。国語は67点の平均のところ、多分78点取っていると思います。数学は56点の全国平均のところを、67点取っていると思います。国語も数学も75点以上取っている子供が、おおむね3分の2おります。

今年は例年にとって、さらによかったということもありますけれども、今の状況から、今の受験という面だけからいうと、社会生活をしていくのにどうだと言われれば、必ずしも学力だけではありませんけれども、今ご質問の学力という点からいえば、今、大変いいかなと思っております。

以上です。

○議長（小林一広君） 水野貴雄議員。

○2番（水野貴雄君） すばらしい報告、ありがとうございました。

それで、これはまた聞きなんですけれども、中学校の先生方が、部活活動には今従事していないということをちらっと聞いたんですけれども、もしそういうものであれば、今のすばらしい成績は、それは各先生方の常日頃の活躍だと思います。さらに、部活がなくなったから時間があるかということじゃなくて、部活の、できた時間は学力のほうに少し向けられるのであれば、どうなのかなと。それは要望で答えは要りません。

先生方が今、日頃忙しい、忙しいとって、子供に向き合う時間が足りない。先ほどの昨日と今日の質問でも、どうしてもいろんな面で先生方が時間を取られているという現状は聞いています。ただやはり、子供たちも文武、文も必要、武も必要ですけれども、まず文が私は先じゃないかと思うんですね。やはり文がある程度あれば、これは極端な言い方ですけれども、いじめとか何とかも、ちょっとは防げるんじゃないかなと、そんな感じはしますので、一応、先生方の空いた時間を多少子供の学力に使えるのであれば、お願いしたいということです。

議長、次いっていいでしょうか。

○議長（小林一広君） 質問じゃないんですね。

○2番（水野貴雄君） はい、そうです。

○議長（小林一広君） 質問に徹していただきたいと思います。

○2番（水野貴雄君） はい。では、次に移ります。

昨日と今日と、渡辺議員、関議員のほうからも、観光についてはありました。3人が2日間の間に同じ問題をテーマにするのはどうかと思いましたけれども、なぜか、やはり私も小布施町を選んだのは、観光で15年前から小布施町を認知しました。それで、最初は観光で来ました。あとは起業したてで来ました。実際に住みました。

それで、15年前の来たときの観光のにぎわい、10年前、5年前、2年前、今見ると、やはりここは、観光という言葉は適さないですけれども、やはり人が来ないと成り立たない町の一つかなとつくづく思いました。であれば、やはりこれからの観光事業についての将来像も必要じゃないか。コロナ禍における検討、あと平時の、これは非常時のことでしたけれども、僕のほうは平時、これから先を一応伺いたいと思います。

コロナ禍の下で、小布施町の観光事業に重大な影響が生じました。今までに考えられなかった外的要因、災害の一つ、コロナも災害の一つと思えば、来訪者が本当に激減しました。以前の観光に対する意識及び考え方が変わり、観光資源の再認識を考えて、これからは、で

できれば小布施町の町民全員で来訪者を迎えて、二度三度、町に来ていただくように、町民の一部ではなく、どうしても私は気が短いですけれども、403号線沿いの住民と山のほうの住民の方、意識がちょっと違うようなのを感じました。言い方は悪いですが、403号線沿いはいっぱいもうかっている、それちょっと言い方が、定かではないんですけれども、じゃ山のほう、ここでいえば、403、中間、山間といった場合、同じような気持ちで迎えているのか、ちょっとそれは疑問に思います。

であれば、全員が観光ガイドになるような意識改革があればいいんじゃないかなと。403号線だけじゃなくて、山間部も中間部も関係ないんだよ。確かに403号線沿いは、直接的にお土産を買ってもらえますから売上げになる、ただし税金として納付する。山間部はどうかというと、直接的じゃないかもしれないけれども、間接的には出てくる。それは、納税という対価で、町がそれを町民に還元できるとなれば、間接も直接も変わりはないかなと私は思います。

そして、私の考えですけれども、小布施町の観光町の第1期黄金時代は過ぎるんじゃないか、50年前が、北斎館ができて、その当時田んぼの中にあっただのが、果たして町民全員が大賛成だったか、それはちょっと調べてみなきゃ分かりません。でも今は、それによって潤いました。しかし、今度、第2期目の黄金時代を迎えるに当たり、先人の功績を生かして、これから短期・中長期的な方針が必要じゃないか。これはコロナ禍での政策ではないです。これから、やはり第2期の黄金時代を迎えられるようなことが必要じゃないかということで、6項目について伺います。

これは6項目は代表的な例を出しただけで、例示に過ぎません。

1 番目、事業者に対して。

2 番目、商工会、観光協会などの団体に対して。

3、地域、これは町民全員でありますから、各地域自治会、さらにその自治会の住民についてはどうなのか。

4 番目としては、小学校、中学校に対しては何かないのか。道端で聞いたときに、小学生、中学生にちょっと道案内など、問われたときに答えられれば、すばらしいんじゃないかなと私は個人的に思います。

そして、5 番目としては、新規観光事業に対してはないのか。今までのあるものは継続していくのか。しかし長年、これは別な見方ですけれども、300年、400年お店が継続しているのは京都に多いですね。でも、そこは、300年同じことはやっていないですね。ある程度、

ちょっとちょっと直していますね。であれば、我が町の観光も今までの踏襲だけでいいのか。

6番目が、僕も初めて小布施町の駅に降りたときに、あれっ、これ観光の町かなと、一瞬びっくりしました。今は、今日自宅に帰るときに見たら、前よりはちょっといいかなんて感じはしました。なぜか。やはり観光の身とすれば、駅で降りるときには、まず駅前の風景がどうしても目についちゃうんですね。ですから、あとは町内の景観、これはどうなのか。

関議員が言っていたように、看板が昔のまま時々なっている、あと、歩いていくと看板が壊れているのもある、あとは投書箱も紙が入っているのか入っていないのか、紙は自分で用意するのか、鍵はかかっているのか、投書箱もせつかくあるのに傷んでいる。これらは観光のほうから見ると、これただ置いているのかなと、そんな感じもしますから、そういう景観に関しても、やはりもう一度回って歩いて、そういうものもちょっと改善していただければ、今よりは少しはよくなるのかななんて思っていて、一応6項目、代表として例示しました。よろしくをお願いします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） まず最初に、水野議員のご質問の中にありました中心部と山間部の乖離という話がありました。これを許されれば、商業者と、例えば農業者みたいな言い方を、もしも変えていいのであれば、確かにちょっと離れているなという感じが私もいたします。これをつなげていくのも、公約の中にもありましたが、私の一つの仕事だと思っております。

それから、昨日から、これからの小布施町についてのお話を幾つかさせていただきました。特に今回の質問の中では、観光というところを中心にご質問されておりますので、観光に特化した形でお答えをさせていただきます。

新型コロナ感染症拡大によりまして、旅行・外出されるお客様は激減し、当町も感染前に比べ来訪者が大きく減少したことは、議員ご承知のとおりです。

平成30年のコロナ禍以前の町営駐車場利用実績状況から見て、利用台数がおおよそ48%、約1万2,000台の減少となっております。これまでも、国・県でもG o T oトラベル、宿泊割引制度支援やG o T oイート割引食事券、お土産券、県民宿泊割引券などを展開しまして、誘客・需要喚起策に取り組んでまいりました。また、町でも誘客増加策として、県内及び北陸方面、新潟・富山・石川に的を絞りまして、各県の人気テレビ局の番組の中で、高山とのコラボ企画で小布施町を紹介するコーナーを企画し、誘客に努めてまいりました。

コロナ禍で変化した観光動向として、コロナ禍で観光トレンドが変化しており、マイクロ

ツーリズム、ワーケーション、アウトドア、何もない田舎旅行等、関心が高まっております。コロナ終息後の旅行意欲は高く、需要の回復が見込まれるとの日本経済団体からの報告もされています。また、オフシーズンや密集しない観光地へのニーズも高まりつつあり、受入れ側としても、これまで以上に地域全体での魅力向上を図ることが欠かせないと考えます。

令和6年には、長野須坂東インターチェンジに大型商業施設ができ、人の流れも大きく変わります。小布施町しかないもの、小布施町でしか体験できないものをさらに磨き上げていかななくてはなりません。

小布施町に来られる多くのリピーターのリピート率は高く、コロナ禍でも来町していただいております。議員お話のとおり、施設の見どころはもちろん、田園風景、言い伝わる物語や四季折々の景色と地域文化等をケイジョウし、磨き上げながら、町民の皆様が豊かな心で全ての方々のおもてなしの心を持ち、町の魅力や強みを多くの人に伝えられる地域であること、そんなまちづくり、そんな意識が醸成され続けることが小布施町の方向性と考えます。

全ての町民が来町されるお客様を、お金を落としてくれる人として見るのではなく、小布施町を好きな人としてお迎えできれば、さらにすばらしい町になると思います。

議員ご質問の6項目につきましてお答えします。

まず、事業者につきましては、農商工事業者、全ての事業者が横のつながり、縦のつながりを強固なものに築き上げ、質の向上を高めることが不可欠と考えております。

商工会、観光協会等の団体につきましては、お互いの強みを出し合いながら、関係機関と連携し、協働の精神で進めることが必要と思います。

地域、自治会、住民の方々に対してですが、例えば小布施見にマラソンや町民運動会のように、町民のまちづくりへの参加を定着させ、協働を実現している強みを今後も継続していくことが重要と考えます。その目線が町の誇りとなり、町内外において、町民一人一人が小布施ガイドの役割を担っていただけると考えております。

小学校、中学校に関しては、先人の残した地域資源を共有財産とし、地域全体で磨き上げること、その動きを子供たちにも継承し続けることで、伝承と保存、新しい資源の発掘や新たな文化の創造を生み出すことが重要と考えます。

新規観光事業ですが、小布施町の魅力・強みは、決して世界的な歴史的な建造物を保持しているわけではございません。町民一体となって、先人の残した地域資源・資産を共有の財産として丁寧に築き上げる思想、町民力と農業と観光に密接な関連を与え、農産物や販売商品そのものと小布施のイメージアップにつながる要素を磨き上げ、農村文化に価値を見いだ

し、小布施ブランドを町民や企業一体となって進めていくことが ます。また、新しいものを排除せず、柔軟に取り組んでいく開放された精神性が小布施の強みです。それらを守り伸ばしていくことが、新規観光事業の創出につながると考えます。

小布施町の景観及び町内の景観に対しましては、オープンガーデンオーナーさんと長野電鉄職員の皆さんが協働で、駅利用者の町民また小布施町を訪れたお客様に対し、花でおもてなしとして、駅構内や駅前プランターやハンギングバスケットなど花飾りによるお出迎え事業を始めています。

また、近隣住民ボランティアの皆さんが、ポケットパークなどでバラや宿根草を育て、心地よい空間を提供してくださり、また町民の皆様にも、景観や看板などに大変ご配慮いただいております。画一的な でなく、小布施町らしい町並みの意識を共有して整備をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 水野貴雄議員。

○2番（水野貴雄君） 一応私も、車で来たときと電車で来たときと2つ、小布施町に入るルートがありました。今は、これからは車で来る方が多いことが、これからはなってくるんじゃないかなと思います。

それで、どうしても初めて来たときには、案内板がもう少し、地元になれば分かりやすいですね。でも、初めて来たときはやっぱり分からない。一例はこれ、小布施町じゃないんですが、高速道路で最初迷っちゃいました。あそこ、地元になれば分かるんですけども、初めて来た場合は一瞬迷っちゃいますね。そういうのがありました。

それで、観光協会さん、商工会さんが、いろいろ町を見ているんでしょうけれども、やはり定期的に巡回をしていただけないかなと。私が気がつくということは、観光の好きな人は気がついちゃいますね。あれっ、何でかなと、観光の町とうたっている割には、あれっ、ちょっと、大きなことについては、すばらしい建物ありますけれども、意外と小さなことに対して、小さなことに手が入っていれば、大きなことは自然に入ります。でも、意外と小さなことには入りづらいんですね。そんなの知らない、見ていない、分からない。でも、それは逆だと思っんですね。

僕は、そういうことにもやはり目を見ていただければ、町を歩いていると、これは別な問題ですけども、空き家がある、古ぼらしい、隣はすてきな家がある、これは景観としてはどうなのかなと、まず思いますね。リピーターも、あれっ、去年も来たけれども今年

も同じだと、そういう感じになりますから、やはり観光協会が厳然としてある、商工会もある、であれば、やはり年に1回とは言わないけれども、半年に一遍ぐらひは巡回して町を見る。そうすれば、ですから、他人じゃなくて、足元にいっぱいあると思うんです。

そういうものを一つ一つ整えていけば、整理していけば、難しい問題ではないのかなという感じしますので、あとは小学校、中学生も、ある程度観光ガイドにできるような教育のほうもできないのか。それは別の問題ですけれども、一応、再質問は、観光協会等に対して、巡回していただくような方策はできないのかどうか、それ1点だけお願いします。

○議長（小林一広君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 先ほどの関議員からのご指摘もございましたし、また、案内板ですか、表示の不備につきましては、役場、それから観光協会、商工会も含めまして、ちょっと検討いたしまして、極力定期的にチェックをするように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、水野貴雄議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（小林一広君） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時45分

## 令和3年小布施町議会12月会議会議録

### 議事日程(第4号)

令和3年12月17日(金)午後2時開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第1 総務産業常任委員長報告
- 日程第2 議案第67号 行政手続等における押印の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第3 議案第71号 令和3年度小布施町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第4 議案第74号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第5 議案第75号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第6 議案第76号 令和3年度小布施町水道事業会計補正予算について
- 日程第7 社会文教常任委員長報告
- 日程第8 議案第68号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第69号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第72号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第73号 令和3年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第12 議会報告第11号 出納検査の報告について
- 日程第13 議案第77号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第78号 令和3年度小布施町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第15 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議員の派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のほか

- 追加日程第1 総務産業常任委員長報告



追加日程第 2 議案第 77 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第 3 議案第 78 号 令和 3 年度小布施町一般会計補正予算（第 8 号）について

---

**出席議員（12名）**

1 番	寺 島 弘 樹 君	2 番	水 野 貴 雄 君
4 番	竹 内 淳 子 君	5 番	中 村 雅 代 君
6 番	福 島 浩 洋 君	7 番	小 西 和 実 君
8 番	関 悦 子 君	9 番	大 島 孝 司 君
10 番	小 淵 晃 君	12 番	渡 辺 建 次 君
13 番	小 林 正 子 君	14 番	小 林 一 広 君

**欠席議員（1名）**

3 番 関 良 幸 君

---

**地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名**

町 長	桜 井 昌 季 君	副 町 長	新 井 隆 司 君
教 育 長	中 島 聰 君	総 務 課 長	大 宮 透 君
総務課長補佐	荒 井 政 人 君	企画財政課長	畔 上 敏 春 君
健康福祉課長	永 井 芳 夫 君	健康福祉課長補佐	益 満 崇 博 君
産業振興課長	富 岡 広 記 君	建設水道課長	林 信 廣 君
建設水道課長補佐	鈴 木 利 一 君	建設水道課長補佐	芋 川 享 正 君
教 育 次 長	藤 沢 憲 一 君	監 査 委 員	畔 上 洋 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 涌 井 典 男 書 記 柝 津 貴 子

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（小林一広君） ご苦労さまです。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（小林一広君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

3番、関 良幸議員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日、町長から、議案第77号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第78号 令和3年度小布施町一般会計補正予算（第8号）について、議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提出がありましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議事日程の報告

○議長（小林一広君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

---

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました日程第2、議案第67号から日程第6、議案第76号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。  
福島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○総務産業常任委員長（福島浩洋君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月14日午前9時から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、12月会議で付託された議案第67号 行政手続等における押印の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第71号 令和3年度小布施町一般会計補正予算（第7号）について、議案第74号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第75号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第76号 令和3年度小布施町水道事業会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第67号についての主な質疑として、第1条の見出しの中、「目的」を「趣旨」に改める意図は。第2条、性別欄を削除する理由は。今後、性別欄を見直していく考えは。火入れに関する条例で元号が改正されなかった期間、どのような対応をしていたのか。また、今回の改正理由は。火入れに関する条例の必要性について等の発言がありました。

議案第71号についての主な質疑として、宿日直業務委託料の日当と日数は。A I - O C R電算使用料はシステムの使用料か、機器購入費か。A I - O C R電算使用料の金額交渉は。使用料は毎年かかるものか。また、コスト削減の考え方は。A I - O C R業務等を全課的に共有して進めていく仕組みは。幼稚園管理費、公民館管理費、図書館管理費の人件費の減額の理由は。幼稚園の職員補充者の有無は。宿日直業務の見積り日数の整合性は。1款から9款までの人件費トータル2,800万円減額の内容は。空き店舗対策事業の内訳は。河川公園管理費、桜堤管理の対象本数と処置内容は。総合公園整備事業費、公園修繕工事のLED化を計画的に進める考えは。町外保育園保育委託料で町内保育園への入園勧奨は。新型コロナウイルスワクチン3回目接種のタイムスケジュールと接種時期を前倒しする考えは。空き店舗対策費で活用補助金の必要性と土地開発公社等の連携による取組は。ごみ分別処理費の減額理由は。空き店舗対策費で店舗開業はコロナ禍の影響によるものなのか。また、休業の把握

と補助金審査の過程は。宿日直業務の内容、業務している職員層は。宿日直業務を民間委託する方向性は。宿日直手当の実態と職員の負担軽減は等の発言がありました。

議案第74号について、主な質疑として、施設修繕工事費の内容は。当初予算に計上しなかった理由と来年度予算に計上する考えはの発言がありました。

議案第75号についての発言はありませんでした。

議案第76号についての質疑として、水道料5%減収分を今回補正しない理由はの発言がありました。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第67号、議案第71号、議案第74号、議案第75号及び議案第76号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和3年12月17日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

○議長（小林一広君） 以上で、総務産業常任委員長報告が終わりました。

---

#### ◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第67号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第67号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第71号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第74号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第75号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第76号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 日程第7、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました日程第8、議案第68号から日程第11、議案第73号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

中村社会文教常任委員長。

[社会文教常任委員長 中村雅代君登壇]

○社会文教常任委員長（中村雅代君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

12月14日午前10時37分から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、12月会議で付託された議案第68号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第69号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第72号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第73号 令和3年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第68号についての発言はありませんでした。

議案第69号についての質疑の主なものとして、後期高齢者支援金等課税額の未就学児分の被保険者均等割課税の詳細は。後期高齢者支援金分の納税者負担は。また、減額分の補填は国庫負担になるのか等の発言がありました。

議案第72号についての質疑は、マイナンバーカードの保険証利用の周知はの発言がありました。

議案第73号についての質疑の主なものとして、職員増の内容は。介護保険事務での社会福

社士の業務内容は。虐待に対する若年者フォローの担当部署は。国庫負担金償還金は何年分のものかの発言がありました。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第68号、議案第69号、議案第72号及び議案第73号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和3年12月17日、社会文教常任委員長、中村雅代。

○議長（小林一広君） 以上で、社会文教常任委員長報告が終わりました。

---

#### ◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第68号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第68号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第69号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第72号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第73号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議会報告第11号の報告

○議長（小林一広君） 日程第12、議会報告第11号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（小林一広君） 以上で朗読が終了しました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上代表監査委員。



〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから、例月出納検査に関しましてご報告申し上げます。

1 番目として、検査の概要でございます。

（1）検査の対象は、令和3年8月分、9月分及び10月分の次の会計、基金等に係る現金・預貯金等の出納の保管状況でございます。一般会計、国民健康保険特別会計等々から始まりまして、お手元のペーパーのとおり、一時借入金まででございます。

2 番目として、検査の実施日ですが、令和3年9月27日、令和3年10月27日、令和3年11月25日に行いました。

3 番目として、実施した検査の手続ですが、検査の対象となりました現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他、通常実施すべき検査を行いました。

2 番目として、検査の結果ですが、令和3年8月31日現在、同年9月30日現在及び同年10月29日現在における現金・預貯金及び会計管理者から提出されました収支計計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、お手元別表のとおりでございます。

令和3年12月17日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、渡辺建次。

以上でございます。

○議長（小林一広君） 以上で、監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、出納検査の報告を終わります。

---

### ◎議案第77号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第13、議案第77号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第77号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第77号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小林一広君） 日程第14、議案第78号 令和3年度小布施町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で、議案第78号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第78号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

なお、議案第77号及び議案第78号は、本日この後、総務産業常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

---

### ◎議案第79号の上程、説明、採決

○議長（小林一広君） 日程第15、議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長（小林一広君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林一広君） 全員起立であります。

よって、議案第79号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### ◎議員の派遣について

○議長（小林一広君） 日程第16、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣につきましては、お手元にお配りいたしましたとおり派遣

することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員の派遣につきましては、お手元にお配りいたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。日程変更等、細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、日程変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任することに決定いたしました。

先ほど総務産業常任委員会に付託しました議案第77号及び議案第78号について、総務産業常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 3時53分

○議長（小林一広君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎日程の追加

○議長（小林一広君） ただいま、総務産業常任委員長から、先ほど委員会に付託しました案件に係る委員会審査報告書が提出されましたので、ご報告いたします。

お諮りします。お手元に配付いたしました追加日程表のとおり、追加日程第1、総務産業常任委員長報告、追加日程第2、議案第77号及び追加日程第3、議案第78号を日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、追加日程第1から追加日程第3までを日程に追加いたします。

---

### ◎常任委員長報告（議案）

○議長（小林一広君） 追加日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案第77号及び議案第78号を会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

福島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○総務産業常任委員長（福島浩洋君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

本日午後2時37分から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、議案第77号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第78号 令和3年度小布施町一般会計補正予算（第8号）についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第77号についての質疑の主なものとして、減額基準と3か月減額分の総額は。条例規定以外の要綱等はないのか。過去の特別職の減給例は。町へのイメージダウンにつながるが、考えは。町民へは水道料5%減免で十分ではないのか。全容が全て解明した後で条例改正してもよいのではないのか。減額する金額が適切なのか。基準が妥当なのか等の発言がありました。

議案第78号についての質疑の主なものとして、助成金5,000円の算出根拠、最速での給付時期は。助成金を増やす考え方は。他の助成金給付等とのバランスについては。支給する対応が遅いのではないのか。対象者の基準日は。口座振込による支給方法について等の発言がありました。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

た。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行いました。

議案第77号の主な意見として、この条例改正は初めての例であるので、悪い例にならないように慎重に検討すべき。職員の不祥事ではなく対策・対応に向けるべきではないのか。町長の減額に対し、議会が決定する条例である。議会は実行するか否かを決定するものである。町長の決断したことに対し、議会が判断することである。町長のけじめとして賛成である。

討論を省略して採決の結果、議案第77号は挙手多数、議案第78号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和3年12月17日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

○議長（小林一広君） 以上で、総務産業常任委員長報告が終わりました。

---

### ◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（小林一広君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小林一広君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第77号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第77号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 挙手多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第78号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小林一広君） 全員挙手であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会の議決

○議長（小林一広君） 以上で、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

12月会議を閉じ、令和3年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小林一広君） ご異議ないものと認めます。

よって、12月会議を閉じ、令和3年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（小林一広君） ここで、町長から挨拶があります。

桜井町長。

[町長 桜井昌季君登壇]

○町長（桜井昌季君） 令和3年12月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会12月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、本日提出の固定資産評価審査委員会委員の人事案件等も含め、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

本会議初日に議決をいただきました子育て世帯への臨時特別給付金は、現在、事務処理を進めており、高校生を養育する世帯など一部の世帯を除いた児童手当を受給する約700世帯に、12月24日に現金5万円を支給する予定です。

また、本会議でお認めいただいた非課税世帯への灯油等購入助成事業につきましては、早

急に対象者に通知を発送し、できるだけ早く支給ができるように努めてまいります。

現在開会中の臨時国会での議決が予定されている非課税世帯等への10万円給付事業や子育て世帯への臨時特別給付金の残り5万円の支給につきましては、国の補正予算成立後、年明け1月の早い時期に、関連予算を盛り込んだ補正予算のご審議をいただくため、議会の再開をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

さて、今年も残すところ10日余りとなりました。12月26日から30日まで、消防団による恒例の年末夜警が実施されます。令和3年の町内における火災発生件数は、野火火災の減少により、全体としては昨年比で減少傾向にあります。建物火災の件数では3件の増加となっております。各ご家庭や農家の皆様には、火の元の管理、戸締りなどの徹底をお願いし、町民の皆様が安全で安心して、よいお年をお迎えできますことを祈念するものです。

ふるさと納税につきましては、ありがたいことに11月末現在で、昨年同時期より8,000万円ほど増の6億1,000万円ほどのご寄附を頂いております。例年、年末に駆け込みでのご寄附を頂くことが多いことから、遺漏なきよう準備を進め、今後も寄附を通じて応援いただく小布施ファンの増加に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響で延期されておりました昨年の成人式を、成人の集いとして1月4日土曜日に、また、今年度の成人式を1月10日月曜日、成人の日に開催いたします。今年度の成人式の対象となる皆さんは118名であり、現在、93名の皆さんが出席を予定しております。成人の集いにも成人式にも、議員の皆さんに来賓としてご出席をお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

9月27日から販売いたしましたビッグプレミアム商品券は、利用期間が12月31日までとなっております。12月12日時点での利用率は82%ほどとなっております。利用期限までに本商品券をご利用いただくよう、広報等に努めてまいります。

新年の風物詩、小布施の安市が1月14日金曜日と15日土曜日の2日間、皇大神社境内を中心に開催をされます。今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小、行者による火渡りの神事は中止とのことです。テークアウトができる食品を扱う屋台は一部再開し、福だるまや縁起物の販売、だるまのお焚き上げは例年どおり行いますので、感染症対策を万全にしてお越しください。

新型コロナウイルス感染症は、全国的に落ち着いている状況にありますが、年末年始は帰省や旅行等で移動が多くなり、年明け以降に感染拡大が起こる可能性もあります。引き続き基本的な感染対策を徹底していただき、穏やかな年末年始をお過ごしください。



本会議並びに委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分検討いたしまして、今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいる所存です。

大変寒い日が続いております。議員各位におかれましても健康に留意され、ご健勝でご活躍いただきますとともに、町議会のますますのご発展と令和4年がよい年となりますよう祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長（小林一広君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（小林一広君） これにて12月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月17日

議 長 小 林 一 広

署 名 議 員 小 西 和 実

署 名 議 員 関 悦 子